

- (三) 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事、
- (四) 證書及公文書類ヲ保管スル事、
- (五) 法令又ハ市町村會ノ議決ニ依リ使用料手数料加入金市町村稅又ハ夫役現品ヲ賦課徵收スル事、
- (六) 其他法令ニ依リ市町村長ノ職權ニ屬スル事項、

三九 名譽職ト有給職トノ差異ヲ舉ケヨ

- 名譽職ト有給職トハ專ラ左ノ點ニ於テ差異アリ、
- (一) 名譽職ハ其任ニ當リタルトキハ法律上之ヲ擔任セサル可ラサル義務ヲ有スルモ、有給職ハ斯ノ如キ義務ヲ有セス、
 - (二) 名譽職ハ一定ノ任期アリテ其任期中ハ自由ニ退職スルコトヲ得サレトモ、有給職ハ任期ナキモノ多ク任期アルモノト雖モ自由ニ退職スルコトヲ得ルヲ通則トス、
 - (三) 名譽職ハ市町村ノ公民ナラサル可ラサルモ、有給職ハ公民タルコトヲ必要トセス、
 - (四) 名譽職ハ他ニ本業ヲ有スル者ナルヲ以テ實費辨償及報酬ヲ受クルノミニシテ給料又ハ退職料等ヲ受クルコトナキモ、有給職ハ給料ノ外退職料ヲ受クルノ權利ヲ有ス、
 - (五) 名譽職ハ義務的就職ナルヲ以テ何等ノ資格要件ヲ要セサレトモ、有給職ハ就職上試験合格、特定

ノ經歷其他種々ノ資格要件ヲ具フルコトヲ要スルヲ普通トス、

四〇 給料ト報酬トハ如何ナル差異アリヤ

給料ハ官吏ノ俸給ト同シク專ラ吏員ヲシテ其地位ニ相當ナル生活ヲ營マシムル爲ニ給スルモノナルモ、報酬ハ單ニ勞務ニ對スル報酬トシテ與フルモノタルニ過キス、故ニ名譽職カ報酬ヲ受クルコトアルモ之カ爲ニ有給職ト變スルモノニ非サルナリ、

四一 市町村ノ事務ノ範圍ヲ説明セヨ

市制及町村制第二條ニ「市町村ハ官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其公共事務並從來法令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ市町村ニ屬スル事務ヲ處理ス」ト規定セリ、是レ即チ市町村ノ處理スヘキ事務ノ範圍ヲ示セルモノナリ、今之ヲ分類スレハ左ノ如シ、

- (一) 公共事務 公共事務トハ市町村ノ公共ノ利益ニ關スル事務ヲ云フ、例ヘハ土木、勸業、衛生事務ノ如キ是ナリ、彼ノ營利的性質ヲ有スル電車事業或ハ瓦斯事業ノ如キハ茲ニ所謂公共事務中ニ包含セラル、ヤ否ヤニ付議論アリ、然レトモ此等ノ問題ハ其事業ヲ起スノ目的ニヨリテ之ヲ公共事務ナリヤ否ヤヲ決スルコトヲ得ヘシ、即チ營利ヲ其事業ノ目的トスルトキハ公共事業ニアラサル

- モ、公共ノ利益ヲ計ルコトヲ目的トスルトキハ公共事業ト爲スコトヲ得ルモノトス、
- (二) 慣例上ノ事務 地方的慣行ニ依ルモノ、
- (三) 將來法律勅令ニ依リ市町村ニ屬セシメタル事務、

四二 市町村ノ事務ノ種類ヲ擧ケテ説明セヨ

(一) 固有事務ト委任事務 固有事務トハ國家カ市町村團體ノ組織ヲ認ムルト同時ニ其存立目的トシテ委任セラレタル事務ヲ云フ、市町村ハ市町村ノ公共事務ヲ行フテ其存立ノ目的トス、故ニ此公共事務ハ即チ市町村ノ固有事務ナリ、然レトモ國家ハ市町村ノ公共事務以外ニ於テ、國家又ハ他ノ公共團體ノ利益ノ爲ニ特殊ノ事務ヲ市町村ニ委任スルコトアリ、例ヘハ國稅徵收法第五條ニ依リ國稅徵收ノ事務ヲ市町村ニ委任シタルカ如シ、國稅徵收事務ハ市町村ノ公共事務ニアラス、然レトモ其市町村ニ委任セラレタル以上ハ市町村ノ事務ニシテ國家ノ直接ノ事務ニアラス、此點ニ於テハ固有事務ト異ナルコトナキカ如キモ、其利益ノ關スル所ハ專ラ國家ノ爲ニシテ市町村ノ存立目的ノ爲ニスルモノニ非サルカ故ニ固有事務ニアラス、此ノ如ク特別ノ法律又ハ命令ヲ以テ市町村ニ委任シタル事務ヲ委任事務ト云フ、要スルニ市町村制第二條中ニ所謂其公共事務カ即チ固有事務ニシテ、其他法令又ハ慣例ニ依リ市町村ニ屬スル事務カ委任事務ナリ、

(二) 必要事務ト隨意事務 必要事務トハ法令ヲ以テ豫メ其事務ノ種類性質ヲ規定シ市町村ヲシテ必ス之ヲ行フノ義務ヲ負ハシムル事務ニシテ委任事務ハ之ニ屬ス、例ヘハ小學校令ニ於テ小學校ノ設立維持ヲ市町村ノ義務トナシタルカ如シ、此ノ如キ場合ニ於テハ市町村ハ自己ノ意思ヲ以テ其事ヲ行フト否トヲ決定スルノ自由ヲ有セス、隨意事務トハ之ヲ行フト否トハ市町村ノ隨意ノ認定ニ屬スル事務ニシテ固有事務ハ多ク之ニ屬ス、例ヘハ市町村ハ市町村ノ公共事務ヲ行フテ其目的トスルコトハ豫メ市町村制ヲ以テ規定セラル、モ、其如何ナル事務カ市町村ノ公共事務ナルカハ豫メ一定セラル、コトナク、市町村ニ於テ之ヲ隨意ニ判斷スルノ餘地ヲ有スルカ如シ、必要事務ト隨意事務トノ區別ハ強制豫算ニ關係ス、即チ市町村カ、必要事務ニ要スル費用ヲ豫算ニ計上セサルトキハ監督官廳ハ強制豫算ヲ命スルコトヲ得レトモ、隨意事務ニ要スル費用ニ付テハ之ヲ命スルコト能ハサルモノトス、

四三 市町村ニ對スル委任事務ト其吏員ニ對スル委任事務

トノ區別ヲ説明セヨ

市町村ニ對スル委任事務トハ市町村其モノニ委任スル事務ヲ云フ、例ヘハ前題説明中國稅徵收事務ヲ市町村ニ委任シタル場合ノ如キ是ナリ、然レトモ國家ハ時トシテ市町村其モノニ委任スル代リニ

市町村ノ吏員ヲ指定シテ之ニ特殊ノ事務ヲ委任スルコトアリ、例ヘハ戸籍吏ノ事務ヲ市町村長ニ委任スルカ如キ是ナリ、而シテ市町村ニ對スル委任事務ハ委任ニ依リ市町村ノ事務トナルモノナルヲ以テ反對ノ明文ナキ限り其執行ニ要スル費用ハ市町村ノ負擔ニ歸シ、之ニ反シテ吏員ニ委任シテ行ハシムル事務ハ元來國又ハ公共團體ノ事務ナルヲ以テ、之カ執行ノ費用ハ特別ノ明文ナキ限りハ市町村ノ負擔ニ屬セサルヲ原則トス、

四四 使用料、加入金、手数料、過料及過怠金トハ何ソヤ

- (一) 使用料 使用料トハ市町村ノ營造物又ハ財産ノ使用者ヨリ徵收スル收入ヲ云フ、
- (二) 加入金 加入金トハ舊來ノ慣行ニ依リ特定ノ市町村住民ノミ使用權ヲ有スル財産又ハ營造物ノ使用權ヲ得ル爲新タニ加入スル者ヨリ一時ニ徵收スル料金ヲ云フ、
- (三) 手数料 手数料トハ市町村カ一個人ノ爲特ニ爲シタル事務ニ關シ利益ヲ受ケタル當事者ヨリ納付セシムル料金ヲ云フ、例ヘハ身分證明手数料ノ如シ、
- (四) 過料 過料トハ使用料、手数料、特別税ノ納入ヲ強制スル爲怠納者ヨリ徵收スル收入ヲ云フ、
- (五) 過怠金 過怠金トハ市町村吏員又ハ議員ノ職務上ノ義務違背ニ對スル懲戒トシテ徵收スルモノヲ云フ、

四五 市町村税トハ何ソヤ並其性質ヲ述ヘヨ

市町村税トハ市町村カ其財産ヨリ生シタル收入、使用料、手数料、過料、過怠金其他法令ニ依リ市町村ニ屬スル收入ヲ以テ其支出ニ充テ、仍不足アル場合ニ賦課徵收スルモノヲ云フ、而シテ其性質ハ全ク租税ト同一ナリ、

四六 附加税及特別税トハ何ソヤ

市町村税トシテ賦課スルコトヲ得ル税目ニ附加税ト特別税ノ二種アリ、附加税トハ既ニ存スル國税又ハ府縣税ヲ根據トシ更ニ其税額ノ幾分ヲ市町村税トシテ附加徵收スルモノヲ云ヒ、特別税トハ市町村限り別ニ税目ヲ起シテ課税スルモノヲ云フ、而シテ市町村税ハ附加税ヲ先キニシ、特別税ハ附加税ヲ賦課シタルモ尙必要アル場合ニ於テ賦課徵收スルヲ原則トス、蓋シ徵税上附加税ヲ以テ最も便利トナセハナリ、

四七 夫役現品トハ何ソヤ並其性質ヲ述ヘヨ

市町村税ハ金錢ヲ以テ之ヲ徵收スルヲ原則トス、然レトモ或場合ニ於テハ勞役ヲ命シ實物ヲ徵收ス

ルヲ以テ却テ便宜トスルコトアリ、例ヘハ道路、堤防ノ修繕又ハ水害防禦ヲ爲ス場合ノ如シ、此等役ノ賦課ヲ夫役ト云ヒ、實物ノ賦課ヲ現品ト云フ、而シテ夫役及現品ハ其形ニ於テ異ナルモ、其性質ニ於テハ市町村税ト異ナル所ナク、唯金錢ニ代フルニ勞役又ハ實物ヲ以テスルニ過キサレモノトス、

四八 市町村カ公債ヲ起シ得ル場合ヲ舉ケヨ

市町村ノ事務漸次擴張セラル、ニ伴ヒ其一年度内ノ收入ノミヲ以テ其費用ノ全部ヲ支辨シ難キ場合アリ、此ノ如キ場合ニ於テハ已ムテ得ス公債ヲ起サ、ルヲ得ス、然レトモ公債ハ元金償却又ハ利子仕拂等ノ負擔ヲ永ク將來ニ殘スヘキモノナルヲ以テ、左ノ場合ニ非サレハ之ヲ起スコトヲ得ス、
(一) 舊債ヲ償還スル爲ナルトキ、之ハ低利ノ公債ヲ起シテ高利ノ舊債ヲ償還スル場合、又ハ舊債償還ノ期限到來シタルモ他ニ財源ナキヲ以テ已ムテ得ス起債スル場合等ナリ、
(二) 天災地變等ノ爲已ムテ得ス支出ヲ要スルトキ、
(三) 市町村ノ永久ノ利益トナルヘキ事業ヲ起ス場合、例ヘハ水道ヲ敷設シ、又ハ市區改正ヲ行フカ如キ永久ノ事業ニシテ莫大ノ費用ヲ要スルモ一時ニ支辨スル財力ノ足ラサル場合ニ起スモノナリ、

四九 強制、算及代執行トハ何ソヤ

市町村ニ於テ法令ニ依リ負擔シ又ハ當該官廳ノ職權ニ依リ命スル費用ヲ豫算ニ載セサルトキハ市ニアリテハ府縣知事、町村ニアリテハ郡長ニ於テ其理由ヲ示シテ其費用ヲ豫算ニ加フルコトヲ得、之ヲ強制豫算ト云フ、又市町村長其他ノ吏員其執行スヘキ事件ヲ執行セサルトキハ府縣知事(郡長)又ハ其委任ヲ受ケタル官吏、吏員之ヲ執行シ其費用ヲ市町村ニ負擔セシムルコトヲ得、之ヲ代執行ト云フ、是レ共ニ市町村ノ財政ニ對スル監督方法ナリトス、

五〇 市町村監督ノ機關、目的及方法ヲ問フ

市町村ハ一ノ地方自治團體タルト同時ニ又國家ノ行政機關ナリ、故ニ其市町村ノ事務ノ完全ニ行ハル、ト否トハ直接ニ國家ノ利害ニ關係スルモノナルヲ以テ、國家ハ常ニ市町村ニ對シテ監督ヲ行フノ必要アリ、今左ニ監督ノ機關、目的及方法ニ就キ分説セン、

(甲) 監督ノ機關 市ニ對シテハ第一次ニ府縣知事第二次ニ内務大臣之ヲ監督シ、町村ニ對テハ第一次ニ郡長第二次ニ府縣知事第三次ニ内務大臣之ヲ監督ス、其他大藏大臣、行政裁判所等ハ特別ノ事務ニ關シテ又監督權ヲ有スルモノトス、

(乙) 監督ノ目的 市町村ニ對スル監督ノ目的ニ二種アリ、第一ハ積極的ニ市町村カ法律命令ニ違反シ
權限ヲ超ヘ又ハ公益ヲ害スルコトヲ防止シ、第二ハ積極的ニ市町村ヲシテ適當ニ其公共事務ヲ執
行セシムルニ在リ、

(丙) 監督ノ方法 監督ノ方法左ノ如シ、

- (一) 事務ノ報告ヲ爲サシメ書類帳簿ヲ徴シ又ハ實地ニ就キ事務ヲ視察シ若ハ出納ヲ檢閲スルコト、
- (二) 違法、越權又ハ公益ヲ害スル市町村會ノ議決ヲ停止シテ再議ニ付シ又ハ之ヲ取消スルコト、
- (三) 市町村會ノ解散ヲ命スルコト、
- (四) 強制豫算代執行代議決ヲ爲スコト、
- (五) 市町村會ノ議決中特定ノモノニ認可ヲ與フルコト、
- (六) 市町村吏員ノ選任ニ參與シ其身分上ノ監督ヲ行フコト、
- (七) 市町村吏員ニ對シ懲戒ヲ行フコト、
- (八) 市町村ノ處分ニ對シ訴願又ハ行政訴訟ヲ許スコト、

五一 市町村内ノ區及部ノ性質ヲ説明セヨ

市制及町村制ニ依レハ市町村内ニ區又ハ部ト稱スル種々ノ小區劃アリ、其性質ニ付左ニ分説セン、

(一) 市制第六條ノ市ノ區 即チ勅令ヲ以テ指定シタル市ノ區ハ之ヲ法人トスト明規セルヲ以テ此ノ區
ノ性質ニ付テハ一點ノ疑ヲ存セズ、

(二) 市制第八十二條又ハ町村制第六十八條ノ區 即チ市制第六條ノ市ヲ除キタル他ノ市又ハ町村ノ區
ハ處務便宜ノ爲ニ設ケラル、行政區ニ過キサレカ故ニ法人ニアラス、

(三) 市制第四百四十四條町村制第二百二十四條ノ部 茲ニ所謂部トハ市町村ノ一部ニシテ財産ヲ有シ若ク
ハ營造物ヲ設クルモノヲ云フ、此部ハ法人ナリヤ否ヤ法文上何等ノ規定ナキヲ以テ多少疑惑ヲ生
スル嫌ナキニアラスト雖モ、既ニ市町村ヨリ獨立シテ財産營造物ヲ有シ、其管理及處分ニ付市町
村ニ關スル規定ヲ準用シ、且會計ヲ獨立スル等ノ點ヨリ觀察スルトキハ法人ナリト解スルヲ正當
ト信ス、

右ノ外市制第十六條ニ選舉區アリ、市制第二百二十二條町村制第二百二條ニ營造物ノ費用負擔部アルモ
是等ハ行政上ノ區劃ニ過キサレナリ以テ固ヨリ法人ニアラス、

五二 市町村組合ノ意義及其性質ヲ述ヘヨ

市町村ノ事務ハ市町村自カラ之ヲ行フヘキモノナルモ、時トシテ市町村カ獨立シテ之ヲ行フコト能
ハサル場合アリ、此ノ如キ場合ニ二個以上ノ市町村カ其事務ヲ共同シテ處理スルカ爲設ケル所ノ組

合テ市町村組合ト云フ、例ヘハ傳染病豫防組合、學校組合ノ如キ是ナリ、而シテ此組合ノ性質ノ法人タルコトハ市町村制ノ明記セル所ナリ、

五三 市町村組合ノ種類ヲ舉ケヨ

市町村組合ハ其設立方法ニ依リ之ヲ區別スルトキハ(一)協議上ノ組合ト強制組合トノ二種ニ分ツコトヲ得、協議上ノ組合トハ關係市町村ノ協議ニ依リ府縣知事ノ許可ヲ得テ設ケルモノヲ云ヒ、強制組合トハ公益上必要アル場合ニ於テ、府縣知事カ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ、府縣參事會ノ議決ヲ經、内務大臣ノ許可ヲ得テ設ケルモノヲ云フ、又市町村組合ハ其處理スヘキ事務ノ分量ニ依リ區別スルトキハ(二)一部組合ト全部組合トノ二種ニ分ツコトヲ得、一部組合トハ市町村カ或事務ノ一部ヲ共同處理スル爲設ケル組合ヲ云ヒ、全部組合トハ町村ノミカ特別ノ必要アル場合ニ於テ或事務ノ全部ヲ共同處理スル爲設ケル組合ヲ云フ、全部組合ヲ組織スル場合ニハ寧ロ町村ヲ合併スルヲ得策トナスモ、地方ノ事情ニ因リ合併スルコト能ハサル場合ニ於テ組合ヲ組織スルモノトス、

五四 郡ノ組織ヲ述ヘヨ

郡ハ町村ヲ以テ組織スル中級ノ地方團體ナリ、市町村ハ土地及住民ノ二要素ヲ以テ組織セラル、ト

雖モ、郡ハ町村其モノヲ以テ組織セラレ土地及住民ヲ直接ノ要素トセス、是レ郡カ市町村ト其組織ヲ異ニスル要點ナリ、

五五 郡ノ機關ニ就テ説明セヨ

總テ法人ハ權利ノ主體ナリ、然レトモ法人ハ心理上ノ意思ノ働キヲ有セサルカ故ニ、其權利ヲ主張スルニハ其意思ヲ發表スル手段ナカラサル可ラス、其手段ハ即チ法人ノ機關ナリ、郡ハ一ノ法人ナルカ故ニ又必ス其機關ヲ備フルコトヲ必要トス、郡ノ機關ニ三アリ、(一)郡會、(二)郡參事會、(三)郡長是ナリ、郡會及郡參事會ハ郡ニ特別ナル議決機關ニシテ、郡長ハ國家ノ機關ニシテ兼テ郡ノ執行機關ナリ、

五六 郡ト市町村トハ其廢置分合又ハ境界變更ヲ行フ場合

ノ手續ニ如何ナル差異アリヤ且其差異ヲ設ケタル理由如何

(一)手續 郡ノ廢置分合又ハ境界變更ヲ要スルトキハ總テ法律ヲ以テ之ヲ定メ、市ノ廢置分合ノ場合ニハ關係アル市町村會及府縣參事會ノ意見ヲ徵シテ内務大臣之ヲ定メ、市ノ境界變更及町村ノ廢

置分合又ハ境界變更ヲ爲サトスルトキハ府縣知事ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ定ムルモノトス、
(二) 差異ノ理由 郡ハ市町村ニ比スレハ其自治權ノ範圍狹クシテ、自治團體タルヨリハ寧ろ國ノ行政區劃タルコト其重ナル性質ナルヲ以テ、其區域ヲ變更スル場合ニモ郡自身ノ之ニ參與スルコトヲ許サスシテ、專ラ國ノ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコト、爲シタルモノナリ、

五七 郡會ノ組織ヲ述ヘヨ

郡會ハ郡内町村公民中ヨリ選舉シタル議員ヲ以テ之ヲ組織ス、郡内ノ町村公民ニシテ町村會議員ノ選舉權ヲ有シ且其郡内ニ於テ一年以來直接國稅年額三圓以上ヲ納ムル者ハ郡會議員ノ選舉權ヲ有シ五圓以上ヲ納ムル者ハ被選舉權ヲ有ス、郡會議員ノ選舉ハ原則トシテ各町村ヲ選舉區トシ、其投票ハ無記名ニシテ且單記制ニ依ル、議員ノ數ハ十五人以上三十人以下ヲ原則トシ、郡ノ狀況ニ依リ内務大臣ノ許可ヲ得タル場合ニハ四十人マテ増加スルコトヲ得、

五八 郡會ノ議決スヘキ事項ヲ舉ケヨ

郡會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ、

- (一) 歳入出豫算ヲ定ムル事、
- (二) 決算報告ニ關スル事、
- (三) 法律命令ニ定ムルモノヲ除ク外使用料手数料及夫役現品ノ賦課徵收ニ關スル事、
- (四) 不動産ノ處分並買受讓受ニ關スル事、
- (五) 積立金穀等ノ設置及處分ニ關スル事、
- (六) 歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲ス事、
- (七) 財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事、但法律命令中別段ノ規定アルモノハ此限リニ在ラス、
- (八) 其他法律命令ニ依リ郡會ノ權限ニ屬スル事項、

五九 郡會ハ何故ニ市町村會ニ比シ其權限ノ範圍狹キヤ

郡ハ市町村ニ比スレハ其自治權ノ範圍狹キヲ以テ、其議決機關タル郡會ノ權限モ亦市町村會ニ比シテ狹隘ナリ、即チ市町村會ハ市町村ニ關スル一切ノ事項ヲ議スルノ權限ヲ有シ、其權限トシテ列記セル事項ハ單ニ其概目ヲ例示スルニ止マレリト雖モ、郡會ノ權限ハ制限的ニ列記シタルモノナルカ故ニ其範圍ヲ超ヘテ議スルコトヲ得サルナリ、

六〇 郡參事會ノ組織及權限ヲ述ヘヨ

郡參事會ノ組織及權限左ノ如シ、

- (甲) 組織 郡長及名譽職參事會員五名ヲ以テ組織シ郡長ヲ以テ議長トス、
- (乙) 權限 郡參事會ハ郡會ノ補充的議決ヲ爲スノ權限ヲ有ス、即チ左ノ如シ、
 - (一) 郡會ノ委任ヲ受ケ其權限ニ屬スル事項ヲ議決スル事、
 - (二) 臨時急施ヲ要シ郡會ヲ招集スル暇ナキ場合ニ郡會ニ代テ議決スル事、
 - (三) 郡長ヨリ郡會ニ提出スル議案ニ付郡長ニ對シ意見ヲ述フル事、
 - (四) 郡會ノ議決シタル範圍内ニ於テ財産及營造物ノ管理ニ關シ重要ナル事項ヲ議決スル事、
 - (五) 郡費ヲ以テ支辨スヘキ工事ノ執行ニ關スル規定ヲ議決スル事、
 - (六) 訴願、訴訟及和解ニ關スル事項ヲ議決スル事、
 - (七) 其他法律命令ニ依リ其權限ニ屬スル事項、

六一 郡長ノ地位及權限ヲ述ヘヨ

(甲) 地位 郡長ハ國家ノ機關ニシテ兼テ郡自治團體ノ執行機關ナリ、

- (乙) 權限 郡長ハ郡ヲ統轄シ之ヲ代表スルモノナリ、其權限ノ大要左ノ如シ、
 - (一) 郡費ヲ以テ支辨スヘキ事件ヲ執行スル事、
 - (二) 郡會及郡參事會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其議案ヲ發スル事、
 - (三) 財産及營造物ヲ管理スル事、但シ特ニ之カ管理者アルトキハ其事務ヲ監督スル事、
 - (四) 收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事、
 - (五) 證書及公文書類ヲ保管スル事、
 - (六) 法律命令又ハ郡會若ハ郡參事會ノ議決ニ依リ使用料手数料郡費及夫役現品ヲ賦課徵收スル事、
 - (七) 其他法律命令ニ依リ郡長ノ職權ニ屬スル事項、

六二 郡長ト市町村長トノ地方行政ニ於ケル地位ノ差異ヲ

舉ケヨ

兩者ノ差異ノ重ナルモノ左ノ如シ、

- (一) 市町村長ハ市町村ノ吏員ナルモ、郡長ハ郡ノ吏員ニ準テ國家ノ官吏ナリ、隨テ郡長ハ文官分限令、文官懲戒令、官吏服務規律等ノ支配ヲ受クルモ、市町村長ハ反對ノ明文ナキ限りハ此等總テ官吏ニ關スル法規ノ支配ヲ受クルコトナシ、

(二)市町村ニ在リテハ市町村一切ノ事件ハ總テ市町村會ノ議決スヘキ範圍ニ屬シ、其執行機關タル市町村長ハ唯其議決ヲ執行シ市町村ヲ代表スルノ外專決處分ヲ爲スコトヲ得サルモ、郡ニ在リテハ郡會及郡參事會ハ郡ノ事件中法律命令ニ規定セラレタル事件ニ付テノ議決ノ權限ヲ有スルニ過キス、從テ其餘ノ事件ハ郡ノ執行機關タル郡長カ之ヲ專決處分スルコトヲ得ルモノトス、

(三)市町村長ハ市町村制其他ノ法律ヲ以テ定メタル場合ノ外ハ、市町村ノ事務ニ就キ監督官廳ノ監督ヲ受クルコトナキモ、郡長ハ郡ノ事務ニ就テモ國家ノ事務ト同シク監督官廳ニ對シテ絕對ニ服從セサル可ラス、從テ市町村長ハ監督官廳ノ命令ニシテ違法又ハ越權ナリト認ムルトキハ訴願ニ依リテ其匡正ヲ求ムルコトヲ得ルヲ原則トスルモ、郡長ハ假令其上級官廳ノ命令カ違法ナリト認ムルトキト雖モ之カ服從ヲ拒ムコトヲ得サルモノトス、

六三 郡會又ハ郡參事會ノ違法議決ニ對スル郡長ノ處置如何

郡會又ハ郡參事會カ違法ノ議決ヲ爲シタルトキハ、郡長ハ自己ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ、理由ヲ示シテ直ニ其議決ヲ取消シ又ハ再議ニ附シタル上仍其議決ヲ改メサルトキハ之ヲ取消スモノトス、

六四 財務ニ關シ郡ト市町村ト異ナル點ヲ擧ケヨ

財務ニ關シ郡ト市町村ト異ナル主要ノ點ハ左ノ如シ、

(一)市町村ハ收益ノ爲ニスル財産ヲ基本財産トシテ維持スルノ義務アルモ、郡ハ此ノ如キ義務ナシ、

(二)市町村ハ和稅ヲ徵收スルニ當リ直接ニ其住民ニ賦課スト雖モ、郡ハ間接ニ賦課ス、是レ市町村ト郡ト異ナル著シキ點ナリトス、

六五 郡費賦課ノ方法如何

郡費ハ郡稅トシテ直接ニ町村人民ニ賦課セス、郡内各町村ニ分賦シ更ニ町村ヨリ町村稅トシテ人民ニ賦課スルモノトス、而シテ其分賦ノ割合ハ其豫算ノ屬スル年度ノ前々年度ニ於ケル各町村ノ直接國稅府縣稅ノ徵收額ニ依ルヲ原則トス、國稅府縣稅ノ徵收額ト云フハ國稅及府縣稅ヲ合算シテ之ニ一定ノ率ヲ乘スルヲ云フ、若シ此分賦法ニ依リ難キ事情アルトキハ、郡長ハ郡會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ得テ特別ノ分賦法ヲ設クコトヲ得ルモノトス、

六六 郡行政ノ監督ヲ説明セヨ

郡ノ行政ハ第一次ニ府縣知事之ヲ監督シ、第二次ニ内務大臣之ヲ監督シ、其他特別ナル事項ニ就テハ大藏大臣之ヲ監督ス、而シテ郡行政ニ對スル監督方法ハ市町村行政ニ對スルト略々同一ナルモ、郡ノ如キ高級ノ地方團體ニ在リテハ其事務ノ影響スル所、國家ノ利害ト密接ノ關係ヲ有スルヲ以テ、市町村ニ比スレハ嚴重ニシテ其監督ノ範圍モ亦廣汎ナリ、

六七 郡長ハ郡吏員ニ對シ懲戒權ヲ有スルヤ

郡吏員ヲ懲戒スルハ府縣知事ノ權限ニ屬スルモノニシテ、郡長ハ懲戒權ヲ有セス、

六八 府縣ノ組織ヲ述ヘヨ

府縣ハ郡及ヒ市ヲ以テ組織セラレタル地方團體ニシテ地方團體ノ最上級ニ位スルモノナリ、其固有ノ事務ヲ有スルコト並ニ法人タル資格ヲ有スルコトハ郡市町村ト異ナル所ナシ、唯府縣ト市町村ト異ナル所ハ郡ト市町村ト異ナルカ如ク其組織ノ要素ニ於テ存ス、即チ市町村ハ其土地及住民ヲ以テ其直接ノ要素トスレトモ府縣ノ直接ノ要素ハ郡若クハ市ニシテ直接ノ土地及住民ナク、其行政區劃ノ市町村ノ土地及住民カ間接ニ府縣ノ土地及住民トナルノミ、故ニ府縣ハ此點ニ於テ郡ト其性質ヲ同フス、

六九 府縣ノ機關ヲ舉ゲヨ

府縣ノ機關ハ郡ト同シク之ヲ議決機關ト執行機關ノ二種ニ分ツ、議決機關ハ府縣會及府縣參事會ニシテ、執行機關ハ獨任制ノ官廳タル府縣知事ヲ以テ之ニ充ツ、此等各機關ノ組織權限等ハ郡ニ於ケル各機關ト大同小異ニシテ、注文ヲ一讀スレハ自ラ明瞭ナルヲ以テ一ハ煩ヲ避ケ一ハ讀者諸君ノ答案作成ノ練習ニ資センカ爲メ特ニ茲ニ叙説セス、

七〇 府縣會ノ外更ニ府縣參事會ヲ設ケタル理由ヲ説明セヨ

府縣會ノ外更ニ府縣參事會ヲ設ケタル理由ハ概テ左ノ二點ニ存ス、
(一) 府縣會議員ハ府縣ノ各所ニ散在セルヲ以テ、之ヲ招集スルニハ費用ト時日ヲ要シ屢其開會ヲ爲スコトヲ許サス、而シテ其議決ヲ要スヘキ事項ハ隨時類繁ニ發生スヘキヲ以テ、事ノ緊急ヲ要シ府縣會ヲ招集スルノ暇ナキ場合ニ處スル爲府縣會ノ外別ニ之ヲ議決スヘキ適當ノ機關ヲ要ス、
(二) 府縣會議員ハ廣ク府縣ノ有權者中ヨリ選舉スルモノナルヲ以テ、必シモ行政上ノ專門ノ智識アルコトヲ期スルヲ得ス、從テ事件ノ大綱ヲ議スルニハ適當ナリトスルモ、其細綱ニ亘ルモノ若クハ

法律問題ニ關スルモノ等稍専門ノ智識ヲ要スヘキモノニアリテハ、之ヲ議決スルニ適當ノ機關ト云フコトヲ得ス、

七一 府縣會ハ自カラ議案ヲ發スルコトヲ得ルヤ

府縣會ニ議案ヲ提出スルハ、府縣知事ノ權限内ニ在ルモノニシテ府縣會ハ議案ヲ提出スルノ權限ナシ、唯府縣知事ヲシテ議案ヲ提出セシメンカ爲建議案ヲ提出スルヲ得ルノミ、

七二 府縣會ノ停會ト閉會ノ區別並停會前ニ於ケル議事ハ

停會又ハ閉會後之ヲ繼續スルモノナルヤ否ヤ

- (一) 停會ハ會期中府縣會ノ活動ヲ中止スル行爲ニシテ、或ハ解散ノ準備トシテ之ヲ行ヒ、或ハ議場紛雜公平ノ議決ヲ行ヒ難シト認ムル場合ニ之ヲ行フモ、閉會ハ府縣會ノ活動ヲ終止スル行爲ナリ、
- (二) 停會ハ活動ヲ中止スルニ止マリ之ヲ終止スルモノニ非サルカ故ニ、停會ノ期限ヲ經過スルトキハ府縣會ハ新タニ之ヲ召集シ又ハ閉會ヲ命スルコトナクシテ自カラ集會スルモノナリ、從テ議事ハ停會前ノモノヲ其儘繼續スルモノトス、
- (三) 閉會ハ府縣會ノ活動ヲ終止スルモノナルカ故ニ、會期不繼續ノ原則ニ依リ、停會前ニ於テ未タ議

決ヲ經サル議案ハ閉會ト同時ニ消滅スルモノトス、

七三 左ノ問題中抹符セル所ヲ解釋セヨ

- 府縣制第八十五條 府縣會召集ニ應セス又ハ成立セサルトキハ府縣知事ハ……處分スルコトヲ得、
- (一) 召集ニ應セス 茲ニ所謂「召集ニ應セス」トハ、召集ニ應セサル府縣會議員カ一人ノミナル場合又ハ總テノ議員カ盡ク召集ニ應セサル場合ヲ云フモノニ非ス、府縣會ハ定足數ノ出席アルニ依リテ開會スルモノナルカ故ニ、其定足數ニ滿ツルタケノ議員カ召集ニ應セサリシ場合ヲ指スモノナリ、尙其召集ニ應セスト云フハ、最初ノ開會期日ニ於テ參會セサリシヲ云フニ非スシテ、會期中一回モ定足數以上ノ議員カ出席スルコトナクシテ其會期ヲ終リタル場合ヲ云フナリ、
 - (二) 成立セサルトキ 茲ニ所謂「成立セサルトキ」トハ、府縣會カ解散セラレテヨリ未タ總選舉ヲ行ハサル前ニシテ現任議員ナキトキ、又ハ議員ニ缺員ヲ生シ未タ其補闕選舉ヲ行ハサルニ因リ定足數以上ノ現在議員ナキトキ等ヲ云フモノナリ、

七四 府縣會ノ解散ハ何人カ如何ナル手續ヲ以テ命スルカ

府縣會ノ解散ヲ命スルハ、元首ノ大權ニ屬シ内務大臣其裁可ヲ乞フテ之ヲ執行スルモノトス、舊府

縣制ニ於テハ解散ハ勅令ヲ以テ之ヲ命スルモノト爲シタルモ、解散ハ議員ニ對スル一ノ處分令ニシテ、一般臣民ニ對スル效力ヲ有スルモノニ非サルカ故ニ、現行府縣制ニ於テハ勅令ニ依ルコトヲ必要トセスシテ之ヲ改正シタルモノナリ、

七五 府縣稅ト市町村稅ノ賦課ノ性質ヲ異ニセル點ヲ說明

セヨ

市町村ニ要スル費用ハ其財産ヨリ生スル收入及其他ノ雜收入ヲ以テ支辨シ仍不足アル場合ニ於テ始メテ市町村稅ヲ賦課スヘキモノニシテ、市町村稅ハ補充的性質ヲ有スルニ反シ、府縣ノ要スル費用ハ府縣稅ヲ以テ之ヲ支辨スルヲ原則トス、故ニ府縣稅ハ他ノ收入ヲ補充スルノ性質ヲ有スルニ止マラスシテ、府縣收入ノ主要ナル地位ヲ占ムルモノナリ、是レ市町村ハ收入ノ財源タル基本財産ヲ持維スルノ義務ヲ有スルモ、府縣ハ此ノ如キ義務ヲ有セサルト市町村ニ比シ其經濟廣大ナルノ結果ニ因ルモノトス、

七六 府縣ノ豫算ニハ必ス豫備費ヲ設クヘキコトヲ規定シタル主旨并之ヲ以テ府縣會ノ否決シタル費途ニ充ツ

ルコトヲ禁シタル理由如何

府縣ハ豫算ノ範圍内ニ於テ支出ヲ爲スヘク、又豫算ニ定メサル目的ノ爲ニ支出スルコトヲ得サルモノトス、然レトモ物價ノ變動、災害ノ發生其他種々ノ必要ナル事情ニ因リ豫算超過及豫算外ノ支出ヲ爲スノ必要生スルコトアリ、若シ斯ル支出ヲ全然禁スルニ於テハ行政ノ活動ヲ中止セサル可ラサルヲ以テ、例外トシテ之ヲ許容セサル可ラス、是レ府縣制第二百一十一條ニ於テ豫算外ノ支出又ハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クヘシト規定シタル所以ナリ、又之ヲ以テ府縣會ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ禁シタルハ、府縣會ニ於テ否決シタル豫算ハ當然不成立ノモノニシテ、此不成立ノモノニ對シテ支出スヘキ理由ナケレハナリ、

七七 公共組合設立ノ目的如何

元來地方的公共事務ハ地方團體ヲシテ之ヲ處理セシムルヲ原則トス、然ルニ特種ノ公共事務ハ必シモ其利害區域ヲ地方團體ノ區域ト一致スルモノニアラス、例ヘハ水害ヲ豫防シ水利土木ヲ起スカ如キハ、地方的公共事務ノ最モ著シキモノナリト雖モ、此等ノ事業ハ必シモ市町村ノ區域ト其利害ノ範圍ヲ同フスルモノニアラス、隨テ市町村ニテ之ヲ執行スルヲ得サル場合少カラス、此ノ如ク地方

團體ノ區域ト利害範圍ヲ同フセサル特種ノ公共事務ヲ處理スル爲、地方團體ノ外ニ特別ノ公共團體ヲ設クルヲ必要トス、公共組合ハ實ニ此目的ヲ達センカ爲ニ設立スルモノナリ、

七八 水利組合トハ何ソヤ

水利組合ハ公共組合ノ一種ニシテ、之ニ普通水利組合ト水害豫防組合トノ二アリ、普通水利組合ハ土地ノ所有者ノミヲ以テ組織シ、水害豫防組合ハ土地及家屋ノ所有者ヲ以テ組織スルモノナリ、水利事業ハ市町村ニ於テ公共事務トシテ之ヲ起スコトヲ得サルニアラスト雖モ、該事業ハ普通市町村内ノ一部分ニ關係スル場合多キニ反シ、其區域ハ數市町村ニ亘ルコト夥カラサルヲ以テ、市町村ノ外ニ特別ニ公共組合トシテ水利組合ノ設立ヲ許スモノナリ、

七九 普通水利組合ト水害豫防組合トノ差異ヲ擧ケヨ

兩者ノ差異ノ重ナルモノ左ノ如シ、

- (一) 普通水利組合ハ用悪水等専ラ土地保護ニ關スル事業ヲ目的トナシ、水害豫防組合ハ水害防禦ノ爲ニスル堤防、浚渫、砂防等ノ工事ニシテ、普通水利組合ニ屬セサル事業ヲ以テ其目的トス、
- (二) 普通水利組合ハ區域内ノ土地所有者ヲ以テ組合員トシ、水害豫防組合ハ區域内ノ土地及家屋ノ所

有者ヲ以テ其組合員ト爲スナ原則トス、

- (三) 普通水利組合ハ任意的設立ナルモ、水害豫防組合ハ強制的設立ナリ、

八〇 商業會議所トハ何ソヤ

商業會議所ハ商業會議所法ニ基ツキ市ノ區域(特別ノ事情アル場合ニ於テハ市ト市町村又ハ町ト町村ヲ合シテ一地區トナスコトヲ得)ニ依リ商業會議所議員ノ被選舉權ヲ有スヘキ者三十名以上ノ發起申請ニ依リ農商務大臣ノ認可ヲ得テ設立スル公共團體ニシテ、其地方ノ一般商工業ノ利益ヲ圖リ又ハ商工業ニ關シ官廳ニ對シ其意見ヲ報告シ經濟行政ヲ補助スルヲ以テ其目的トシ又之ヲ以テ此團體ノ國家ニ對スル義務トナスモノナリ、

八一 重要物産同業組合トハ何ソヤ

重要物産同業組合ハ、重要物産ノ生産、製造又ハ販賣ニ關スル營業ヲ爲ス同業者又ハ密接ノ關係ヲ有スル營業者ノ集合組織スル公共團體ニシテ、營業上ノ弊害ヲ矯正シ其利益ヲ増進スルヲ以テ目的ト爲スモノナリ、而シテ此組合ノ地區ハ郡市以上ノ區域ニ依ルヲ原則トス、

八二 公共組合ノ種類ヲ列舉セヨ

現行法ニ於ケル公共組合ノ主要ナルモノハ、前掲水利組合、商業會議所、重要物産同業組合ノ外北海道土功組合、臺灣公共埤圳組合、耕地整理組合、農會、水産組合、外國領海水産組合、産牛馬組合、酒造組合、並以上諸組合ノ聯合會等ナリ、

自治制度 終

刑法

刑 法 目 次

總 論

- 一 刑法ノ意義ヲ説明セヨ……………一
- 二 刑法不遑及ノ原則及其例外ニ就テ説明セヨ……………一
- 三 公務員及公務所ノ意義ヲ説明セヨ……………三
- 四 刑罰ノ意義ヲ説明セヨ……………四
- 五 刑罰ノ種類ヲ舉ケヨ……………四
- 六 刑罰適用ニ關スル主義ヲ略述セヨ……………四
- 七 刑罰執行ノ要件ヲ舉ケヨ……………五
- 八 沒收ノ性質ヲ説明セヨ……………六
- 九 沒收ノ目的ニ付テ説明セヨ……………六
- 一〇 過料ト科料トノ區別ヲ述ヘヨ……………七
- 一一 未決拘留ノ意義及目的ヲ述ヘヨ……………七

- 一二 未決拘留日數ノ全部又ハ一部ヲ本刑ニ算入スルコトヲ得ル理由ヲ述ヘヨ……………八
- 一三 刑ノ期間ハ如何ニ計算スルヤ……………八
- 一四 刑ノ執行猶豫ノ制度ヲ設ケタル理由ヲ略述セヨ……………九
- 一五 刑ノ執行猶豫ノ條件ヲ舉ケヨ……………一〇
- 一六 長期ノ刑ニ執行猶豫ヲ認メサル理由如何……………一〇
- 一七 何故ニ拘留刑ニ執行猶豫ヲ認メサルヤ……………一〇
- 一八 財産刑ニ執行猶豫ノ適用ナキ理由ヲ述ヘヨ……………一〇
- 一九 刑ノ執行猶豫ノ効力ヲ説明セヨ……………一一
- 二〇 刑ノ執行猶豫ノ取消ノ原因ヲ舉ケヨ……………一二
- 二一 假出獄制度ヲ設ケタル目的ヲ略述セ……………一二

三三 如何ナル場合ニ假出獄ヲ許スコトヲ得ルヤ……………三三

二三 假出獄ノ處分ヲ取消スコトヲ得ル場合ヲ擧ケヨ……………二四

二四 假出獄及其取消ノ効果ヲ述ヘヨ……………二四

二五 刑罰ノ消滅原因ヲ擧ケヨ……………二五

二六 大赦ト特赦及減刑トノ區別ノ要點ヲ擧ケヨ……………二六

二七 時効ノ意義ヲ説明セヨ……………二六

二八 時効ノ制度ヲ認メタル理由ヲ略述セヨ……………二七

二九 公訴ノ時効ト刑ノ時効トハ其效果ニ如何ナル差異アリヤ……………二八

三〇 刑ノ時効ハ如何ナル時期ニ完成スルヤ……………二八

三一 犯罪ノ意義ヲ説明セヨ……………二八

三二 犯罪ノ主體トハ何ソヤ……………二九

三三 犯罪ノ客體トハ何ソヤ……………三〇

三四 犯罪ノ要素ヲ擧ケテ説明セヨ……………三〇

三五 因果關係ノ意義ヲ説明セヨ……………三一

三六 因果關係ノ中斷トハ何ソヤ……………三一

三七 違法行為ノ概念ヲ述ヘヨ……………三三

三八 犯罪不成立行為(違法阻却原因)ヲ列擧セヨ……………三三

三九 法令又ハ正當ノ業務ニ因ル行為トハ何ソヤ……………三四

四〇 正當防衛ノ意義ヲ説明セヨ……………三四

四一 正當防衛ノ成立條件ヲ擧ケテ説明セヨ……………三四

四二 正當防衛ヲ認メタル理由ヲ略述セヨ……………三五

四三 緊急行為ノ意義ヲ説明セヨ……………三六

四四 緊急行為ノ成立條件ヲ擧ケテ説明セヨ……………三六

四五 緊急行為ハ何故ニ無罪ナルカ……………三七

四六 正當防衛ト緊急行為トノ異同ヲ説明セヨ……………三七

四七 犯意トハ何ソヤ……………三六

四八 犯意ノ種類ヲ擧ケテ説明セヨ……………三六

四九 犯意ト動機トノ關係ヲ説明セヨ……………三六

五〇 過失トハ何ソヤ……………三六

五一 過失ノ種類ヲ擧ケヨ……………三六

五二 過失ニ於ケル注意ノ標準如何……………三六

五三 錯誤ノ意義及其種類ヲ問フ……………三六

五四 法律ノ不知ト事實ノ不知トノ刑法上……………三六

ノ責任如何……………三五

五五 責任能力ノ意義ヲ説明セヨ……………三五

五六 責任無能力者ノ種類及其刑法上ノ責任ヲ問フ……………三四

五七 故意ニ責任無能力ノ状態ヲ招キ犯罪ヲ決行シタル者ノ責任如何……………三五

五八 自首ノ意義ヲ説明セヨ……………三五

五九 自首減輕ノ制度ヲ設ケタル理由ヲ略述セヨ……………三五

六〇 自首ノ條件ヲ擧ケヨ……………三六

六一 首服ノ意義及其効力ヲ問フ……………三六

六二 犯罪ノ豫備ノ意義及其處分ヲ問フ……………三六

六三 犯罪ノ著手トハ何ソヤ……………三六

六四 犯罪ノ豫備ト著手トノ區別ヲ擧ケヨ……………三六

六五 既遂犯トハ何ソヤ……………三六

六六 未遂犯トハ何ソヤ……………三
 六七 未遂犯ノ成立條件ヲ擧ケヨ……………三
 六八 未遂犯ノ種類ヲ擧ケテ説明セヨ……………四
 六九 過失犯ニ未遂犯アリヤ……………四
 七〇 中止犯トハ何ソヤ……………四
 七一 中止犯ヲ罰セサル理由ヲ略述セヨ……………四
 七二 不能犯トハ何ソヤ……………四
 七三 併合罪ノ意義ヲ説明セヨ……………四
 七四 併合罪ノ成立條件ヲ擧ケヨ……………四
 七五 一罪ト數罪トノ區別如何……………四
 七六 即時犯トハ何ソヤ……………四
 七七 繼續犯ノ意義ヲ問フ……………四
 七八 連續犯トハ何ソヤ……………四
 七九 連續犯ト繼續犯トノ區別ヲ述ヘヨ……………四
 八〇 結合犯ノ意義ヲ問フ……………四

八一 集合犯ノ意義ヲ問フ……………四
 八二 想像上ノ數罪トハ何ソヤ……………四
 八三 併合罪ノ處分ニ關スル主義ヲ略述セヨ……………四
 八四 累犯トハ何ソヤ……………四
 八五 累犯加重ノ條件ヲ擧ケヨ……………四
 八六 累犯ト併合罪トノ異同ヲ述ヘヨ……………四
 八七 共犯トハ何ソヤ……………四
 八八 共犯ノ種類ヲ擧ケヨ……………四
 八九 共同正犯ノ意義ヲ問フ……………四
 九〇 間接正犯トハ何ソヤ……………四
 九一 間接正犯タルヘキ場合如何……………四
 九二 教唆犯トハ何ソヤ……………四
 九三 教唆犯ノ成立條件ヲ擧ケヨ……………四
 九四 教唆犯ノ處分ヲ述ヘヨ……………四

九五 被教唆者カ自ラ犯罪ヲ實行セス更ニ
 第三者ヲ教唆シテ實行セシメタル場
 合ニ於ケル第一教唆者ノ責任如何……………三
 九六 教唆ノ教唆犯ノ成立條件ヲ問フ……………三
 九七 間接正犯ト教唆犯トノ異同ヲ問フ……………三
 九八 從犯トハ何ソヤ並ニ其處分ヲ問フ……………三
 九九 正犯ト從犯トノ區別ノ標準如何……………三
 一〇〇 犯罪ノ見張ハ正犯ナリヤ從犯ナリヤ……………三
 一〇一 教唆犯ト從犯トノ異同ヲ問フ……………三
 一〇二 法律上ノ減輕トハ何ソヤ……………三
 一〇三 酌量減輕(裁判上ノ減輕)トハ何ソヤ……………三
 一〇四 犯罪ノ情狀憫諒ス可キモノトハ如何ナル場合ナルヤ例ヲ擧ケテ説明セヨ……………三
 各 論……………三
 一〇五 皇室ニ對スル危害罪ノ意義ヲ問フ……………三

一〇六 不敬罪ノ意義ヲ問フ……………三
 一〇七 内亂罪ノ意義及其成立條件ヲ問フ……………三
 一〇八 内亂ノ豫備、陰謀及幫助ノ意義ヲ略述セヨ……………三
 一〇九 外患ニ關スル罪ニ付キ略述セヨ……………三
 一一〇 國交ニ關スル罪ノ意義ヲ説明セヨ……………三
 一一一 國交罪ニ所謂暴行、脅迫及侮辱ノ意義ヲ説明セヨ……………三
 一二 公務員ノ職務執行ヲ妨害スル罪ヲ論セヨ……………三
 一三 職務執行ノ意義ヲ述ヘヨ……………三
 一四 逃走罪ヲ論セヨ……………三
 一五 囚人ノ意義ヲ説明セヨ……………三
 一六 犯人藏匿罪ノ意義ヲ説明セヨ……………三
 一七 藏匿ト隱避トノ區別如何……………三

一一八 證憑湮滅罪ノ意義及其成立條件ヲ問フ……………七〇

一一九 證憑及湮滅ノ意義ヲ問フ……………六六

一二〇 騷擾罪ニ就テ説明セヨ……………六六

一二一 騷擾罪ニ於ケル暴行脅迫トハ如何ナル場合ナルヤ例ヲ擧ケテ説明セヨ……………七〇

一二二 内亂罪ト騷擾罪トノ區別ノ要點ヲ擧ケヨ……………七〇

一二三 放火罪ノ既遂ノ時期如何……………七二

一二四 失火罪ノ意義及成立條件ヲ問フ……………七二

一二五 失火罪ヲ處罰スル理由如何……………七三

一二六 往來ノ妨害トハ何ソヤ……………七三

一二七 侵入罪ヲ論セヨ……………七三

一二八 信書開披罪ヲ論セヨ……………七三

一二九 通貨ノ偽造變造ノ意義ヲ説明セヨ……………七四

一三〇 文書偽造罪ノ觀念ヲ述ヘヨ……………七五

一三一 官文書及私文書トハ如何ナルモノナルヤ……………七五

一三二 無資格者カ有資格者トシテ文書ヲ作成スルハ偽造ナルヤ……………七六

一三三 診斷書、檢案書及死亡證書ノ意義ヲ述ヘ併セテ虚偽ノ記載トハ如何ナルモノナルヤ例ヲ擧ケヨ……………七六

一三四 偽造文書ト虚偽文書ノ區別ヲ擧ケヨ……………七六

一三五 印章偽造罪ノ印章ノ意義ヲ述ヘヨ……………七六

一三六 印章ノ偽造及使用ノ意義ヲ述ヘヨ……………七六

一三七 官印ト私印ノ區別如何……………七六

一三八 證人ト爲ル資格ナキ者ニ誤テ宣誓ヲ爲サシメ其證人カ偽證シタル場合ニ之ヲ罰スルコトヲ得ルヤ……………七六

一三九 誣告罪ノ意義ヲ述ヘヨ……………八〇

一四〇 誣告罪ノ成立時期如何……………八〇

一四一 強姦トハ何ソヤ……………八一

一四二 第一婚姻カ無効ナル場合ト取消シ得ヘキ場合トニ因リ刑法上第二ノ婚姻ニ如何ナル影響ヲ及ホスヤ……………八一

一四三 博戯ト賭事トノ區別ヲ述ヘヨ……………八二

一四四 賭博ト競技トノ區別如何……………八二

一四五 賭博ト富籤トノ異同ヲ問フ……………八三

一四六 演職罪ノ種類ヲ擧ケテ之ヲ略述セヨ……………八三

一四七 贈賄者ヲ罰スル理由如何……………八四

一四八 演職罪ニ於ケル暴行及凌虐ノ意義如何……………八四

一四九 殺人罪ニ所謂人ノ始期ヲ説明セヨ……………八五

一五〇 殺人罪ト傷害致死罪トノ區別如何……………八六

一五一 墮胎罪ノ意義及其既遂ノ時期ヲ問フ……………八七

一五二 遺棄ノ意義ヲ述ヘヨ……………八七

一五三 逮捕ト監禁トノ區別ヲ擧ケヨ……………八七

一五四 脅迫ノ意義ヲ述ヘヨ……………八八

一五五 略取及誘拐ノ意義並ニ其區別如何……………八八

一五六 誹毀ト侮辱トノ區別ヲ擧ケヨ……………八八

一五七 竊取、強取及騙取ノ意義如何……………八八

一五八 竊盜ト強盜トノ異同ノ要點如何……………八九

一五九 竊盜既遂ノ時期如何……………八九

一六〇 保管者ナキ他人ノ物ニ對シ竊盜罪成立スルヤ否ヤ……………九〇

一六一 詐欺取財罪ノ態様如何……………九一

一六二 欺罔取財罪ノ意義及其成立條件ヲ問フ……………九一

一六三 恐喝ノ意義ヲ述ヘヨ……………九二

一六四	脅迫罪ノ脅迫ト恐喝トノ差異ヲ舉ク ヨ	九二
一六五	強盜罪ノ脅迫ト恐喝トノ異同ノ要點 ヲ問フ	九三
一六六	欺罔ト恐喝トノ區別如何	九三
一六七	横領罪ノ成立條件ヲ問フ	九四
一六八	遺失物、漂流物及占有ヲ離レタル他 人ノ物ノ意義ヲ説明セヨ	九四
一六九	贓物ノ觀念ヲ略述セヨ	九五
一七〇	贓物ノ收受、寄藏、故買及牙保ノ意 義ヲ述ヘヨ	九五
一七一	文書毀棄罪ヲ論セヨ	九六

刑法目次終

欠

欠

各論

一〇五 皇室ニ對スル危害罪ノ意義ヲ問フ

危害罪ハ天皇及皇族ニ對シ危害ヲ加ヘ、又ハ加ヘントスルニ因リテ成立ス、茲ニ所謂皇族中ニハ天皇ニ準スヘキモノト然ラサルモノトアリ、天皇ニ準スヘキ皇族トハ太皇太后、皇太后、皇后、皇太子及皇太孫ノ五者ニシテ、其他ノ皇族トハ皇太子妃、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃及女王ヲ云フ、而シテ危害トハ生命又ハ身體ニ對スル有形的ノ侵害ニシテ獨リ危害ヲ加ヘタルノミナラス、又之ヲ加ヘントシタル場合ヲモ處罰スルカ故ニ豫備、陰謀モ之ニ包含セラル、從テ本罪ニハ中止犯ヲ認メサルモノトス、

一〇六 不敬罪ノ意義ヲ問フ

不敬罪ハ天皇、皇族、神宮、皇陵ニ對シ不敬ノ行爲ヲ爲スニ因リテ成立ス、皇族ノ區別ハ前問ニ述ヘタルト同シ、神宮トハ伊勢ノ大廟ヲ云ヒ、皇陵トハ歷代ノ天皇ノ墳墓ヲ總稱ス、又不敬ノ行爲トハ天皇以下ニ對シ誹毀、侮辱、罵詈、嘲笑等ノ所爲ハ勿論其他何クモ皇室ノ尊嚴ヲ傷クヘキ言語、

文書、形容等一切ノ行爲ヲ指稱ス、神宮、皇陵ニ對シテハ汚穢毀損シ又ハ之ヲ發掘スル等ノ行爲ヲ不敬ト認ムヘキナリ、

一〇七 内亂罪ノ意義及其成立條件ヲ問フ

(甲)意義 内亂罪トハ、朝憲ヲ紊亂スルコトヲ目的トシテ暴動ヲ爲ス罪ヲ云フ、
(乙)成立條件

- (一)朝憲紊亂ヲ目的トスルコトヲ要ス 朝憲紊亂トハ國家存立ノ基本制度ニ對スル侵害ヲ意味スルモノニシテ、例ヘハ法文ニ例示セル政府ノ顛覆又ハ邦土ノ僭竊ノ如キ是ナリ、政府ヲ顛覆スルトハ政府ヲ廢滅スルコトヲ云フ、政府ハ憲法上ノ國家機關ナリ、之ヲ廢滅ニ歸セシムルハ即チ政體ノ變更ニシテ朝憲紊亂ノ著シキ場合ナリ、邦土ノ僭竊トハ帝國ノ全部又ハ一部ニ於テ統治權ノ波及ヲ遮斷スルコトヲ云フ、
- (二)暴動行爲アルコトヲ要ス 暴動トハ多數共同シテ暴行脅迫ヲ爲スノ義ナリ、茲ニ所謂暴行脅迫ハ最モ廣義ニ解スヘキモノトス、而シテ其多數共同ハ必シモ軍隊的組織ヲ要セス、又其暴動ハ兵器ヲ執リ爭鬪ヲ爲スニ到ルヲ要セス、

一〇八 内亂ノ豫備、陰謀及幫助ノ意義ヲ略述セヨ

- (一)豫備 内亂ノ豫備トハ、兵隊ヲ募集シ、兵器、彈藥、金穀其他ノ物品ヲ備ヘ、之ヲ内亂ノ用ニ供セントノ準備ヲ爲スコトヲ云フ、
- (二)陰謀 内亂ノ陰謀トハ、二人以上ノ間ニ於テ内亂ヲ起サンコトヲ相協議スルヲ云フ、陰謀ハ内亂ノ目的ヨリ謂ハ、未タ豫備ニタモ到ラサルモノナリ、
- (三)幫助 内亂ノ幫助トハ、内亂罪又ハ其豫備陰謀タルコトヲ知リテ之ヲ幫助スルヲ云フ、例ヘハ兵器、金穀、船舶、兵器製造所、造船所、集會所等ヲ給シ、其他暴動ニ便利ヲ與フルカ如キ是ナリ、

一〇九 外患ニ關スル罪ニ付略述セヨ

外患ニ關スル罪ハ帝國ノ外部ニ對スル安寧ヲ打破スルニヨリテ成立スルモノニシテ、之ヲ分チテ抗敵罪、敵國幫助罪及間諜罪ノ三トス、

- (一)抗敵罪 抗敵罪ハ外國ニ通謀シテ帝國ニ對シテ戰端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ與シテ帝國ニ抗敵スルニヨリテ成立ス、通謀トハ意思ヲ相通シテ事ヲ起スヲ云ヒ、戰端ヲ開カシムルトハ戰爭ヲ爲スニ至ラシムルヲ云フ、抗敵トハ敵國ノ兵力ノ一部ニ加ハルコトヲ意味ス、然レトモ抗敵ハ必スシモ武

器ヲ執テ直接戰闘ニ加ハル者ノミチ云フニ非スシテ、敵ノ後方ニ在テ輸送、通信、工作等ノ軍務ニ從事スル者ヲモ包含スルモノトス、

(二) 敵國幫助罪 敵國幫助罪ハ軍用物件ヲ敵國ニ交付シ又ハ使用不能ナラシムルニヨリテ成立ス、物件ヲ敵國ニ交付スル行爲ニ、軍用ニ供スル物件ヲ交付スル場合ト、軍用ニ供セサル物件ヲ交付スル場合トノ二アリ、軍用ニ供スル物件トハ軍事上ノ需用ヲ充タス爲メ政府ノ所有若クハ所持スル物件ヲ云ヒ、軍用ニ供セサル物件ニ關シテハ第八十四條ニ規定スル所ニシテ直接戰闘ノ用ニ供スヘキ物ニ限ル、物件ノ使用ヲ不能ナラシムル行爲ニハ(イ)軍用ニ供スル場所又ハ物ノ使用ヲ不能ナラシムルコト、(ロ)敵國ヲ利スル目的アルコト、(ハ)損壞其他使用スルコト能ハサルニ至ラシムルコトノ三要件ヲ必要トス、

(三) 間諜罪 間諜罪ハ敵國ノ間諜ヲ幫助スルニヨリテ成立ス、軍事上ノ機密ヲ敵國ニ漏泄シタル者亦同シ、敵國ノ爲メニ間諜ヲ爲ストハ、敵國ニ通知スル目的ヲ以テ陰力ニ軍事上機密ノ事項又ハ圖書物件ヲ探知收集スルヲ云ヒ、敵國ノ間諜ヲ幫助スルトハ、敵國ノ命ニ依テ間諜ヲ爲ス者ヲ或ハ誘導シ或ハ藏匿スルカ如キ、其他間諜ヲ容易ナラシムル一切ノ行爲ヲ云フ、軍事上ノ機密ヲ漏泄スルトハ、兵器ノ精粗、兵員ノ多寡、軍隊ノ進退、作戰ノ方略等總テ敵國ニ了知セラレサルヲ以テ帝國ノ利益トスル軍事上ノ事項ヲ秘密ニ告知スルヲ云フ、

一一〇 國交ニ關スル罪ノ意義ヲ説明セヨ

國交ニ關スル罪トハ帝國ニ現在スル外國ノ君主、大統領又ハ使節ニ對シ、暴行、脅迫、侮辱ヲ加ヘタル場合、或ハ外國ニ對シ非禮ノ行爲アリタル場合、或ハ外國ニ對シ私ニ戰闘ヲ爲ス目的ヲ以テ其豫備又ハ陰謀ヲ爲シタル場合、或ハ外國交戦ノ際局外中立ニ關スル命令ニ違背シタル場合等ニ成立スル犯罪ヲ總稱スルモノナリ、

一一一 國交罪ニ所謂暴行、脅迫及侮辱ノ意義ヲ説明セヨ

- (一) 暴行 暴行トハ有形力(腕力)ノ行使ヲ云フ、而シテ本罪ノ場合ニハ暴行ノ意義ヲ最モ廣ク解スヘキモノナルヲ以テ、之ヲ身體ニ加フルト財産ニ加フルトチ區別スルコトナシ、
- (二) 脅迫 脅迫トハ人ヲシテ害ヲ受ケントノ畏怖心ヲ抱カシムヘキ害惡ノ通知ヲ云フ、脅迫モ亦本罪ノ場合ニハ廣義ニ解スヘキモノナルヲ以テ、他人カ畏怖ニ依テ自由意思ヲ失フト否トチ區別スルコトナキモノトス、
- (三) 侮辱 本罪ノ侮辱トハ第二百三十一條ノ事實ヲ摘發セス罵詈、嘲笑等ヲ以テ爲ス場合即チ一般侮辱ノ場合ト、第二百三十條ノ事實ヲ摘發シテ人ノ名譽ヲ毀損スル場合即チ所謂誹毀ノ場合トノ二

者ヲ包含ス、而シテ一般ノ侮辱又ハ誹毀ノ場合ト異ナリ公然タル要件ヲ必要トセス、

一一二 公務員ノ職務執行ヲ妨害スル罪ヲ論セヨ

本罪ハ公務員ノ職務ヲ執行スルニ當リ之ニ對シテ暴行又ハ脅迫ヲ加ヘ或ハ公務員ヲシテ或處分ヲ爲サシメ若クハ爲サ、ラシムル爲メ又ハ其職ヲ辭セシムル爲メ暴行又ハ脅迫ヲ加フルニヨリテ成立ス、本罪ノ暴行脅迫ハ之ヲ廣義ニ解スルヲ正當トス、故ニ暴行ニ付テハ必シモ公務員ノ身體ニ對スル暴行ノミニ限ラス、公務員ノ携帯セル器具其他ノ物件ニ對シテ暴行ヲ加フルモ可ナリ、又脅迫ニ付テハ公務員ニ對シ其公務ヲ執行スレハ害惡ヲ加フヘシト豫告シテ之ヲ畏怖セシムルヲ以テ足レルモノニシテ、公務員力之ニ因テ反抗力ヲ喪失スルコトヲ必要トセス、又暴行脅迫ハ職務ヲ執行スルニ當リテ爲サレタルモノナラサル可ラス、職務ヲ執行スルニ當リテハ職務執行中ナルコトヲ意味ス、故ニ職務ヲ執行スヘキ場所ニ赴ク途中、又ハ其歸途ニ於テ暴行脅迫ヲ加フルカ如キハ本罪ヲ構成セス、且又本罪ハ暴行脅迫其モノヲ以テ成立スルモノニシテ、公務員力實際職務ヲ妨害セラレ、或處分ヲ爲シ又ハ爲サス若クハ其職ヲ辭スルノ結果ヲ生スルコトヲ必要トセサルナリ、

一一三 職務執行ノ意義ヲ述ヘヨ

職務ノ執行トハ、公務員力汎ク一般ニ其權限内ノ公務ヲ取扱フ場合ヲ云フ、單ニ執行吏員カ職務ヲ執行スル場合ノミヲ云フニアラス、例ヘハ議員カ議事ニ參與スルカ如キ、警察官カ令狀ヲ執行スルカ如キ是ナリ、

一一四 逃走罪ヲ論セヨ

逃走罪ハ單ニ囚人カ逃走シタル場合若クハ囚人又ハ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル者カ拘禁場又ハ械具ヲ損壞シ若クハ暴行脅迫ヲ爲シ又ハ二人以上通謀シテ逃走シタル場合ニ成立スル犯罪ナリ、而シテ前者ノ場合ヲ單純逃走罪ト稱シ、後者ノ場合ヲ複雜逃走罪ト云フ、但シ勾引狀ノ執行ヲ受ケタル者ハ複雜逃走ノ場合ノミ犯罪成立シ、單純逃走ノ場合ニハ成立スルコトナシ、逃走トハ監督者ノ監督ノ範圍ヲ脱スルコトヲ云フ、故ニ監獄内ニ於テハ監督者ノ知ラサル間ニ逃走ヲ企テタルトキハ構内ヨリ脱出シタル時ヲ以テ逃走ノ既遂ト爲シ、監督者ノ追跡ヲ受ケツ、アル場合ニ於テハ其追跡ヲ脱スルニ非サレハ既遂トナラス、又監獄外ニ於テ監督セラル、場合ニ於テハ其官吏ノ實力ノ及ハサル所ニ達スルニ非サレハ既遂アリタリト云フヲ得ス、拘禁場トハ監獄及被勾引者ヲ拘置スヘキ警察署ノ留置場ヲ云ヒ、械具トハ拘禁ノ用ニ供スル器物ヲ云フ、又損壞トハ物質的損害ヲ加フルコトヲ要シ單ニ除去々明々放シタル等ノ場合ヲ含マズ、尙本罪ノ暴行脅迫ハ逃走ノ手段トシテ監督者ニ對シテ

行ヒタル場合ヲ云フ、

一一五 囚人ノ意義ヲ説明セヨ

囚人トハ一定ノ方式ニ基キテ監獄内ニ拘禁セラレタル時ヨリ、適法ニ其拘禁ヲ解カル、迄ノ間ノ身分ニ影響ナシ、而シテ囚人ニハ既決未決ノ二種アリ、既決囚ハ確定裁判ニ因リ刑ノ執行ノ爲メ、未決囚ハ犯罪嫌疑ノ爲メ拘留状ニ依リ、共ニ監獄内ニ拘禁セラレ、者ヲ云フ、

一一六 犯人藏匿罪ノ意義ヲ説明セヨ

本罪ハ罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者又ハ拘禁中逃走シタル者ヲ藏匿シ、又ハ隠避セシムルニ因リテ成立スル犯罪ナリ、罰金以上ノ刑ニ該ル罪ヲ犯シタル者トアルヲ以テ、拘留又ハ科料ニ該ル罪ヲ犯シタル者若クハ單純ナル嫌疑者等ニ付テハ本罪ヲ構成セス、拘留中逃走シタル者トハ既決未決ノ囚人ハ勿論、拘引状ノ執行ヲ受ケタル者ヲモ包含ス、

一一七 藏匿ト隠避トノ區別如何

藏匿トハ官ノ捜索ヲ妨クヘキ場所ヲ與フルヲ云ヒ、隠避トハ藏匿以外ノ方法ニ因リ、被捜索者ニ對スル官ノ捜索ヲ妨クヘキ一切ノ行爲ヲ總稱ス、例ヘハ逃走者ノ所在ヲ官ニ知ラシメサル爲メ、之ヲ自己ノ家屋内ニ潜伏セシムルカ如キハ藏匿ニシテ、服裝ヲ變セシムル爲メ衣服ヲ給シ、或ハ旅費ヲ與ヘテ遠隔ノ地ニ去ラシムルカ如キハ隠避ナリ、

一一八 證憑湮滅罪ノ意義及其成立條件ヲ問フ

(甲)意義 本罪ハ他人ノ刑事被告事件ニ關スル證憑ヲ湮滅シ、又ハ偽造變造シ、若クハ偽造變造ノ證憑ヲ使用スルニ因リテ成立スル犯罪ナリ、

(乙)成立條件

- (一)他人ノ刑事被告事件ニ關スル證憑ヲ湮滅スルコト 此場合ハ刑事被告人ノ罪責ヲ調フルニ必要ナル證憑ヲ失ハシメ以テ其被告人ヲシテ刑責ヲ免カレシメントスル行爲ナリ、
- (二)他人ノ刑事被告事件ニ關スル證憑ヲ偽造變造スルコト 此場合ハ被告人ノ刑責ヲ輕減センカ爲メ、其刑事事件ニ關スル證憑ノ性質ヲ變更スル行爲ナリ、
- (三)偽造變造ノ證憑ヲ使用スルコト 此場合ハ自ら證憑ヲ偽造變造スルニ非スシテ、他人ノ偽造變造シタル證憑ヲ使用スル場合ナリ、

一一九 證憑及湮滅ノ意義ヲ問フ

- (一) 證憑 證憑トハ刑事被告事件ニ關スル一切ノ證據ヲ云フ、例ヘハ檢證調書、被告人ノ自白書、證人ノ供述書、諸般ノ證據物件ノ如シ、刑事被告事件ニ關スルモノナルコトヲ要スルカ故ニ、民事被告事件、懲戒事件、又ハ非訟事件ニ關スル證據ヲ湮滅スルモ本罪ヲ構成セス、
- (二) 湮滅 湮滅トハ證憑タル効力ヲ失ハシムルヲ云フ、其方法ノ如何ヲ問ハス、總テノ證據物件ヲ滅却シ、證人ヲ隱避セシメ、檢證ノ目的ヲ變更スル等ノ一切ノ行爲ヲ包含ス、

一二〇 騷擾罪ニ就テ説明セヨ

- 騷擾罪トハ多衆聚合シテ公共ノ靜謐ヲ害スル罪ヲ云フ、即チ本罪ハ手段其モノヲ公益ニ害アリトシテ罰スルモノナリ、而シテ本罪ハ之ヲ分チテ騷擾ヲ爲ス罪及騷擾ヲ謀ル罪ノ二トス、
- (甲) 騷擾ヲ爲ス罪 本罪ハ多衆聚合シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲スニ因リテ成立ス、
 - (一) 多衆聚合スルコトヲ要ス 如何ナル場合ニ於テ多衆聚合ト稱スルヲ得ルヤハ一ニ裁判官ノ認定ニ因ルモノトス、而シテ本罪ヲ構成スルニハ其多數人カ最初ヨリ暴行脅迫ヲ爲スノ目的ヲ以テ聚合スルヲ要セス、一旦他ノ目的ヲ以テ聚合シタル者カ、中途ヨリ其目的ヲ變シテ暴行脅迫ヲ爲シタル場合モ亦本罪ヲ構成ス、
 - (二) 暴行脅迫ヲ爲スコトヲ要ス 茲ニ云フ暴行ハ一般ノ場合ト異ナリ身體又ハ財産ニ對スル暴行ヲ總稱ス、而シテ其暴行脅迫ハ多衆聚合ノ一團カ共同ニテ之ヲ爲スヲ要スルカ故ニ、單ニ其中ノ一人又ハ數人カ其聚合團體ト分離シテ之ヲ爲スモ茲ニ所謂暴行脅迫ト稱スルヲ得ス、尙ホ本罪ノ暴行脅迫ノ客體ニハ何等ノ制限ナシ、要ハ公共ノ靜謐ヲ害スヘキ程度ノモノナレハ可ナリ、
 - (三) 多衆ノ間ニ共同シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲スノ意思アルコトヲ要ス 多衆聚合ノ目的ハ那邊ニ在ルヲ問ハス、然レトモ必ス各自カ暴行又ハ脅迫ヲ爲スノ意思アルコトヲ要ス、故ニ彼ノ村祠ノ祭禮又ハ戰捷祝賀會等ニ於テ、多衆カ輿ニ乘シテ暴行ヲ爲シタル場合ノ如キハ本罪ヲ構成セス、
 - (乙) 騷擾ヲ謀ルノ罪 本罪ハ騷擾ヲ爲ス罪ノ豫備又ハ未遂ノ狀態ニ屬スルモノニシテ、左ノ條件ヲ備フルニ因リテ成立ス、
 - (一) 暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲メ多衆聚合スルコトヲ要ス 暴行又ハ脅迫ヲ爲スカ爲メニ多衆聚合スルコトヲ要スルヲ以テ、最初他ノ目的ノ爲メニ聚合シタル者カ、或ル動機ニ因リ暴行脅迫ヲ爲サントセル場合ニハ、假令三回以上解散ノ命ニ接シテ仍ホ之ニ從ハサルモ本罪構成セス、
 - (二) 當該公務員ヨリ解散ノ命ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサルコトヲ要ス 茲ニ公務員トハ當該事件ニ對シ解散ヲ命スヘキ職權ヲ有スルモノヲ云フ、本罪ノ成立ニハ三回以上ノ命

- 爲シタル場合モ亦本罪ヲ構成ス、
- (二) 暴行脅迫ヲ爲スコトヲ要ス 茲ニ云フ暴行ハ一般ノ場合ト異ナリ身體又ハ財産ニ對スル暴行ヲ總稱ス、而シテ其暴行脅迫ハ多衆聚合ノ一團カ共同ニテ之ヲ爲スヲ要スルカ故ニ、單ニ其中ノ一人又ハ數人カ其聚合團體ト分離シテ之ヲ爲スモ茲ニ所謂暴行脅迫ト稱スルヲ得ス、尙ホ本罪ノ暴行脅迫ノ客體ニハ何等ノ制限ナシ、要ハ公共ノ靜謐ヲ害スヘキ程度ノモノナレハ可ナリ、
 - (三) 多衆ノ間ニ共同シテ暴行又ハ脅迫ヲ爲スノ意思アルコトヲ要ス 多衆聚合ノ目的ハ那邊ニ在ルヲ問ハス、然レトモ必ス各自カ暴行又ハ脅迫ヲ爲スノ意思アルコトヲ要ス、故ニ彼ノ村祠ノ祭禮又ハ戰捷祝賀會等ニ於テ、多衆カ輿ニ乘シテ暴行ヲ爲シタル場合ノ如キハ本罪ヲ構成セス、
 - (乙) 騷擾ヲ謀ルノ罪 本罪ハ騷擾ヲ爲ス罪ノ豫備又ハ未遂ノ狀態ニ屬スルモノニシテ、左ノ條件ヲ備フルニ因リテ成立ス、
 - (一) 暴行又ハ脅迫ヲ爲ス爲メ多衆聚合スルコトヲ要ス 暴行又ハ脅迫ヲ爲スカ爲メニ多衆聚合スルコトヲ要スルヲ以テ、最初他ノ目的ノ爲メニ聚合シタル者カ、或ル動機ニ因リ暴行脅迫ヲ爲サントセル場合ニハ、假令三回以上解散ノ命ニ接シテ仍ホ之ニ從ハサルモ本罪構成セス、
 - (二) 當該公務員ヨリ解散ノ命ヲ受クルコト三回以上ニ及フモ仍ホ解散セサルコトヲ要ス 茲ニ公務員トハ當該事件ニ對シ解散ヲ命スヘキ職權ヲ有スルモノヲ云フ、本罪ノ成立ニハ三回以上ノ命

令ヲ受ケタルコトヲ要ス、故ニ單純ナル注意説論ヲ受クルニ止マルトキハ之ニ從ハサルモ本罪成立セス、

(三) 多衆聚合シテ暴動ヲ謀ル意思アルコトヲ要ス、

一一二 騷擾罪ニ於ケル暴行脅迫トハ如何ナル場合ナルヤ例

ヲ舉ケテ説明セヨ

本問ノ場合ニ於ケル適例種々アルヘシト雖モ吾人ノ屢々見聞スル所ノモノ二三ヲ舉ケレハ大凡左ノ如シ、

- (一) 行政上ノ不平ヨリ多人數官衙ニ押寄セテ喧囂騷動スル如キ場合、即チ百姓一擡ノ類、
- (二) 大旱ノ時水利ヲ爭フ爲メ一村連合シテ他村ニ押寄スルカ如キ場合、
- (三) 凶歳ニ當リ豪家ニ迫リ門戶器物ヲ破壊シテ救恤ヲ爲スカ如キ場合、

一一三 内亂罪ト騷擾罪トノ區別ノ要點ヲ舉ケヨ

(一) 目的ヲ異ニス 内亂罪ハ朝憲紊亂ノ目的ヲ以テ暴動ヲ爲スモノナルモ、騷擾罪ハ斯ノ如キ目的ヲ有セサル總テノ場合ヲ總稱ス、例ヘハ西南戰爭ノ如キハ前者ノ例ニシテ、彼ノ日比谷事件、足尾

銅山事件ノ如キハ後者ノ適例ナリ、

(二) 處分ヲ異ニス 内亂罪ニ於テハ其豫備及陰謀ヲ罰スルモ、騷擾罪ニ於テハ之ヲ罰セス、

一一三 放火罪ノ既遂ノ時期如何

本問ニ關スル學說少ナカラス、今其重モナルモノヲ舉ケレハ左ノ如シ、

- (一) 目的物ニ傳火スヘキ媒介物カ燃燒シ始メタルトキヲ以テ既遂アリト爲ス、
 - (二) 目的物自身ニ燃ヘ出シタルトキニ既遂アリト爲ス、
 - (三) 火力ニ因リ目的物カ原形ノ大部分ヲ失ヒ、爲メニ其用ヲ失フニ至リタルトキニ既遂アリト爲ス、
 - (四) 媒介物ヲ離レ仍ホ獨立シテ燃燒力ヲ繼續シ得ヘキ狀況ニ達シタルトキニ既遂アリト爲ス、
- 以上ノ數說中第四ノ說ヲ正當トス、判決例モ亦舊刑法ノ解釋トシテ此說ヲ採用セリ、

一一四 失火罪ノ意義及成立條件ヲ問フ

(甲) 意義 失火罪トハ火ヲ失シテ法定ノ物件ヲ燒燬スルニヨリテ成立スル犯罪ナリ、

(乙) 成立條件 左ノ二條件ヲ具備スルコトヲ要ス、

- (一) 過失ニヨリ物件ヲ燒燬シタルコト、

(二)公共ノ危険ヲ生セシメタルコト、

一二五 失火罪ヲ處罰スル理由如何

失火トハ過失ニヨリテ火災ヲ惹起スルヲ云フ、元來過失行爲ハ之ヲ罰セサルヲ原則トス、然ルニ本罪ノ場合ニ於テ之ヲ罰スル所以ノモノハ、失火ハ其危害頗ル重大ナルモノナリ、若シ過失ノ故ヲ以テ之ヲ罰セサルモノトセンカ、人ヲシテ自然不注意ヲ増長セシムルノ虞アルヲ以テナリ、

一二六 往來ノ妨害トハ何ソヤ

本問ニ付テハ現實ニ往來ヲ妨害セラレタル者ノ存スルコトヲ要ストノ説ト、往來ノ全部又ハ一部ヲ不能ナラシメ又ハ通行ヲ不便ナラシメタルコトヲ以テ足ルト爲ス説トノ二アリ、余ハ前説ヲ可ト信ス、從テ假令道路橋梁等ヲ損壞又ハ壅塞スルモ、其結果カ往來ノ妨害ヲ生セシメサル以上ハ往來妨害罪ヲ構成セサルモノトス、

一二七 侵入罪ヲ論セヨ

同條ハ故ナキ侵入ヲ必要條件トセルモ不法ハ犯罪ノ通有性ナリ本罪ニ限ルニアラス、第三十五條ノ

所謂法令又ハ正當業務ノ爲メノ侵入ハ茲ニ故アル侵入ナリヤ否ヤ唯リ之ニ限ルニアラス、一般習慣上ノ行爲ハ常ニ無罪ナリ、故ニ不正ノ目的ヲ有スル場合ニ於テモ之ヲ關先マテ入込ムカ如キハ習慣上何人モ立入ル場所ナルヲ以テ本罪ヲ構成セス、住居及看守ノ事實ハ必シモ適法ナル場合ニ限ラス、故ニ其不適法ヲ排除スルニハ一般ノ規定ニ基クヲ要ス、自己ノ權利主張ノ爲メ侵入スルモ本罪成立ス、又正當行爲ノ爲メ立入りタル場合ト雖モ要求ヲ受ケテ退去セサルトキハ本罪ヲ構成ス、終リニ豫メ承諾ヲ經サルモ承諾ヲ豫想シテ無斷ニ立入ルカ如キ場合ノ問題ハ其侵入者ト被侵入者間ノ關係ニ依リテ定マルモノトス、例ハハ親戚朋友間ノ如キハ犯意ヲ缺クカ故ニ無罪ト認ムヘク、又他罪ヲ犯スノ意思ヲ以テ侵入シタルトキハ、其他罪ノ未遂ナリヤ否ヤノ問題アルモ是レ他罪各個ノ性質ニ依ルヘキモノトス、例ハハ盜罪ニ就テハ未遂ナルヘク殺人罪ニ關シテハ豫備ト論斷スヘキカ如シ、尙他罪カ未遂以上ノ程度ニ進ミタル場合ニ其他罪ト家宅侵入ノ關係ハ第五十四條ノ一罪ト解スヘキモノト信ス、

一二八 信書開披罪ヲ論セヨ

信書開披罪ハ(一)故意アルコト、(二)封緘セラレタル信書ナルコト、(三)開披シタルコトノ三條件ニ依リテ成立ス、故ニ自己ト同名異人宛ノ信書ヲ自己宛ノモノト信シテ開披スルカ如キ、或ハ單ニ

封筒ニ入レアルモノ、又ハ日光ニ透シテ内容ヲ知ルカ如キハ本罪ヲ構成セス、封緘ハ物質的ニ密閉シアルヲ要ス、封スル旨ノ文字ヲ認メ置クノミニテハ不可ナリ、毀損スルモ開披ニ至ラサレハ本罪成立セス、開披スレハ則チ足ル、信書ノ文句ヲ讀ミタルト否トニ關セサルモノトス、又信書ハ秘密文書タルヲ要セス、刑法カ秘密ヲ侵ス罪ニ編入シタルハ封緘其モノカ秘密ナリト看做シタルニ因ル、又信書ノ記載ハ必スシモ文字ノミニ限ラス符合ニテモ可ナリ、郵便官署ノ取扱中ニ係ル信書ノ秘密ヲ侵シタル者及郵便官署ノ取扱中ニ係ル郵便物ヲ開披、毀損、隱匿、抛棄シタル者ニ關シテハ郵便法ニ特別ノ規定アリ、

一二九 通貨ノ偽造變造ノ意義ヲ説明セヨ

通貨トハ内國ニ於テ通用スル貨幣、紙幣又ハ銀行券ヲ總稱ス、偽造トハ鑄造發行權ヲ害スルノ謂ニシテ、全ク眞貨ニ酷似セル模造品ヲ製出スルヲ云ヒ、變造トハ眞貨ニ加工シテ新貨ヲ製出スルヲ云フ、然レトモ眞貨ヲ鑄潰シ原形特徵ヲ失ハシメテ新貨ヲ製出スルハ變造ニアラスシテ偽造ナリ、或ハ偽造トハ眞價ヲ偽ハルノ謂ナリト云フ説アリ、然レトモ眞價ト同様又ハヨリ以上ノ價格ヲ有スル貨幣ヲ鑄造スルモ亦偽造ナリ、判例ハ眞貨ヲ變更シテ同種ノ新貨ヲ製出シタルニ非レハ變造ト爲サス、故ニ銅貨ヲ以テ偽造銀貨ヲ製出シタル場合ハ變造ニアラスシテ偽造ナリトセリ、尙偽造貨幣ノ

模擬ノ程度及實際存スル通貨ノ偽造ナルヲ要スルヤ否ヤノ問題ニ付テハ、一般ノ人チシテ眞貨ナリト思惟セシムル程度、及實際ニ存スルモノナル可シト思ハシムル程度マテ酷似スレハ足ルト解セサル可ラス、

一三〇 文書偽造罪ノ觀念ヲ述ヘヨ

文書偽造罪ノ觀念ヲ定ムルニ二大主義アリ、一ハ形式主義ニシテ二ハ實質主義ナリ、形式主義ハ文書ノ形式ヲ保護スルニアリ、即チ苟モ文書ノ形式ヲ偽ハルトキハ文書ノ内容カ事實ト符合スルモ犯罪ナリトシ、實質主義ハ文書ニ依リ表示セラル、事實又ハ思想ノ眞正ヲ保護スルニアリ、即チ文書ノ形式ハ偽ハルモ其事實又ハ思想ノ眞正ヲ害セサレハ犯罪ニアラストスルニアリ、然レトモ兩主義共極端ニ失スルノ嫌アリ、故ニ大審院ノ判例ノ如ク文書ノ形式ヲ偽リテ實害ヲ生シ又ハ生シ得ヘキ事實アルコトヲ必要トスル制限的形式主義ヲ可ナリト信ス、但シ純理上ヨリ見ルトキハ實質主義固ヨリ正當ナルヘシト雖モ、形式ノ眞偽ハ措テ問ハストセハ信憑的唯一材料ヲ擾亂シ、其目的タル事實ノ眞實モ竟ニ十分ナル保護ヲ受クル能ハサルニ至ラン、

一三一 官文書及私文書トハ如何ナルモノナルヤ

(一)官文書 官文書トハ公務所又ハ公務員カ其職權ノ範圍内ニ於テ作成スヘキ總テノ文書ヲ云フ、
(二)私文書 私文書トハ一人ノ作成シタル總テノ文書ヲ云フ、其自然人タルト法人タルトチ間ハス

一三二 無資格者カ有資格者トシテ文書ヲ作成スルハ偽造ナルヤ

文書偽造ノ實質ハ作成名義ニ詐リアルコトニ存スルモノニシテ、其内容ノ眞偽如何チ間ハス、例ヘハ代理人ノ資格ヲ詐リ作成セラレタル文書ノ如キハ、作成者ノ資格ニハ詐リアリト云ヒ得ヘキモ、文書ノ作成名義ニハ毫モ詐リナク、單ニ其文書ノ内容ニ詐リアルニ過キス、故ニ本間ノ場合ハ偽造罪ニアラス、(小晴學士ノ所論ニ據ル)

一三三 診断書、檢案書及死亡證書ノ意義ヲ述ヘ併セテ虚偽ノ記載トハ如何ナルモノナルヤ例ヲ擧ケヨ

(一)診断書 診断書トハ醫師カ自カラ診断シタル患者ノ病狀ヲ證明スル爲メニ作成スル文書ヲ云フ、其虚偽ノ記載トハ例ヘハ徵兵忌避者ノ依頼ヲ受ケテ詐リノ疾病證書ヲ作ルカ如シ、
(二)檢案書 檢案書トハ自己ノ診断セサリシ者ノ死體ニ付其狀態ヲ證明スル爲メニ作成スルモノヲ云

フ、其虚偽ノ記載トハ變死又ハ殺人罪ヲ犯シタル者アルトキ、裁判所ノ命ニ依リテ檢案書ヲ作成スル場合等ニ於テ故意ニ詐リノ記載ヲ爲スカ如シ、

(三)死亡證書 死亡證書トハ自己カ診断シタル者ノ死體ニ付キ其狀態ヲ證明スル爲メニ作成スルモノヲ云フ、虚偽ノ記載ハ例ヘハ流行病ニテ死亡シタル者ヲ、普通ノ病氣ニテ死亡シタルモノ、如ク其事實ヲ詐リテ死亡證書ヲ作成スルカ如シ、

一三四 偽造文書ト虚偽文書ノ區別ヲ擧ケヨ

偽造文書ハ他人ノ名義ニ於テ文書ヲ作成スル場合ニシテ、虚偽文書ハ自己ノ名義ニ於テ虚偽ノ事實ヲ記載セル文書ヲ作成スル場合ナリ、前者ハ借用證書等ニ多ク後者ハ醫師カ無根ノ診断書ヲ作成シ公務員カ無實ノ證明書ヲ作成スルカ如キ場合ナリ、

一三五 印章偽造罪ノ印章ノ意義ヲ述ヘヨ

印章トハ印類ヲ指スカ將タ印影ヲ指スカニ付キ議論アリ、印影說ヲ唱フル者ハ、偽造ニ因テ信用ヲ害スルハ印類ニアラスシテ印影ナリ、故ニ印章ヲ偽造スルモ印影ニ現出セシメサレハ之ヲ罰スルノ要ナシ、從テ刑法ニ印章ト稱スルハ印影ヲ意味スト主張シ、印類說ヲ唱フル者ハ曰ク、刑法第百五

十九條第二項ニ於テ「他人ノ印章ヲ押捺シ」ト規定セル點ヨリ見ルモ、押捺セラルヘキモノ自體即チ印類カ印章ニシテ押捺ニヨリ現出シタル印影ヲ指スモノニアラス、元來印章偽造ノ行爲ヲ罰スルハ實害ヲ生スルカ爲メニ非スシテ其危險アルカ故ナリ、而シテ印類ヲ偽造スレハ之ニ因テ危險ヲ生ス若シ印影説論者ノ如ク、印類ヲ偽造スルモ信用ヲ害セサルカ故ニ罪トナラストセハ、印影ヲ偽造スルモ之ヲ使用セサルニ於テハ尙之ヲ處罰スヘカラサルノ結論ヲ生セン、故ニ此理由ヲ以テハ未ダ印類説ヲ覆ヘスニ足ラスト、余ハ印類説ニ賛ス、而シテ印類トハ押捺ニ依リ影蹟ヲ現出スヘキ材料チ云フ、故ニ一個ノ影蹟ヲ現出セシムルニ數個ノ材料(印類)ヲ合セ用フルト否トチ問フノ要ナク、又普通印類ト稱セラル、モノタルト印刷用ノ原版タルトチ問ハス、苟モ押捺器タレハ足ル、

二三六 印章ノ偽造及使用ノ意義ヲ述ヘヨ

- (一)偽造 印章ノ偽造トハ印類ノ偽造チ云フ、苟モ行使ノ目的ヲ以テ印類ヲ製造スル時ハ即チ印章偽造罪成立シ、別ニ影蹟ヲ現出セシムルノ行爲ヲ必要トセス、而シテ印章ノ偽造ハ押捺ニ依リテ現出スヘキ印影カ實物ニ類似スルチ要セス、一般ノ人チシテ眞印ナリト信セシムヘキ程度ニ達スレハ可ナリ、
- (二)使用 印章ノ使用トハ印類ヲ使用シテ印影ヲ現出セシムルノ謂ニアラスシテ印影ヲ押捺シタル物

件チ行使スルコトチ云フ、

二三七 官印ト私印ノ區別如何

官印トハ御璽、國璽及公務所並ニ公務員ノ印章チ云フ、並ニ公務員ノ印章トハ特ニ公用ニ供セラル、モノ、ミチ指稱シ所謂認印ハ官印ニアラス、私印トハ私人ニ屬スル印章チ云フ、其印主カ自然人タルト法人タルト將タ個人ノ集合體(組合ノ如キモノ)タルトチ問ハス、

二三八 證人ト爲ル資格ナキ者ニ誤テ宣誓ヲ爲サシメ其證

人カ偽證シタル場合ニ之ヲ罰スルコトヲ得ルヤ

本問ニ付テハ左ノ二説アリ、

- (一)一旦法律ニ依リ宣誓シタル以上ハ、證人タル資格ノ有無ニ拘ハラズ偽造罪成立ス、
 - (二)其宣誓ハ元來誤リアルモノナルカ故ニ、假令形式上宣誓ヲ爲シタルモ證人ニ非サレハ之ヲ偽造罪トシテ罰スルコトヲ得ス、
- 刑法ハ第二説ニ依リ之ヲ罰スルコトヲ得ストノ趣旨ヲ採用セリ、

一三九 誣告罪ノ意義ヲ述ヘヨ

誣告罪トハ人ヲシテ刑事又ハ懲戒ノ處分ヲ受ケシムルノ目的ヲ以テ虚偽ノ申告ヲ爲スニヨリテ成立スル犯罪ナリ、茲ニ刑事ノ處分トハ刑罰ヲ科スルコトヲ云ヒ、懲戒ノ處分トハ懲戒罰ヲ科スルコトヲ云フ、又虚偽ノ申告トハ不實ノ事ヲ告クルノ謂ニシテ、其申告ハ特定ノ事項タルコトヲ要ス、故ニ唯漠然ト彼レニ何等カノ犯罪アリト云フカ如キハ誣告ニアラス、而シテ其申告ニ付テハ、刑事ノ處分ヲ受ケシムル場合ニハ犯罪捜査權アル者即チ檢事及司法警察官ニ對シテ爲スヘク、懲戒處分ヲ受ケシムル目的ナルトキハ、其手續ヲ實行シ得ヘキ者即チ被申告者ノ本屬長官ニ對シテ爲スコトヲ要ス、

一四〇 誣告罪ノ成立時期如何

誣告罪ハ虚偽ノ申告ヲ爲シタル時ニ成立ス、即チ書面ヲ以テスルトキハ其書面カ當該官吏ニ到達シタル時、口頭ヲ以テスルトキハ之ニ因テ直ニ成立ス、而シテ當該官吏カ其虚偽ノ事實ヲ發見シタルコトヲ要セス、又刑事訴訟若クハ懲戒ノ手續カ開始サレタルコトヲ必要トセサルナリ、

一四一 強姦トハ何ソヤ

強姦ハ婦女ノ貞操ヲ破壊スル行爲ニシテ不承諾ニ乘シ強制シテ姦淫ヲ遂クルヲ云フ、而シテ身體ヲ拘束スルカ如キ暴行的抑壓手段ヲ以テスルハ勿論、畏怖心ヲ生セシムルノ脅迫ヲ加ヘテ自由意思ヲ喪失セシムル場合モ、他ノ手段即チ失神睡眠等ヲ促ス爲メ催眠術ヲ施シ、或ハ藥物酒類ヲ用ヒタル場合モ等シク強制ヲ加ヘタリト云フヲ得、唯茲ニ注意スヘキ點ハ、以上ノ手段ニ依ラス單ニ婦女自身ノ行爲ニ依リ昏睡若クハ酔倒シタルカ如キ者ニ對シ、姦淫シタル場合ハ其者カ心神喪失若クハ抗拒不能ニ乘シタルモノナルモ強制ヲ加ヘタリト云フヲ得ス、然レトモ此等ノ状態ニアラサレハ抗拒スヘク推定セラル、カ故強制ヲ加ヘタルト撰フ所ナシト信ス、又茲ニ姦淫ヲ遂クルトハ生殖器ノ交接アレハ足ルトスルヲ通説トス、

一四二 第一ノ婚姻カ無効ナル場合ト取消シ得ヘキ場合トニ

因リ刑法上第二ノ婚姻ニ如何ナル影響ヲ及ホスヤ

第一ノ婚姻カ無効ナル場合ニ於テハ、其婚姻ハ法律上成立セサルモノナルカ故ニ此場合ニ於ケル第二ノ婚姻ハ正當ナリ、從テ刑法上何等ノ關係ヲ生セス、然レトモ第一ノ婚姻カ取消シ得ヘキモノナ

ルトキハ、其婚姻ハ法律上成立シタルモノナルヲ以テ、此場合ニ於テハ第二ノ婚姻ハ重婚罪ヲ成立ス、

一四三 博戯ト賭事トノ區別ヲ述ヘヨ

博戯ト賭事ノ區別ニ付テハ主觀客觀ノ二説アリ、

- (一) 主觀説 博戯トハ當事者カ利益ノ收得ヲ目的トスル場合ヲ云ヒ、賭事トハ當事者カ自己ノ意見ノ正確ヲ主張スルヲ目的トスル場合ヲ云フト、
 - (二) 客觀説 博戯トハ其賭者相互ノ間ニ一定ノ行爲ヲ爲スモノヲ云ヒ、賭事トハ賭者以外第三者ノ行爲又ハ事實ニ關シテ財物ヲ賭スルヲ云フト、
- 主觀説ヲ可トス、要スルニ博戯ト賭事トハ唯其手段方法ヲ異ニスルノミニシテ、其實質ニ於テハ異ナルコトナシ、

一四四 賭博ト競技トノ區別如何

賭博(博戯ト賭事トヲ包含ス)トハ偶然ノ事情ニ基キテ利益ノ得喪ヲ決スルヲ云ヒ、競技トハ熟練、計算、力量等一定ノ技巧ニ依リテ之ヲ決スルモノヲ云フ、例ヘハ圍碁、將棋、競馬等ニ於テ其技能ヲ

競フカ爲メニ財物ヲ賭スルカ如キハ競技ノ場合ニシテ、他人ノ競技ノ結果ニ對シテ財物ヲ賭スル場合例ヘハ圍碁、將棋、競馬等ノ觀覽者カ其勝敗ニ關シ金錢ヲ賭スルカ如キハ賭博ナリ、

一四五 賭博ト富籤トノ異同ヲ問フ

- (一) 同點 偶然ノ事實ニ因テ利益ノ得喪ヲ生スルノ點兩者相同シ、
- (二) 異點 賭博トハ財物ヲ賭スルノ行爲ニシテ當事者カ共ニ危險ヲ負擔スルモノナリ、富籤ハ賭物ヲ醜集スルノ行爲ニシテ當事者ノ一方(興行者)ハ如何ナル場合ト雖モ危險ヲ負擔スルコトナシ、

一四六 瀆職罪ノ種類ヲ擧ゲテ之ヲ略述セヨ

瀆職罪ハ之ヲ別チテ職權濫用罪及賄賂罪ノ二種トス、

(甲) 職權濫用罪 更ニ左ノ三種ニ區別ス、

- (一) 一般職權濫用罪 本罪ハ公務員其職權ヲ濫用シ人ヲシテ義務ナキ事ヲ行ハシメ又ハ行フヘキ權利ヲ妨害スルニヨリテ成立ス、
- (二) 不法逮捕監禁罪 本罪ハ裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職權ヲ濫用シテ人ヲ逮捕又ハ監禁スルニヨリテ成立ス、

(三) 暴行凌虐罪 本罪ハ裁判、檢察、警察ノ職務ヲ行ヒ又ハ之ヲ補助スル者其職務ヲ行フニ當リ刑
 事被告人其他ノ者ニ對シ暴行又ハ凌虐ノ行爲ヲ爲スニヨリテ成立ス、

(乙) 賄賂罪 左ノ二種ニ區別ス、

(一) 收賄罪 本罪ハ公務員又ハ仲裁人其職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若クハ約束スルニヨ
 リテ成立ス、

(二) 贈賄罪 本罪ハ公務員又ハ仲裁人ニ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束スルニヨリテ成立ス、

一四七 贈賄者ヲ罰スル理由如何

舊刑法ニ於テハ收賄者ノミヲ罰シ贈賄者ヲ處罰スヘキ規定ヲ缺キタルカ爲メ種々ノ不都合ヲ生シタ
 ルヲ以テ、現行刑法ニ於テハ贈賄者ヲモ罰スヘキコトヲ明定セリ、抑モ收賄罪ナルモノハ必要的共
 犯ニシテ單獨ノ犯罪ニアラス、既ニ共犯ナリトスレハ單ニ收賄者ノミヲ罰シ贈賄者ヲ不問ニ附ス
 ルノ理由何處ニアルヤ、特ニ收賄罪ノ場合ニ於テハ多クハ贈賄ナル行爲ニヨリテ誘發セラル、モノ
 ナレハ、收賄罪ヲ罰スル法律ノ精神ヨリ觀察スルモ、贈賄者ヲ罰スルハ頗ル當チ得タルモノト云フ
 ヘシ、

一四八 瀆職罪ニ於ケル暴行及凌虐ノ意義如何

(一) 暴行 暴行トハ身體又ハ財産ニ對シテ不正ノ腕力ヲ加フルヲ云フ、刑法カ暴行ヲ凌虐ト對峙セシ
 メタルヨリ見レハ、本罪ノ暴行ハ一般ノ場合ヨリモ多少苛酷ニ涉ル場合ナルコトヲ要スト解セサ
 ルヘカラス、例ヘハ腕力ヲ以テ毆打シ、或ハ足ニテ蹴ルカ如キ所謂手暴キ所爲ヲ指スモノナリ、

(二) 凌虐 凌虐トハ殘忍苛酷ノ所爲ヲ云ヒ、必シモ身體ニ對スル不正ノ腕力タルヲ要セス、故ニ飲食
 衣服ヲ支給セス、或ハ暗室ニ入ル、カ如キモ亦凌虐ナリ、要スルニ凌虐ハ暴行ヲ一步進メタル所
 爲ナリ、

一四九 殺人罪ニ所謂人ノ始期ヲ說明セヨ

殺人罪ハ人ノ生命ニ對スルモノナルカ故ニ、人ノ始期換言セハ如何ナル時期ヲ以テ胎兒ヲ人ト爲ス
 カチ決セサル可ラス、之ニ關スル學說四アリ、

(一) 陳痛說 分娩ノ爲メ母體カ陳痛ヲ感スル時カ分娩ノ開始ナルヲ以テ胎兒ハ此時ヨリ人タリ、

(二) 一部露出說 母體ヨリ僅カニ其一部ヲ露出スレハ、外部ヨリ其胎兒ニ向テ損傷ヲ加ヘ得ルカ故ニ
 此時ヲ以テ胎兒ト人トノ區別ヲ爲スヘシ、

- (三)全部露出説 即チ母體ヨリ全部露出スレハ分娩ノ終了ナルカ故此時ヲ以テ人タル始期トス、
 - (四)獨立呼吸説 即チ胎兒カ分娩スルモ獨立呼吸セサレハ尙母體ニ屬シテ生活スルモノナルヲ以テ人ト云フヲ得ス、
- 一部露出説ヲ通説トス、

一五〇 殺人罪ト傷害致死罪トノ區別如何

人ノ死ナル結果ヨリ見ルトキハ殺人罪ト傷害致死罪トハ同一ナルカ如キモ、此兩者ハ其故意ヲ異ニス、即チ殺人罪ノ成立ニハ人ノ生命ヲ喪失セシムルノ故意ヲ要スルモ、傷害致死罪ハ結果犯ニシテ唯傷害ニ關シテノミ故意ヲ有シ、之ニ因テ生シタル死ナル結果ニ對シテ故意ヲ存セサル場合ナリ、要スルニ死ナル結果ニ對シテ故意ヲ存スル場合ハ殺人罪ニシテ、否ラサル場合ハ傷害致死罪ナリ、

一五一 墮胎罪ノ意義及其既遂ノ時期ヲ問フ

- (一)意義 墮胎罪トハ胎兒ヲ母體內ニ於テ死亡セシメ、又ハ自然ノ出生期ニ先チ人工的ニ母體ヨリ驅逐スル罪ヲ云フ、
- (二)既遂時期 胎兒ヲ母體內ニ於テ死亡セシメタル場合ニ於テハ、其死亡ノ時ヲ以テ既遂ト爲シ、自

然ノ出生期ニ先チ母體ヨリ分離シタル場合ニ於テハ、其分離ノ時ヲ以テ既遂トス、但シ此場合ニ於テハ、犯人ニ胎兒ノ生命ヲ奪フノ犯意アルコトヲ要セス、又胎兒カ死亡スルト否トハ問フ所ニアラス、

一五二 遺棄ノ意義ヲ述ヘヨ

遺棄トハ扶助ヲ要スヘキ者、幼者、不具又ハ病者等ヲ他ノ場所ヘ移棄シ又ハ置キ去リニシテ必要ナル扶助關係ヲ絶ツコトヲ云フ、何レノ場合ニ於テモ被保護者ヲ離隔スルノ事實アルコトヲ要ス、離隔セスシテ單ニ必要ナル保護ヲ爲サ、ルトキ、又ハ離隔スルモ保護ヲ缺クノ事實ナキトキハ遺棄ニアラス、

一五三 逮捕ト監禁トノ區別ヲ擧ケヨ

- (一)逮捕トハ直接ニ身體ニ對シ物質力ヲ加フルノ意ニシテ、監禁トハ一定ノ區劃ヲ以テ他ニ出ルヲ得セシメサルノ意ナリ、
- (二)逮捕ハ即時ニ成立スル犯罪ナルモ、監禁ハ犯罪ノ最終ニ成立スルモノナリ、

脅迫トハ人ヲシテ畏怖心ヲ生セムルヲ害惡ヲ加フヘキコトヲ通知スルヲ云フ、其害惡ノ種類ハ法文ニ制限アリ、而シテ畏怖心ハ人ニ依リテ異ナル、然レトモ畏怖心ヲ生シタルコトヲ要セス、生セシムヘキ目的ヲ以テスレハ可ナリ、故ニ害惡ヲ實現スルノ意思ヲモ必要トセス、

一五四 脅迫ノ意義ヲ述ヘヨ

一五五 略取及誘拐ノ意義並ニ其區別如何

- (一) 意義 略取トハ暴行又ハ脅迫ニ因リ人ヲ自己ノ支配内ニ致スヲ云ヒ、誘拐トハ偽計又ハ誘惑ニ因リ人ヲ自己ノ支配内ニ致スヲ云フ、自己ノ支配内ニ致ストハ、自己ノ實力ヲ行使シ得ヘキ狀態ニ置クヲ以テ足り必シモ制縛、監禁等ヲ要セス、
- (二) 區別 其異ナル所ハ略取ハ暴行又ハ脅迫ヲ手段ト爲シタル場合ニ生シ、誘拐ハ偽計又ハ誘惑ヲ手段ト爲シタル場合ニ生ス、

一五六 誹毀ト侮辱トノ區別ヲ擧ケヨ

- (一) 誹毀ハ公然事實ヲ摘示シ人ノ名譽ヲ毀損スルモノニシテ、侮辱ハ事實ヲ摘示セサルモ公然人ヲ罵

- 言嘲弄スルカ如キ侮辱行為ヲ爲スヲ云フ、
- (二) 侮辱ノ行為ハ被侮辱者ニ對シテ行フコトヲ得ヘシト雖モ、誹毀ハ被誹毀者以外ノ第三者ニ對スルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス、

一五七 竊取、強取及騙取ノ意義如何

- (一) 竊取 竊取トハ他人ノ意思ニ反シテ財物ノ所持ヲ移轉スルヲ云フ、他人ノ意思ニ反スルコトヲ要スルカ故ニ、承諾ヲ豫想シテ友人ノ書籍ヲ無斷ニ持チ來ルカ如キ、他人ノ意思ニ反シテ所持ヲ移ス意思ナシト認メラル、場合ハ無難ナリ、
- (二) 強取 強取トハ他人ノ反抗ヲ抑壓シテ財物ノ所持ヲ移轉スルヲ云フ、
- (三) 騙取 騙取トハ欺罔手段ニ基ク錯誤ヲ利用シテ任意ニ財物ノ所持ヲ移轉セシムルヲ云フ、騙取ニ於ケル所持ノ移轉ハ、少クトモ其移轉ニ付キ被害者ノ合意ノ存スルコトヲ要ス、此點竊取及強取ト異ナル所ナリ、

一五八 竊盜ト強盜トノ異同ノ要點如何

- (一) 同點 均シク他人ノ財物ヲ奪取シテ自己ノ所持内ニ移轉スルノ點兩者相同シ、

(二)異點 兩者全ク其手段ヲ異ニス、即チ竊盜ハ平穩ナル手段ニヨリテ他人ノ財物ヲ奪取スルモノナ
ルモ、強盜ハ暴行又ハ脅迫ヲ手段トシテ他人ノ財物ヲ強取スルモノナリ、

一五九 竊盜既遂ノ時期如何

本問ニ關シ四説アリ、

- (一)財物ニ手ヲ觸レタル時ヲ以テ既遂ナリトノ説、
 - (二)財物ノ位置ヲ轉シタル時ナリトノ説、
 - (三)財物カ取り返サル、コトナキ安全ノ地位ニ置カレタル時ナリトノ説、
 - (四)財物ニ對シ支配力ヲ實行シ得ル狀況ニ達シタル時ナリトノ説、
- 最後ノ説ヲ通説トス、

一六〇 保管者ナキ他人ノ物ニ對シ竊盜罪成立スルヤ否ヤ

何人ノ保管ニモ屬セサル他人ノ物ニ對シテハ竊盜罪成立セス、例ヘハ遺失物、漂流物、逸走セル家
畜ノ如キハ、假令他人ノ所有物ニ係ルト雖モ竊盜罪ノ目的物トナルモノニ非ス、何トナレハ其他人
ハ此等ノ物ニ對シテ事實上ノ支配關係ヲ有セサルハナリ、但シ之ヲ領得スル場合ニ於テ別罪ヲ構成

スルコトアルハ別問題ナリ、

一六一 詐欺取財罪ノ態様如何

詐欺取財罪ハ左ノ三種ノ場合ニ於テ成立ス、

- (一)一人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル場合、
- (二)他人ノ爲メ其事務ヲ處理スル者、自己若クハ第三者ノ利益ヲ圖リ、又ハ本人ニ損害ヲ加フル目的
ヲ以テ其任務ニ背キタル行爲ヲ爲シ、本人ニ財産上ノ損害ヲ加ヘタル場合、
- (三)未成年者ノ知慮淺薄又ハ人ノ心神耗弱ニ乘シテ其財物ヲ交付セシメ、又ハ財産上不法ノ利益ヲ得
若クハ他人ヲシテ之ヲ得セシメタル場合、

一六二 欺罔取財罪ノ意義及其成立條件ヲ問フ

(甲)意義 欺罔取財罪トハ人ヲ欺罔シテ財物ヲ騙取シ又ハ財産上不法ノ利益ヲ得若クハ他人ヲシテ之
ヲ得セシムル罪ヲ云フ、

(乙)成立條件 本罪ノ成立スルニハ次ノ二條件ヲ必要トス、

- (一)虚偽ノ事實ヲ告知シテ他人ヲ錯誤ニ陥ル、コトヲ要ス、

(二)他人カ其錯誤ニ因リテ任意ニ財物其他ノ利益ヲ提供スルコトヲ要ス、

一六三 恐喝ノ意義ヲ述ヘヨ

恐喝ハ脅迫ノ一種ニシテ、害悪ヲ通告シ依テ以テ人ニ畏怖ノ心ヲ生セシムルノ謂ナリ、然レトモ畏怖セシムルト同時ニ被害者ニ尙ホ意思ノ自由ヲ存シ、全然剝奪スルニ至ラサルコトヲ要ス、若シハ由意思ヲ全然剝奪スルニ至ルトキハ、是レ恐喝ノ範圍ヲ脱シテ強盜ノ手段タル脅迫トナル、而シテ通告ハ一般ニ人ヲシテ畏怖セシムヘキ性質ヲ有スルヲ以テ足レリトス、

一六四 脅迫罪ノ脅迫ト恐喝トノ差異ヲ擧ゲヨ

(一)脅迫ハ他人ノ自由意思ヲ制限スルコトヲ必要トセス、唯危害ヲ受クヘキコトヲ信用セシムルヲ以テ足レリトシ、且其危害ハ被害者又ハ其親族ニ對スルモノニ限ルト雖モ、恐喝ハ不法ニ自己又ハ第三者ヲシテ財産上ノ利益ヲ取得セシムル目的ヲ以テ他人ノ自由意思ヲ制限シ、財産上ノ處分行為ヲ強制スルコトヲ要シ、且其危害ヲ受クヘキ者ハ被害者又ハ其親族以外ノ第三者ヲモ包含スルモノトス、

(二)脅迫ノ材料タル危害ノ種類ニ付テハ法律ニ於テ限定スルモ、恐喝ノ手段タル危害ノ種類ハ法律ニ

於テ限定セス、

(三)脅迫ハ脅迫者ニ於テ直接又ハ間接ニ危害ヲ加フヘキコトヲ以テ手段トスルコトヲ必要トスルモ、恐喝ハ恐喝者ニ於テ直接又ハ間接ニ危害ヲ加フヘキコトヲ以テ手段トスル外ニ、人ノ行為ニ關セサル天災又ハ神ノ祟ヲ説クコト等ヲ以テ手段トスル場合ヲモ包含スルモノトス、

一六五 強盜罪ノ脅迫ト恐喝トノ異同ノ要點ヲ問フ

(一)同點 害悪ヲ通告シ依テ以テ人ニ畏怖ノ心ヲ生セシムルノ點兩者相同シ、
(二)異點 強盜罪ノ脅迫ハ全然被害者ノ 思ノ自由ヲ剝奪スルモノナルモ、恐喝ハ被害者ニ尙意思ノ自由ヲ存セシムルモノナリ、

一六六 欺罔ト恐喝トノ區別如何

欺罔ノ場合ハ被欺罔者ニ於テ自己ノ行為ノ原因ニ關シ錯誤アルコトヲ要シ、恐喝ノ場合ハ被恐喝者ニ於テ自己ノ行為ノ原因ニ關シ錯誤アルコトナク、自己ノ行為カ他人ノ強制ニ基カコトヲ認識スルヲ要ス、

横領罪ノ成立スルニハ次ノ二條件ヲ要ス、

- (一) 他人ノ物ニシテ自己ノ占有中ニアル物若クハ自己ノ物ニシテ公務所ヨリ保管ヲ命セラレタル物ナルコトヲ要ス。物トハ廣ク動産及不動産ヲ指稱ス、又茲ニ占有トハ民法上ノ占有ヨリモ其意義廣クシテ、民法上ノ占有ノ場合ハ勿論單ニ所持ノ場合ヲモ包含スルモノトス、
- (二) 横領行爲アルコトヲ要ス。横領行爲トハ占有者カ其物ニ關シテ權限外ノ行爲ヲ爲スチ云フ、

一六七 横領罪ノ成立條件ヲ問フ

一六八 遺失物、漂流物及占有ヲ離レタル他人ノ物ノ意

義ヲ説明セヨ

- (一) 遺失物 遺失物トハ權利ヲ拋棄スル意思ナキ者ノ所持ヲ離レ、而シテ發見者カ其所持者ヲ知ルコト能ハサル物ヲ云フ、例ヘハ人込ノ場所ニ於テ落シタル時計又ハ財布ノ如シ、
- (二) 漂流物 漂流物トハ河海ニ浮流スルカ又ハ波浪ノ爲メニ陸地ニ漂着セル物ニシテ、是亦遺失物ノ一種ナリ、例ヘハ航海中船客ノ流失シタル荷番ノ如キ是ナリ、
- (三) 占有ヲ離シタル他人ノ物 權利ヲ拋棄スル意思ナキ者ノ所持ヲ離レ、而シテ發見者ニ於テ其所持

者ノ分明ナル物ヲ云フ、例ヘハ飼養者ノ手ヲ離レテ逃レ來リタル家畜ノ如シ、

一六九 贓物ノ觀念ヲ略述セヨ

贓物トハ財産ニ關スル犯罪ニ因リテ得タル物ヲ云フ、詳言スレハ竊盜、強盜、詐欺、恐喝、横領等ノ罪ニ因リテ得タル物件ナリ、從テ財産ニ關セサル犯罪ニ因リテ得タル物件、例ヘハ收賄シタル金品、狩獵法ニ違背シテ捕獲シタル鳥獸、密賣淫ニ因リテ得タル金錢ノ如キハ贓物ニアラス、斯ノ如ク物件カ贓物タルニハ、犯罪アリタルコトヲ條件トスレトモ、其犯罪ハ必スシモ處罰セラレタルコト又ハ處罰セラレ、コトヲ必要トセス、蓋シ刑法カ贓物ニ關スル行爲ヲ處罰スルハ、其行爲カ被害者ノ返還請求權ノ行使ヲ害スルノ危險アリト爲スチ以テナリ、

一七〇 贓物ノ收受、寄藏、故買及牙保ノ意義ヲ述ヘヨ

- (一) 收受 贓物ノ收受トハ情ヲ知テ之ヲ受クル一切ノ行爲ヲ云フ、然レトモ寄藏、故買、牙保ニ關シテハ特ニ明文アルヲ以テ此等以外ノ受領行爲ナリト解セサルヘカラス、從テ收受ハ畢竟贈與ヲ受クル場合ニ於テ其適用ヲ見ルノミ、
- (二) 寄藏 寄藏トハ不正品タルコトヲ知リテ他人ノ爲メニ保管スルコトヲ云フ、

- (三) 故買 故買トハ情ヲ知り有價ニテ物件ヲ譲リ受クルヲ云フ、例ヘハ賣買、交換及質權、抵當權ヲ取得スルカ如シ、
- (四) 牙保 牙保トハ物件ニ關スル法律上ノ處分行爲即チ賣買、抵當權、質權設定等ノ周旋ヲ爲スヲ云フ、

一七一 文書毀棄罪ヲ論セヨ

文書毀棄罪ハ文書ノ有スル證據力ノ一部又ハ全部ヲ滅却スルニ依リテ成立スル犯罪ナリ、毀棄トハ物ニ物質的損害ヲ加ヘ其物ノ效用ヲ失ハシムルヲ云フ、而シテ毀棄ノ方法ニ二種アリ、一ハ文書ニ記載シアル物件ヲ破壊スル場合ニシテ、他ハ文書ニ記載シアル物件ハ之ヲ存シ其文字ノミヲ抹消スル場合ナリ、例ヘハ文書ヲ引裂クカ如キ又ハ燒棄スルカ如キハ前者ニ屬シ、其記載文字ノ一部又ハ全部ヲ塗抹スルカ如キハ後者ニ屬スルモノトス、

刑 法 終

刑 事 訴 訟 法

刑事訴訟法目次

一	刑事訴訟ノ意義ヲ述ヘヨ……………	一
二	刑事訴訟法ノ意義ヲ述ヘヨ……………	二
三	刑事訴訟法ノ一般法律ニ對スル地位ヲ述ヘヨ……………	二
四	刑事訴訟法ト刑法トノ關係ヲ述ヘヨ……………	三
五	刑事訴訟法ト民事訴訟法トノ差異ヲ述ヘヨ……………	四
六	刑事訴訟法ノ事物ニ關スル效力ヲ述ヘヨ……………	五
七	刑事訴訟法ノ人ニ關スル效力ヲ述ヘヨ……………	六
八	刑事訴訟法ノ時ニ關スル效力ヲ述ヘヨ……………	七
九	刑事訴訟法ノ土地ニ關スル效力ヲ述ヘヨ……………	八
一〇	彈劾主義ト糾問主義ノ區別ヲ述ヘヨ……………	八
一一	不告不理ノ原則トハ何ゾヤ……………	九
一二	刑事訴訟法上ニ於ケル檢事ノ職務ヲ述ヘヨ……………	九
一三	檢事同一體ノ意義ヲ述ヘヨ……………	一〇
一四	刑事訴訟法上司法警察官ノ種類及地位ヲ述ヘヨ……………	一一
一五	司法警察官ノ權限ヲ述ヘヨ……………	一一
一六	被告人ノ意義ヲ述ヘヨ……………	一二
一七	辯護人ノ地位ヲ述ヘヨ……………	一二
一八	訴訟當事者相互ノ關係ヲ述ヘヨ……………	一三
一九	刑事訴訟法上官吏公吏ノ作ルヘキ書類ノ方式ヲ述ヘヨ……………	一四
二〇	裁判所職員ノ除斥ノ原因ヲ舉ケヨ……………	一四
二一	裁判所職員ノ忌避ノ原因ヲ舉ケヨ……………	一五

二二	裁判所職員ノ回避ノ原因ヲ擧ケヨ	一六	三六	捜査開始ノ原因ヲ述ヘヨ	三三
二三	公訴ノ意義ヲ述ヘヨ	一六	三七	告訴ノ意義ヲ述ヘヨ	三三
二四	公訴權ハ如何ナル時ニ發生スルヤ	一七	三八	告訴不可分ノ原則トハ何ソヤ	三三
二五	檢事ノ起訴ナクシテ公訴ヲ提起セラルル場合アリヤ	一七	三九	告發ノ意義ヲ述ヘヨ	三六
二六	科刑權ト公訴權ノ區別ヲ述ヘヨ	一八	四〇	告發ト告發トノ差異ヲ述ヘヨ	三七
二七	公訴權消滅ノ原因ヲ略述セヨ	一九	四一	一人ノ告發ト官公吏ノ告發トノ方式ノ異ナル點ヲ述ヘヨ	三七
二八	一事不再理ノ原則トハ何ソヤ	二〇	四二	官公吏ハ如何ナル場合ニ告發ノ義務アリヤ	三七
二九	一事不再理ノ原則ノ適用條件ヲ述ヘヨ	二〇	四三	檢事及司法警察官ハ告發ノ義務アリヤ	三六
三〇	公訴ニ時効ヲ設ケタル理由ヲ略述セヨ	二一	四四	告訴及告發人ノ責任ヲ述ヘヨ	三六
三一	公訴ノ時効中斷ノ理由ヲ述ヘヨ	二一	四五	現行犯ノ意義ヲ述ヘヨ	三〇
三二	私訴トハ何ソヤ	二二	四六	准現行犯ノ場合ヲ述ヘヨ	三〇
三三	公訴ト私訴ノ差異ヲ述ヘヨ	二三	四七	現行犯ト非現行犯トハ其治罪手續上ニ如何ナル差異アリヤ	三〇
三四	捜査ノ意義ヲ述ヘヨ	二三			
三五	捜査ノ目的ヲ述ヘヨ	二三			

四八	檢事又ハ司法警察官カ現行犯アルコトヲ知リタルトキハ如何ナル處分ヲ爲スコトヲ得ルヤ	三三	五五	各種令狀ノ效力ヲ述ヘヨ	三六
四九	司法警察官ノ現行犯ニ對スル特別處分ハ豫審處分ナリヤ捜査處分ナリヤ	三三	五六	逮捕狀トハ何ソヤ	三六
五〇	現行犯ニ對スル特別處分ヲ豫審處分トナスト捜査處分トナストハ其結果ニ於テ如何ナル差異アリヤ	三三	五七	保釋及責付ノ意義ヲ述ヘヨ	三七
五一	檢事又ハ司法警察官ハ臨檢スルニ非ラサレハ豫審判事ニ屬スル特別處分ヲ爲スコトヲ得サルヤ	三三	五八	證據ノ意義ヲ述ヘヨ	三七
五二	司法警察官ノ犯罪捜査後ノ手續ヲ述ヘヨ	三三	五九	證明ト疏明トノ區別ヲ述ヘヨ	三六
五三	令狀ノ種類及其意義ヲ述ヘヨ	三三	六〇	舉證トハ何ソヤ	三六
五四	各種令狀ヲ發スヘキ場合ヲ述ヘヨ	三三	六一	證人ノ意義ヲ述ヘヨ	三九
			六二	鑑定人ノ意義及性質ヲ述ヘヨ	三九
			六三	證人ト鑑定人トノ差異ヲ述ヘヨ	四〇
			六四	檢證トハ何ソヤ	四〇
			六五	捜査ノ意義及目的物ヲ述ヘヨ	四〇
			六六	捜査ニ付テノ制限ヲ述ヘヨ	四〇
			六七	豫審ノ目的ヲ述ヘヨ	四〇
			六八	豫審ハ如何ナル場合ニ開始スルヤ	四〇
			六九	豫審ト捜査ト同異ヲ述ヘヨ	四〇

七〇	豫審密行ノ理由ヲ述ヘヨ……………	四三
七一	豫審終結決定ノ種類ヲ舉ケヨ……………	四四
七二	免訴ノ終結決定ノ效力ヲ述ヘヨ……………	四四
七三	公判ニ附スル終結決定ノ效力ヲ述ヘヨ……………	四五
七四	公判ノ意義ヲ述ヘヨ……………	四五
七五	公判手續ハ如何ナル場合ニ開始セラル 、ヤ……………	四六
七六	公判始末書トハ何ソヤ……………	四六
七七	附帯犯ノ場合ヲ舉ケヨ……………	四七
七八	判決ノ意義ヲ述ヘヨ……………	四七
七九	判決ノ種類ヲ舉ケヨ……………	四八
八〇	終局判決ノ重ナルモノヲ舉示セヨ……………	四九
八一	開席判決トハ何ソヤ其條件ヲ舉ケヨ……………	五〇
八二	故障ノ意義及其申立ノ條件ヲ述ヘヨ……………	五〇
八三	故障申立ノ效力ヲ述ヘヨ……………	五一
八四	上訴ノ意義及其種類ヲ述ヘヨ……………	五二
八五	上訴提起ノ效力ヲ述ヘヨ……………	五三
八六	上訴提起ノ期間及其起算法ヲ述ヘヨ……………	五三
八七	附帯控訴ノ意義及其性質ヲ述ヘヨ……………	五三
八八	非常上告トハ何ソヤ……………	五四
八九	非常上告ト通常上告トノ差異ヲ述ヘヨ……………	五四
九〇	抗告ヲ爲シ得ヘキ場合ヲ舉ケヨ……………	五五
九一	再審ノ訴ノ意義及條件ヲ述ヘヨ……………	五五

刑事訴訟法目次終

刑 事 訴 訟 法

一 刑事訴訟ノ意義ヲ述ヘヨ

刑事訴訟トハ犯罪ニ因リテ生シタル國家ノ刑罰權ヲ以テ裁判ヲ確定シ、且之ヲ執行スルコトヲ目的トスル法定ノ手續ナリ、左ニ之ヲ分説セン、

(一) 刑事訴訟ハ手續ナルカ故ニ數人ノ行爲ヨリ成ル 其行爲ハ裁判所、檢事、被告人、辯護人、法定代理人等ノ行爲ニシテ、訴訟ノ目的ニ向ツテ行ハレ之ニ効果ヲ及ホスヘキモノナリ、例ヘハ檢事ハ訴ノ提起ナル行爲ヲ爲シ、被告人ハ辯護ナル行爲ヲ爲シ、裁判所ハ裁判ナル行爲ヲ爲シ以テ訴訟ノ目的ヲ達スルモノナリ、

(二) 刑事訴訟ノ手續ハ憲法第五十七條ニ依リ法律ヲ以テ規定セラル 而シテ其法律タルヤ刑事訴訟法ニ止マラス刑事裁判所ノ權限又ハ開廷、評議ノ如キモノハ裁判所構成法ニ規定セラル、

(三) 刑事訴訟ノ目的物ハ犯罪ヨリ生シタル國家ノ刑罰權ナリ 凡ソ犯罪ヨリ生スル權利ニハ損害賠償ノ如キ私法上ノ請求權アリ、又懲戒罰若クハ民法商法等ノ罰則ニ規定スル過料ノ如キ秩序罰アリ 此等ノ權利ハ假令犯罪ヨリ生スルモ刑事訴訟ニ依リテ取扱ハレ處分セラル、モノニ非ス、刑事訴

訟ニ依リテ處分セラル、モノハ常ニ刑罰權ニ止マルモノナリ、故ニ刑事訴訟ノ範圍ハ刑法上ノ刑罰ノ範圍ニ止マルモノトス、

(四) 刑事訴訟ノ目的ハ刑罰權ヲ確定スルコト及其執行ニ在リ、凡ソ刑罰ヲ執行スルニハ必ス先ツ公訴ヲ提起シ裁判所ノ刑ノ言渡ヲ求メサル可ラス、而シテ裁判所カ刑ヲ言渡シタル判決確定シテ始メテ刑ノ執行ヲ爲スコトヲ得、故ニ判決ノ執行ハ即チ刑ノ執行ニシテ刑事訴訟ノ目的ニハ此點ヲ包含スルモノトス、

二 刑事訴訟法ノ意義ヲ述ヘヨ

刑事訴訟法ノ意義ニ廣狹二様アリ、廣義ニ於テハ刑事訴訟ニ關スル規則ノ總體ヲ云フ、故ニ特別裁判所ニ於テ行ハル、刑事ノ手續法ヲ含ム、例ヘハ軍法會議ニ於テ適用セラル、陸軍治罪法、海軍治罪法ノ如シ、狹義ニ於テハ現行刑事訴訟法即チ明治二十三年法律第九十六號ヲ以テ發布セラレタル刑事訴訟法ヲ云フ、

三 刑事訴訟法ノ一般法律ニ對スル地位ヲ述ヘヨ

刑事訴訟法ハ司法ノ作用ニ關スル公法ナリ、而シテ刑事訴訟法ハ司法權ノ作用ノミニ付キ規定スル

モノニシテ毫モ司法行政ニ關シテ規定ヲ爲サス、司法行政トハ司法權ノ行使ヲ爲ス所ノ設備ヲ爲スモノナリ、例ヘハ裁判所ノ設立、廢止、管轄區域ノ指定、裁判所職員ノ任補、監督及事務ノ分配ノ如シ、此等ハ裁判所構成法ニ於テ規定セリ、而シテ司法ハ民事及刑事ノ裁判ナルヲ以テ刑事訴訟法ハ司法中刑事ノ裁判權行使ニ關スル規則ナリ、

四 刑事訴訟法ト刑法トノ關係ヲ述ヘヨ

刑事訴訟法ハ刑法ヲ實行スル所ノ法律ナリ、故ニ此兩者ハ之ヲ分離スルコトヲ得ス、殊ニ刑罰ヲ執行スルニハ必ス刑事訴訟法ニ依ラサル可ラサルヲ以テ、刑法ト刑事訴訟法トノ關係ハ民法ト民事訴訟法トノ關係ヨリモ密接ナリ、之ヲ以テ如何ナル規定ハ刑法ニ屬スルヤ將タ訴訟法ニ屬スルヤ不明ナルコトアリ、之ヲ區別スルノ標準ハ規定セラレタル事項ノ性質ニ依ルヘク、刑罰權ノ存立ニ關スル事項ノ規定ハ刑法ニ屬シ、刑罰權ノ確定實行ニ關セル手續ノ規定ハ刑事訴訟法ニ屬ス、故ニ假令犯罪ノ構成要素ニ屬セサル事項ナリトモ處罰條件タルモノハ刑法ニ屬シ、又刑法中ニ規定セラレ、モ訴訟條件タルモノハ訴訟法ニ屬ス、例ヘハ親告罪ノ告訴ハ訴訟條件ニシテ刑事訴訟法ノ規定ニ屬シ、公訴ノ時効ハ刑罰消滅原因ニシテ刑法ニ屬ス、斯ノ如ク法律ノ所屬ヲ區別スルノ必要ハ之ニ依リテ判決ニ差異ヲ生スルカ故ナリ、處罰條件ヲ缺ケハ無罪免訴ノ判決トナリ、訴訟條件ヲ缺ケハ管

轄違又ハ公訴不受理ノ判決トナルモノトス。

五 刑事訴訟法ト民事訴訟法トノ差異ヲ述ヘヨ

- (一) 訴訟ノ主義ヲ異ニス 民事訴訟法ニ於テハ専ラ不干涉主義ヲ採ルモ、刑事訴訟法ニ於テハ専ラ干涉主義ヲ採ル、何トナレハ民事訴訟ニ在テハ單ニ形式上ノ眞實ヲ求ムルヲ以テ足レリトスレトモ、刑事訴訟ニ在テハ實體上ノ眞實ヲ發見スルコトヲ要スルヲ以テナリ。
- (二) 起訴ヲ異ニス 民事訴訟法ニ於テハ權利ノ侵害アルモ之ヲ起訴スルト否トハ當事者ノ自由ニシテ國家ハ敢テ之ニ干涉セスト雖モ、刑事訴訟法ニ於テハ一旦犯罪アレハ或ル例外ノ場合ヲ除ク外檢事ハ其職權ヲ以テ之ヲ起訴スルモノトス。
- (三) 證據方法ヲ異ニス 民事訴訟法ニ於テハ證據ノ取調ハ常ニ當事者ノ申立ニ拘束セラレ、裁判官カ自カラ進ンテ申立ナキ證據ヲ蒐集スルコトナキモ、刑事訴訟法ニ於テハ證據ノ蒐集ハ一ニ裁判官ノ職權ニ存ス、從テ被告人ノ自白アリト雖モ裁判官ニ於テ眞實ナリト認ムルニ非サレハ之ニ由リテ直チニ裁判ヲ爲スコトナク、實體上ノ眞實ヲ發見スルニ至ルマテ證據ノ取調ヲ爲サ、ル可ラサ

ルナリ

- (四) 判決ノ執行ヲ異ニス 民事訴訟法ニ於テハ判決確定スルモ之ヲ執行スルト否トハ一ニ其權利者ノ自由ナルモ、刑事訴訟法ニ於テハ其判決確定スルトキハ檢事ハ職權ヲ以テ必ス之ヲ執行ヲ爲サル可ラサルナリ。

六 刑事訴訟法ノ事物ニ關スル効力ヲ述ヘヨ

- 刑事訴訟法ハ通常裁判所ノ權限内ニ屬スル刑事事件ニノミ適用セラルヘキモノトス、故ニ左ニ列記スル特別裁判所ノ權限ニ屬スルモノハ其性質等シク刑事事件ナルモ刑事訴訟法ノ適用ヲ受ケサルモノトス。
- (一) 軍事裁判所ノ權限ニ屬スル刑事事件 此點ニ付テハ刑事訴訟法第二十三條ニ明示セリ、
 - (二) 臺灣總督府法院ノ權限ニ屬スル刑事事件 臺灣ニ於ケル犯罪事件ノ取扱ニ付テハ律令ニ遵據シ刑事訴訟法ヲ適用セス。
 - (三) 關東都督府法院及民政署長ノ權限ニ屬スル刑事事件 其取扱手續ハ勅令ニ依ルモノニシテ刑事訴訟法ノ適用ナシ。
 - (四) 領事裁判所ノ權限ニ屬スル刑事事件 其取扱ハ特別ノ法規ニ據リ刑事訴訟法ヲ適用セス。

(五)朝鮮總督府裁判所ノ權限ニ屬スル刑事々件 其取扱手續ハ朝鮮總督府裁判所事務取扱令ニ據ルモノニシテ刑事訴訟法ヲ適用セス、
右ノ外行政官廳ニ於テ刑事々件ヲ處分スル場合アリ、即チ警察官ノ即決處分及間接國稅犯則者ニ對スル稅務署長ノ通告處分ノ如シ、此場合ニモ亦刑事訴訟法ヲ適用セス、

七 刑事訴訟法ノ人ニ關スル効力ヲ述ヘヨ

刑事訴訟法ハ日本ノ裁判權ノ行ハル、區域内ニ於テハ內國人タルト外國人タルトヲ問ハス、又內國ニ居住スルト外國ニ居住スルトヲ問ハス總テ効力ヲ及ホスヲ原則トス、然レトモ此原則ニ對シテハ左ノ例外アリ、

(甲)國法上ノ例外

- (一)天皇 天皇ハ國權ノ主體ニシテ司法權ノ本源ナルヲ以テ司法權ノ下ニ立ツモノニ非ス、故ニ刑事訴訟法ノ効力ヲ及ホスコトナシ、
- (二)皇族 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ本法ノ規定ヲ適用シテ之ヲ拘引シ又ハ召喚スルコトヲ得ス、
- (三)帝國議會ノ議員 議會開會中ハ現行犯又ハ內亂外患ニ關スル罪ノ外其院ノ許諾ナケレハ之ヲ逮捕スルコトヲ得サルヲ以テ此點ニ關シ本法ノ適用ヲ制限セラレ、

(乙)國際法上ノ例外、
(四)軍人軍屬 陸海軍ニ關スル法律ヲ以テ處分スヘキモノナルヲ以テ本法ノ適用ナシ、

- (一)外國ノ君主及大統領、
- (二)外國使臣(大使及公使)、
- (三)前二者ノ隨伴者ニシテ我國人ニ非サル者、
- (四)條約ヲ以テ治外法權ヲ認メラレタル領事、
- (五)外國軍隊、

八 刑事訴訟法ノ時ニ關スル効力ヲ述ヘヨ

時ニ關シテハ實施以來其廢止ニ至ル迄ノ間ニ起リタル訴訟手續ニ適用セラレ、モノニシテ、犯罪カ何時犯サレタルヤハ問フ所ニ非ス、而シテ訴訟カ舊法及新法ニ跨カリテ行ハレタルトキハ、舊法ノ下ニ行ハル、訴訟手續ハ舊法ニ依リ、新法實施後ニ於テ行ハル、手續ニノミ新法ヲ適用スルモノトス、故ニ刑事訴訟法ハ刑法ノ如ク既往ニ遡及スル効力ヲ有セス、唯其規定カ刑法ニ屬スルヤ將タ刑事訴訟法ニ屬スルヤヲ鑑別シ、刑法ニ屬スルモノトセハ新舊法中新シキモノヲ適用シ、訴訟法ニ屬

スルモノトモハ上述ノ如ク適用セラル、モノナリ、

九 刑事訴訟法ノ土地ニ關スル効力ヲ述ヘヨ

現行刑事訴訟法ハ土地ニ關シテハ所謂屬地主義ヲ採用シタルヲ以テ我國全版圖内ニ於テ行ハル、チ原則トス、然レトモ例外トシテ(一)臺灣、(二)我國土内ノ治外法權區域内(例ヘハ我國駐在外國大使館、公使館ノ如シ)、(三)我國領海内ノ外國艦船内ハ其効力ヲ及ホスコトヲ得サルモノトス、要スルニ刑法ハ國家ノ科刑權ノ範圍ヲ規定シタルモノナルヲ以テ、外國ニ於ケル犯罪ニモ當然其効力ヲ及ホスコトアレトモ、刑事訴訟法ハ內國通常裁判所ノ犯罪ニ關スル取扱手續ヲ規定シタルモノナルヲ以テ、其効力範圍ハ自カラ刑法ト同一ナラサルモノトス、

一〇 彈劾主義ト糾問主義ノ區別ヲ述ヘヨ

彈劾主義トハ犯罪ニ付審判ヲ爲ス裁判官以外ノ者ヲシテ犯罪ニ對スル訴追權ヲ行ハシムル主義ヲ云ヒ、糾問主義トハ裁判官自身ヲシテ他ノ訴追ヲ待タスシテ犯罪ニ付審判セシムル主義ヲ云フ、糾問主義ニ依レハ裁判官ヲシテ原告ノ地位ヲ併有セシムルヲ以テ裁判官或ハ司法權ヲ濫用シ、又ハ不公平ノ裁判ヲ爲スニ至ルノ恐レアリ、而シテ彈劾主義ニ於テハ此恐レナキヲ以テ我刑事訴訟ニ於テ

モ原則トシテ此彈劾主義ヲ採用セリ、要スルニ彈劾主義ト糾問主義トハ國家ノ科刑權ヲ如何ナル方式ニ於テ行使スルヤノ區別ナリトス、

一一 不告不理ノ原則トハ何ソヤ

不告不理トハ訴追ナキ事件ハ之ヲ審判スルコトヲ得ストノ謂ニシテ、訴訟ニ彈劾主義ヲ採リ公訴提起權者ト裁判官トチ區別スルヨリ生スル原則ナリ、刑事訴訟法第百八十四條第一項ニ「裁判所ニ於テハ訴ヲ受ケサル事件ニ付キ裁判ヲ爲ス可カラス」ト規定セルハ此原則ヲ明示シタルモノナリ、尙ホ此原則ハ公判ノミナラス豫審ニ於テモ採用セラレタルコトハ第六十七條ノ「現行ノ重罪、輕罪ヲ除ク外豫審判事ハ檢事ノ請求アルニ非サレハ豫審ニ取掛ルコトヲ得ス」トノ規定ニ因リ明カナリ、

一二 刑事訴訟法上ニ於ケル檢事ノ職務ヲ述ヘヨ

刑事訴訟法上檢事ノ職務ハ之ヲ大別シテ公訴權行使ノ職務ト裁判執行ノ職務ト爲スコトヲ得、

(甲)公訴權行使ノ職務 更ニ之ヲ分ツテ公訴提起ノ職務ト公訴權實行ノ職務ト爲ス、

(一)公訴提起ノ職務アル爲メ檢事ハ公訴ヲ提起スヘキヤ否ヤヲ判斷セサル可ラス、此判斷ノ材料ヲ得ル爲ニ犯罪事件ニ付捜査ヲ爲スヘキ職權ヲ有スルニ至ル、第一審裁判所ニ訴ヲ提起スル事ノ

ミナラス、場合ニヨリテハ被告人ノ利益ノ爲メ非常上告ヲ爲シ、再審ノ申立ヲモ爲サ、ル可ラ
ス、

(二) 公訴權實行ノ職務トシテ其訴訟事件ニ立會ヒ又ハ意見ヲ述ヘ、法律ノ正當ナル適用ヲ裁判所ニ
要求シ場合ニヨリテハ上訴ヲモ爲サ、ル可ラス、

(乙) 裁判執行ノ職務 令狀ノ執行、刑ノ執行、保釋責付ノ決定等ヲ執行セサル可ラス、

一三 検事同一體ノ意義ヲ述ヘヨ

検事ノ首長ハ司法行政ノ長官タル司法大臣ニシテ、各検事局ハ他ノ検事局ニ對シテ獨立シタルモノ
ニ非ス相互ノ關係ハ相密接シタルモノニシテ合シテ同一體ヲ爲ス、故ニ各検事局ハ國家ノ検事局ノ
一部ナリ、之ヲ名ケテ検事同一體ノ原則又ハ検事局不可分ノ原則ト云フ、要スルニ検事同一體トハ、
検事ノ首長ハ唯一ニシテ各検事ハ其首長ノ命令ヲ執行スル機關タル内部ノ關係ヲ言ヒ表ハシタルモ
ノニ過キス、右原則ノ結果トシテ検事ハ上官ノ命令ニ從ヒ上官ハ検事ヲ指揮監督ス、又検事ハ外部
ニ對シテ其検事局ヲ代表シ各検事局ノ間ニハ法律上ノ共助行ハル、然レトモ命令ヲ受クヘキ検事ニ
ハ共助ナルモノ存在セサルモノトス、

一四 刑事訴訟法上司法警察官ノ種類及地位ヲ述ヘヨ

(一) 警視總監及東京府知事以外ノ地方長官 警視總監及地方長官ハ犯罪捜査ニ付キ地方裁判所検事ト
同一ノ權限ヲ有スルヲ以テ検事ノ指揮監督ヲ受クルコトナシ、然レトモ非常特別ノ犯罪事件ニ關
スル捜査ヲ爲シ以テ公訴提起ノ準備ヲ爲スコトハ他ノ司法警察官ト異ルコトナシ、
(二) 警視、警部、憲兵將校、下士、島司、郡長、林務官、市町村長 此等ノ司法警察官ハ檢事ノ補佐
トシテ捜査ニ從事ス、然レトモ此等ノ司法警察官ハ他ノ一面ニ於テハ純然タル行政官タル資格ヲ
有スルモノナルヲ以テ、行政警察ニ屬スル事項ニ付テハ檢事ノ指揮命令ヲ受クルコトナシ、
船長及稅務官ハ其職務範圍ニ於テ司法警察ノ事務ヲ執ルモ檢事ノ補助タル司法警察官ニ非ス、

一五 司法警察官ノ權限ヲ述ヘヨ

司法警察官ハ犯罪ニ關スル捜査ノ權限ヲ有スルモノニシテ犯罪ノ發見ハ勿論其犯罪人及其犯罪ニ關
シ證據トナルヘキ材料ヲ捜査スヘキモノトス、而シテ其捜査權ノ範圍ハ略ホ檢事ト同一ニシテ、現
行犯ニ付テハ豫審類似ノ處分ヲ爲スコトヲ得レトモ勾留狀ヲ發スルコトヲ得ス、其他現行犯人ヲ逮
捕又ハ引致シ、告訴告發ヲ受クルノ權限ヲ有スルモノトス、尙司法警察官ノ捜査ニ付テハ事物ノ管

轉ノ制限ナキヲ以テ、區裁判所、地方裁判所又ハ大審院ノ事物管轄ニ屬スル事件ニ付捜査ヲ爲ス
トナ得ヘシ、

一六 被告人ノ意義ヲ述ヘヨ

刑事訴訟ニ於テ檢事ヨリ犯罪者トシテ訴追セラレタル訴訟當事者ヲ被告人ト云フ、又起訴以前ト雖
モ檢事若クハ司法警察官カ犯罪ノ告訴又ハ告發ヲ受ケ又ハ現行犯其他ノ事由ニ依リ、犯罪アルコト
ヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料シタル場合ニ、其犯罪人タル嫌疑ヲ受ケタル者ヲ被告人ト稱スルコト
アレトモ、元來訴訟當事者ナルモノハ訴訟カ裁判所ニ繫屬スル間ニ存在スルモノニシテ其前後ニハ
當事者ナシ、從テ被告人ナル名稱モ原告ト相對シ訴訟關係ニ立ツ間ニノミ用ユヘキモノトス、

一七 辯護人ノ地位ヲ述ヘヨ

辯護人ノ地位ニ付テハ數説アリ、
(一) 辯護人ハ被告人ノ代理人ナリトノ説 然レトモ辯護人ハ被告人ノ訴訟行爲ヲ補足スルコトアルモ
代理人ニハ非ス、從テ此説ハ採ルニ足ラス、
(二) 辯護人ハ被告人ノ意思如何ヲ問ハス公益ノ爲メニ辯護ヲ爲スモノナリトノ説 此説ノ穩當ナラザ

コトハ辯護人カ被告人ノ意思ニ反シテ上訴スルコトヲ得サルヲ見テモ明ナリ、

(三) 辯護人ハ被告人ニ對スル不正適當ナル攻撃防禦スルモノナリトノ説 此説最モ正當ナリ、即チ
辯護人ハ有罪ト信スル場合ニ無罪ヲ言渡サレタル判決ニ對シ上訴ヲ爲スコトヲ得サルカ如キ、其
他辯護人ハ正當ナル裁判ヲ求ムル爲メ事件ノ真相ニ通曉スルコトヲ要スルヲ以テ、訴訟記録ノ閱
覽抄寫ヲ爲スノ權ヲ有スルカ如キ、辯護人ノ辯護ニ關スル地位ヲ明ニスルモノト云フヘシ、

一八 訴訟當事者相互ノ關係ヲ述ヘヨ

訴訟當事者相互ノ關係ハ平等ナルモノナリ、即チ當事者ハ相手方ヲ補助スルノ義務ナク却テ相反ス
ル利益ヲ主張スルモノナリ、故ニ被告人ハ辯護ノ權アルモ供述ノ義務ナク、又利益ナル材料ヲ提
出スルノ義務ナシ、是レ被告人ノ訊問ノ目的ハ辯解ノ機會ヲ與フルニ在リト爲ス所以ナリ、次ニ當
事者ノ權利義務ハ同等ナルヲ原則トス、是レ裁判所ニ公平ナル裁判ヲ爲サシムルニハ其材料ヲ提出
スルノ權義ハ平等ナラサル可ラサレハナリ、然レトモ此原則ハ事實上ニ於テ貫徹セサル所アリ、即
チ被告人ハ次ノ諸點ニ於テ檢事ニ劣ル、
(一) 被告人ハ自己ニ對スル處罰ニ付キ訴訟セラル、不利益アリ、
(二) 被告人ハ法律ニ通セサル不利益アリ、

(三) 檢察官ハ官廳ニ屬シ司法警察官ノ補助機關ヲ有スルモ被告人ハ然ラサル點ニ於テ不利益アリ、
 (四) 檢察ニハ豫審中本法第六十八條ノ權アリ、又豫審ト公判ヲ問ハス檢察ノ意見ヲ求メサレハ裁判ヲ爲スコト能ハサル場合アルモ、被告人ニハ一モ斯ノ如キ權利ナシ、

一九 刑事訴訟法上官吏公吏ノ作ルヘキ書類ノ方式ヲ述ヘヨ

- (一) 官吏、公吏ノ作ルヘキ書類ニハ作成者ノ所屬官署、公署ノ印ヲ用井年月日及場所ヲ記載シテ署名捺印シ且毎葉ニ契印スルコトヲ要ス、若シ所屬官署、公署ノ印ヲ用ユルコト能ハサル場合ニ於テハ其事由ヲ書類ニ記載セサル可ラス、
- (二) 官吏、公吏カ訴訟ニ關スル書類ノ原本、正本又ハ謄本ヲ作ル場合ニハ決シテ文字ヲ改竄スルコトヲ許サス、若シ文字ヲ挿入スルカ削除スルカ若クハ欄外ニ記入スル場合ニハ之ニ認印シ、文字ヲ削除スルトキハ之ヲ讀ミ得ヘカラシムル爲メ字體ヲ存シ其削除シタル字數ヲ記載セサル可ラス、以上ノ方式ニ背キタル書類ハ所謂書類タルノ效力ナキモノトス、

二〇 裁判所職員ノ除斥ノ原因ヲ舉ケヨ

職員ノ除斥ハ裁判ノ公平ヲ維持スル爲メニシテ、左ノ事實アレハ法律ニ依リ當然其職務執行ヨリ除

斥セラル、モノトス、

- 判事又ハ書記カ被害者ナルトキ 被害者トハ犯罪ニヨリ直接ニ損害ヲ被リタル者ヲ云フ、故ニ間接ノ被害者タルトキハ除斥ノ原因トナラス、
- (一) 判事又ハ書記カ被告人若クハ被害者ト親族關係アル場合又ハ姻族關係アリタル場合、
- (二) 判事又ハ書記カ其事件ニ付證人、鑑定人トナリタルトキ又ハ被告人若クハ被害者ノ法律上代理人ナルトキ 即チ判事又ハ書記カ其裁判所ニ繫屬スル訴訟事件ニ付、現實ニ證人、鑑定人トシテ訊問ヲ受ケ又ハ鑑定ヲ命セラレタルトキ若クハ民法上ノ法定代理人ナルトキハ除斥ノ原因トナル、
- (三) 判事其事件ノ豫審終決ニ干與シ又ハ不服ヲ申立テラレタル前審裁判ニ干與シタルトキ 豫審終決ニ干與ストハ、豫審終決決定ヲ爲シタル場合及豫審終決決定ニ對スル控告ノ裁判ニ干與シタル場合ヲ云フ、前審裁判ニ干與ストハ、下級審ノ裁判ニ干與スルノ意ニシテ、前ノ裁判ニ干與ストノ意ニアラス、而シテ本項ハ書記ニハ適用ナシ、蓋シ書記ハ裁判ニ干與セサルヲ以テナリ、

二一 裁判所職員ノ忌避ノ原因ヲ舉ケヨ

- (一) 法律ニ依リ職務ノ執行ヨリ除斥セラル、場合 忌避ノ原因ナルモノハ偏頗ノ恐アル場合ノミニ限ルモノニシテ、除斥ノ原因ハ忌避ノ原因ト稱スヘキモノニアラス、然ルニ除斥ノ原因ヲ更ニ忌避

ノ原因トナシタルハ、裁判所ニ於テ除斥ノ原因アルコトヲ知ラスシテ裁判ニ干與シ又ハ其原因ノ存否ニ付争アリテ裁判ニ干與スルカ如キコトナキニ非サルヲ以テ、斯ル場合ニ其原因ノ存在ヲ主張スル權利ヲ當事者ニ得セシメタルニ外ナラサルナリ。

(二) 偏頗ナル裁判ヲ爲スノ疑アル場合 偏頗ナル裁判ヲ爲スノ疑アルヤ否ヤハ各場合ニ於テ判断スヘキモノナルモ、要スルニ判事力不公平ナル感念ヲ以テ、被告人ニ利益又ハ不利益ナル裁判ヲ爲サントスル場合ハ忌避ノ原因トナルモノナリ。

二二 裁判所職員ノ回避ノ原因ヲ擧ケヨ

- (一) 除斥ノ原由アリト自認シタル場合、
- (二) 回避スヘキモノト思料シタル場合 即チ自カラ其事件ニ付裁判ヲ爲スハ穩當ナラスト思慮スル場合ニシテ、例ヘハ被告人ト判事ト親友ノ間柄ナル場合ノ如シ、

二三 公訴ノ意義ヲ述ヘヨ

刑事訴訟ノ主タル目的物ハ刑事上ノ實體的權利關係ナリ、此刑事上ノ權利關係即チ主タル目的物ニ關スル請求ヲ公訴ト云フ、而シテ公訴ニ因リ裁判所ハ國家ノ科刑權ノ存在及範圍ニ付判定ヲ爲シ始

メテ國家ノ科刑權ハ保護確定セラル、ヲ以テ、公訴ハ國家ノ科刑權ヲ保護確定スルコトヲ目的トスル請求ナリト云フヘシ、約言スレハ公訴ハ國家ノ科刑權保護確定ノ請求ナリト云フヘシ、

二四 公訴權ハ如何ナル場合ニ發生スルヤ

公訴權ハ科刑權ノ保護確定ヲ請求スル權利ナルヲ以テ科刑權ノ發生セサル場合ニハ理論上公訴權ノ發生ヲ認ムルコトナキモ、科刑權發生シタリト思料スル場合ニハ檢事ハ有效ニ公訴ヲ提起シ得ヘキヲ以テ事實上公訴權ハ發生スルモノナリ、又科刑權ノ發生シタルトキハ理論上公訴權ノ發生ヲ認ムヘキモノナレトモ現行法上次ノ如キ制限アリ、

- (一) 親告罪ニ於テハ科刑權發生スルモ告訴ナキ場合ニハ公訴權發生セス、
- (二) 税法又ハ專賣法違反者ニ對シテハ通告處分ヲ爲シタル後告發アルニ非サレハ公訴權發生セサルモノトス、

二五 檢事ノ起訴ナクシテ公訴ノ提起セラル、場合アリヤ

我刑事訴訟法ハ彈劾ノ方式ヲ採用シ不告不理ノ原則ヲ認メタルヲ以テ、檢事ノ起訴ナケレハ裁判所ハ審理裁判ヲ爲スコトヲ得サルヲ原則トス、然レトモ絕對ニ彈劾主義ヲ貫カントスルトキハ却テ不

- 便アルヲ以テ、此原則ニ對シテ多少ノ例外ヲ認メタリ、即チ左ノ如シ、
- (一)豫審判事カ檢事ヨリモ先ニ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル事件ノ現行犯アルコトヲ知り、犯所ニ臨檢シ檢證調書ヲ作りタルトキハ公訴ノ提起アリタルモノトス、
- (二)公判ニ於テ審理ニ依リ發見シタル附帶犯ハ檢事ノ訴ヲ待タスシテ裁判スルコトヲ得、
- (三)公判ニ於テ證人又ハ鑑定人カ偽證又ハ虚偽ノ鑑定ヲ爲シ其所爲禁錮以上ノ刑ニ該ルトキハ、裁判所ハ之ヲ取押ヘ豫審判事ニ送致スルヲ得、此場合ニ於テハ豫審判事ニ送致スルヲ以テ公訴ノ提起アリタルモノトス、

二六 科刑權ト公訴權ノ區別ヲ述ヘヨ

- 科刑權ハ實體法上ノ權利ニシテ公訴權ハ訴訟法上ノ權利ナリ、從テ此二者ノ間ニ左ノ區別アリ、
- (一)科刑權ハ犯罪ト共ニ發生スレトモ、公訴權ハ必シモ犯罪ト共ニ發生セス場合ニ因テハ訴訟條件ノ存在ヲ要スルコトアリ、例ヘハ親告罪ニ付テハ告訴アリテ始メテ公訴權發生スルカ如シ、
 - (二)公訴權ハ訴訟關係ノ消滅即チ判決確定ニ因リテ消滅スレトモ、科刑權ハ確定判決ノ執行ヲ終ルマテ存續ス、
 - (三)公訴權ハ必シモ科刑權ト相伴フモノニ非ス、事實上責任能力ナキ者ヲ責任能力アリト思料シタル場合ニモ公訴權ハ有效ニ存在スルヲ以テナリ、

二七 公訴權消滅ノ原因ヲ略述セヨ

- 公訴權消滅ノ原因ハ第六條ニ規定ス即チ左ノ如シ、
- (一)被告人ノ死去 被告人ノ死去ハ科刑權ヲ消滅セシムルト同時ニ公訴權ヲ消滅セシムルヲ以テ、被告人カ公訴提起前ニ死去スルトキハ檢事ハ公訴ヲ提起スルコトヲ得ス、又公訴提起後ニ死去スルトキハ訴訟ハ其儘終了シ、又刑ノ言渡後ニ死去スルトキハ刑ノ執行權消滅ス、
 - (二)告訴ヲ待テ受理スヘキ事件ニ付テハ告訴ノ拋棄 凡ソ犯罪アレハ國家ハ一人ノ告訴ヲ待ツコトナク自ラ進ンテ之ニ刑罰ヲ科スルヲ原則トス、然レトモ之ト同時ニ又一ノ例外ヲ認メ刑法上所謂親告罪ニ付テハ被害者ノ告訴ヲ待テ然ル後刑罰ヲ科スルノ主義ヲ採リタルニ因リ、此親告罪ニ付テハ國家ハ進ンテ公訴權ヲ行ハス、一ニ被害者ノ告訴ヲ以テ公訴權成立ノ條件ト爲シタル者ナリ、故ニ被害者カ其告訴權ヲ拋棄シタルトキハ公訴權モ亦消滅スヘキモノトス、而シテ茲ニ云フ告訴ノ拋棄トハ廣義ニ解釋スヘキモノニシテ狹義ノ告訴拋棄及告訴ノ取下ヲ包含ス、狹義ノ告訴拋棄トハ告訴權者カ告訴ヲ爲サストノ意思ヲ表示シタル場合ヲ云ヒ、告訴ノ取下トハ告訴權者カ一旦爲シタル告訴ヲ取消ス意思ヲ表示スル場合ヲ云フ、

- (三) 確定判決 判決力既に確定スレハ其有罪タルト無罪タルト之間ハ公訴ハ既ニ其目的ヲ達シタモノナレハ、一事不再理ノ原則ニ基キ之ニ依リテ公訴權ノ消滅ヲ來スハ當然ナリトス、
- (四) 犯罪ノ後頒布シタル法律ニ因リ其刑ノ廢止 犯罪後新法ヲ以テ刑ヲ廢止スルトキハ刑罰法規ナキニ至ルヲ以テ科刑權消滅シ從テ公訴權モ消滅スルモノトス、而シテ起訴後刑ノ廢止アリタルトキハ裁判所ハ免訴ノ言渡ヲ爲スヘク、若シ又判決後其確定前ニ刑ノ廢止アリタルトキハ檢事ハ上訴ヲ爲スヘキ義務アルモノトス、
- (五) 大赦 大赦ハ天皇ノ大權ニ基クモノニシテ科刑權ヲ消滅セシメ從テ公訴權モ消滅ス、若シ起訴後大赦アルトキハ裁判所ハ免訴ヲ言渡スヘク、若シ又判決確定後ニ大赦アルトキハ刑ノ執行ヲ爲スコトヲ得サルモノトス、
- (六) 時効 時効ハ時ノ經過ニ一種ノ效力ヲ附スルモノニシテ、大赦ト同シク犯罪ニ因リテ生シタル國家ノ科刑權及之ニ伴フ義務ヲ消滅セシム、而シテ此科刑權ノ消滅セル結果公訴權ハ其目的ヲ失ヒ當然消滅ニ歸スルモノトス、

二八 一事不再理ノ原則トハ何ソヤ

刑ヲ言渡シタル判決、無罪ノ判決及免訴ノ判決ハ其事件ニ付キ刑罰權ノ有無ヲ定ムルモノニシテ、

此等ノ判決確定シタルトキハ再ヒ同一被告人ニ對シテ同一ノ犯罪事實ニ付キ訴ヲ爲スコトヲ得ス、再言スレハ一旦確定判決ヲ經タル事件ニ付テハ再ヒ訴訟ヲ爲スコトヲ得サルモノトス、之ヲ一事不再理ノ原則ト稱ス、

二九 一事不再理ノ原則ノ適用條件ヲ述ヘヨ

- (一) 確定力ヲ有スル裁判ヲ經タルコト 裁判ハ大審院ノ判決ノ場合ノ外通常ハ故障又ハ上訴期間ノ滿了ニ因リ又ハ裁判所ニ於テ上訴取下ヲ受理シタル時ニ確定ス、而シテ裁判ノ中ニテ本案ノ裁判ノミ一事不再理ノ效力ヲ發生セシメ、本案ノ裁判ニ非サル公訴不受理又ハ管轄違ヲ言渡シタル裁判ノ如キハ一事不再理ノ效力ヲ發生セシメス、本案ノ裁判ニ付スル豫審終結決定ノ如キハ勿論、再審又ハ再起訴ノ理由アルトキハ此原則ヲ適用セラル、コトナシ、
- (二) 前後ノ被告事件同一ナルコト 前後ノ被告事件カ同一ナルニハ(イ)被告人ノ同一ナルヲ要ス、故ニ共犯人ト雖モ曩キノ被告人ト別異ノ人ナルトキハ其共犯人ニ對シ同一ノ犯罪行為ニ付公訴ヲ提起スルコトヲ得ヘシ、(ロ)犯罪所爲カ同一ナルコトヲ要ス、故ニ別人ナレハ勿論、同一人ニ對シテモ確定判決ヲ經タルモノト別個ノ犯罪ニ付テハ更ニ公訴ヲ提起スルコトヲ得ルモノトス、

三〇 公訴ニ時効ヲ設ケタル理由ヲ略述セヨ

公訴ノ時効ヲ設ケタル理由ニ付テノ重ナル學說ハ、遺忘說即チ年月ノ經過ト共ニ犯罪事實ニ關スル社會ノ遺忘又ハ犯人自身ノ遺忘ニ基クモノトナス說ト、證據湮滅說即チ年月ノ經過ト共ニ犯罪證據ノ湮滅ニ基クモノトナス說トノ二ツトス、然レトモ此兩說共ニ正當ナラス、元來法律秩序ハ犯罪必罰ノ原則ヲ貫徹スルニ依リテノミ維持セラル、モノニ非スシテ、國家現實ノ目的ト投合シテ始テ法律秩序ノ維持ヲ望ムコトヲ得ヘキ、然ルニ今犯罪チ數年ノ後ニ至リテ罰センカ却テ現在ノ秩序ヲ攪亂スルニ止マリ犯罪人及世人ニ對シテハ何等ノ效驗ナカルヘキナリ、時効ヲ設ケタルハ實ニ犯罪後ニ生シタル總テノ事實ト法律ノ正義ト相抵觸スルニ當リ、法律ヲシテ事實ニ屈從セシメテ其調和ヲ圖ルニ外ナラサルナリ、

三一 公訴ノ時効中斷ノ原因ヲ述ヘヨ

公訴ノ時効ハ起訴、豫審又ハ公判ノ手續ニ因リテ中斷セラル、然レトモ此等中斷ノ事由タルヘキ手續カ法律規定コ背キタル爲メ無効ニ屬スルトキハ中斷ノ效力ヲ生セス、但裁判所ノ管轄違ナルニ因リ其ノ手續無効ニ屬スルトキハ例外トシテ時効中斷ノ效力アリ、而シテ時効ノ中斷ハ起訴、豫審又

ハ公判手續ノ際未タ發覺セサル正犯及從犯ニ對シテモ其效力ヲ及ホスモノトス、

三二 私訴トハ何ソヤ

私訴トハ犯罪ニ因リテ生シタル損害及贓物ノ返還ヲ目的トシテ被害者ヨリ刑事裁判所ニ爲ヌ所ノ訴ナリ、私訴ヲ刑事裁判所ニ提起スルニハ公訴ノ提起ヲ前提トスルヲ以テ、通常之チ公訴附帶ノ私訴或ハ單ニ附帶私訴ト稱ス、

三三 公訴ト私訴ノ差異ヲ述ヘヨ

- (一) 訴訟ノ目的ヲ異ニス 公訴ハ犯罪ヲ證明シ刑ノ適用ヲ目的トスルモ、私訴ハ犯罪ニ因リ生シタル損害ノ賠償及贓物ノ返還ヲ目的トス、
- (二) 原告ヲ異ニス 公訴權ハ國家之カ原告タルモ、私訴權ハ被害者ニ屬シ被害者即チ原告タリ、
- (三) 被告人ヲ異ニス 公訴ノ被告人ハ常ニ犯罪者ナルモ、私訴ノ被告人ハ犯罪者ハ勿論、民事擔當人又ハ贓物ノ占有者等ナリ、
- (四) 訴訟ノ提起ヲ異ニス 公訴ハ親告罪ノ場合ノ外檢事ハ必ス之ヲ提起セサル可ラサルモ、私訴ハ如何ナル場合ト雖モ之ヲ起スト否トハ一ニ被害者ノ任意ナリ、

(五)消滅原因ヲ異ニス 公訴ハ被告人ノ死去、親告罪ニ於ケル告訴ノ拋棄、確定判決、刑ノ赦及時效ニ因ツテ消滅スルモ、私訴ハ拋棄又ハ和解、確定判決及時效ニ因ツテ消滅ス、

三四 捜査ノ意義ヲ述ヘヨ

刑事訴訟法第六十二條第六十四條等ノ規定ニ依レハ、檢事ハ犯罪ニ關シ捜査ヲ爲シタル後、場合ニ因テハ豫審又ハ公判ニ公訴ヲ提起シ、場合ニ因テハ公訴ヲ提起ス可ヘカラサルモノトセリ、換言スレハ檢事ハ捜査ニ因ツテ得タル材料ヲ以テ、犯罪事實アリヤ否ヤ、訴訟條件ヲ具備スルヤ否ヤ等ヲ判斷シ、起訴若クハ不起訴ノ處分ヲ爲スモノトス、而シテ公判ハ檢事ノ公訴提起アリシコトヲ前提トスルヲ以テ、結局捜査ハ公判ニ關スル準備手續ナリト云フコトヲ得ヘシ、

三五 捜査ノ目的ヲ述ヘヨ

捜査ノ内容ハ犯罪ニ關スル證據及犯人ヲ明確ニスルニ在リ、而シテ犯罪ノ證據及犯人ヲ明確ニスルコトハ、公訴ノ提起及實行ニ必要ナルヲ以テ、捜査ノ目的ハ公訴及實行ニ必要ナル材料ヲ得ルニ在リト云フヘク、或ハ又捜査ノ目的ハ犯罪ノ證據及犯人ヲ明確ニスルニアリト云フコトヲ得ヘシ、

三六 捜査開始ノ原因ヲ述ヘヨ

捜査ノ開始セラル、ニハ檢事又ハ司法警察官カ犯罪アリト思料ス可キ原因アルコトヲ要ス、即チ檢事又ハ司法警察官カ犯罪事實アリト感知スル原因アルコトヲ要ス、而シテ捜査ノ原因ハ之ヲ分テニト爲ス、

- (一)捜査權者自身直接ニ感スル場合 捜査權者即チ檢事又ハ司法警察官カ新聞其他ノ出版物ノ記事ニ因リ、又ハ現行犯ノ目撃ニ因リ犯罪ヲ認識スル場合ノ如キ是ナリ、
- (二)他人ニ由リテ間接ニ感知スル場合 例ヘハ自首、告訴、告發又ハ風評等ニ因ツテ犯罪ヲ認識スル場合ノ如キ是ナリ、

三七 告訴ノ意義ヲ述ヘヨ

告訴トハ犯罪ノ被害者ヨリ犯罪事實ヲ捜査官ニ申告スルコトヲ云フ、故ニ被害者カ自カラ損害ヲ受ケタル以外ノ犯罪事實ヲモ併セテ申告スルコトアルモ、申告者ノ被害事實以外ニ屬スル部分ハ告訴ニアラスシテ告發ニ屬ス、而シテ告訴ハ親告罪ノ告訴ト非親告罪ノ告訴トニ因リ法律上ノ効力ヲ異ニス、即チ親告罪ノ告訴ハ公訴ノ條件トナレトモ、非親告罪ノ告訴ハ公訴ノ條件トナラス、又告訴

ハ權利告訴ト義務告訴トニ區別スルコトヲ得レトモ效力ニハ影響ナシ、

三八 告訴不可分ノ原則トハ何ソヤ

告訴不可分トハ告訴ニ指定セラレタル事實及人ニ對シテノミ效力ヲ有スルニ非ス、指定セラレサル犯罪行為者及指定シタル事實ト分離スルコトヲ得サル犯罪事實全部ニ對シテモ效力ヲ有スルコトヲ云フ、即チ共犯ノ一人ニ對シテ告訴ヲ爲シタルトキハ他ノ共犯ニ對シテモ告訴ノ效力ヲ及ボシ又犯罪事實ノ一部ニ對シテ告訴アルトキハ其告訴ハ犯罪事實全部ニ對シテ效力ヲ及ボスモノトス、之ヲ稱シテ告訴不可分ノ原則ト云フ、

三九 告發ノ意義ヲ述ヘヨ

告發トハ被害者以外ノ者ヨリ犯罪事實ヲ捜査官ニ申告スルコトヲ云フ、而シテ告發モ亦告訴ノ如ク之ヲ權利告發ト義務告發トニ區別スルコトヲ得ヘク、義務告發ハ更ニ之ヲ有制裁ノ義務告發ト無制裁ノ義務告發トニ區別スルコトヲ得ヘシ、即チ爆發物ニ關スル犯罪ヲ告發スル場合ノ如キハ其義務ニ違背スレハ之ヲ處罰シ、刑事訴訟法第五十二條ノ場合ノ告發ハ之ニ違背スルモ直接ノ制裁ナシ、

四〇 告訴ト告發トノ差異ヲ述ヘヨ

告訴ト告發トハ共ニ犯罪ノ申告ニシテ、唯申告者ノ如何ニ依リテ其名稱ヲ異ニスルニ止ルカ如キモ尙ホ左ノ點ニ於テ差異アリ、

- (一) 親告罪ニ付キテハ告訴ハ公訴ノ條件トナレトモ、常ニ捜査權者ノ犯罪認知ノ原因トナルニ過キス、是レ申告者ノ身分ノ異ナルヨリ生スル結果ナリ、
- (二) 告訴人ニ對シテハ檢事ハ捜査ノ結果タル處分ヲ通知スルヲ要スレトモ、告發人ニ對シテハ之ヲ通知スルヲ要セス、
- (三) 告訴ヲ爲ス地ハ犯罪ノ地若クハ被告人所在ノ地ナレトモ、告發ヲ爲ス地ハ告發人ノ所在地又ハ犯罪ノ地ナリトス、

四一 一人ノ告發ト官公吏ノ告發トノ方式ノ異ナル點ヲ述ベヨ

一人ノ告發モ官公吏カ其職務上爲ス所ノ告發モ均シク犯罪ヲ捜査權者ニ告知スル行為ニシテ大體ニ於テ異ナルコトナシト雖トモ其方式ニ付テ多少ノ差異アリ、

- (一) 私人ハ書面又ハ口頭ヲ以テ告發スルコトヲ得ルモ、官公吏ハ必ス書面ヲ以テスルコトヲ要ス、
- (二) 私人ハ其所在地若クハ犯罪地ノ捜査官ニ告發スルコトヲ得レトモ、官公吏ハ其職務執行地ノ檢事ニ告發スヘキモノトス、
- (三) 私人ノ告發ニ際シテハ證據及事實參考トナルヘキコトヲ申立ツルノミニテ可ナレトモ、官公吏ノ告發ニ際シテハ證據及事實參考トナルヘキ事物ヲ添付スヘキモノトス、
- (四) 私人ノ告發ハ代人ヲ以テ爲スコトヲ得レトモ、官公吏ノ告發ハ代人ヲ以テ爲スコトヲ得ス、
- (五) 私人ノ告發ハ之ヲ取下ケ又ハ變更スルコトヲ得ルモ、官公吏ノ告發ハ之ヲ取下ルコトヲ得ス、

四二 官公吏ハ如何ナル場合ニ告發ノ義務アリヤ

官公吏カ其職務上告發ノ義務ヲ負フ場合ハ左ノ如シ、

- (一) 官公吏カ其職務ヲ行フニ因リ犯罪アルコトヲ認知シ、又ハ犯罪アリト思料シタルトキ、
- (二) 巡查憲兵卒カ其職務ヲ行フニ當リ、現行犯ヲ認知シ罰金以下ノ刑ニ該ル場合、
- (三) 巡查憲兵卒カ被告人ヲ逮捕シ司法警察官ニ引致シタルトキ、

四三 檢事及司法警察官ハ告發ノ義務アリヤ

刑事訴訟法第五十二條ニハ一般ニ官公吏ト規定シアルヲ以テ、檢事及司法警察官モ亦告發ノ義務ヲ負フカ如キモ、同條ニ所謂官吏中ニハ檢事及司法警察官ヲ包含セサルモノト解セサル可ラス、若シ假ニ此等ノ官吏カ告發ノ義務ヲ負フモノトセハ甚タ不都合ナル結果ヲ生スヘシ、即チ告發ハ官吏カ其職務ヲ行フ地ノ檢事ニ爲スヘシトアルヲ以テ、檢事ハ自己ニ向テ告發ヲ爲ス結果ヲ生スヘク、又即決ノ權アル司法警察官ハ自カラ告發シ自カラ之ヲ受理シテ即決ノ裁判ヲ爲スコト、ナリ、頗ル事理ト相反スル結果ヲ生スヘシ、要スルニ檢事及司法警察官ハ捜査權ノ實行者ナルヲ以テ、告發ノ義務ナキモノト解スルヲ至當トス、

四四 告訴及告發人ノ責任ヲ述ヘヨ

告訴告發ヲ爲ス者ハ必シモ犯罪事實ヲ確認スルコトヲ要セス、犯罪ヲ認知シ又ハ犯罪アリト思料スルヲ以テ足レリトス、然レトモ告訴告發ヲ受ケタル被告人カ裁判所ノ審判ノ結果(一)無罪又ハ免訴ノ言渡ヲ受ケタル場合ニ、其告訴告發カ申告者ノ惡意若クハ重過失ニ基クトキ、(二)假令有罪トシテ刑ノ言渡ヲ受ケタリト雖モ、告訴告發人カ其犯罪ニ付キ惡意若クハ重過失ニ因リ過實ノ申立ヲ爲シタルトキハ、告訴告發人ハ被告人ニ對シ損害ヲ賠償スル責任ヲ生スルモノトス、但裁判所職員、司法警察官及巡查憲兵卒ハ、被告人ニ對シ故意ヲ以テ損害ヲ加ヘタル場合又ハ刑法上ノ犯罪ヲ犯シ

タル場合ノ外ハ、假令被告人カ無罪ノ言渡ヲ受ケタル場合ト雖モ損害賠償ノ責任ナキモノト

四五 現行犯ノ意義ヲ述ヘヨ

現行犯ノ意義ハ第五十六條ニ之ヲ明示セリ、即チ現行犯トハ行ヒ終リタル際ニ發覺シタル犯罪ヲ云フ、現行犯トハ犯罪行為ヲ爲シツ、アル場合ヲ云ヒ、現行犯トハ終リタル際トハ犯罪行為ヲ爲シ終リタル間際ヲ云フ、然レトモ爲シ終リタリトハ犯罪ノ既遂ノミナラズモ非スシテ、未遂ニテ終リタル場合モ包含スルモノトス、又發覺ニ付テハ客觀的事實ノ發覺ノ外ニ犯人ノ發見ヲ要スルヤ否ヤニ付キ種々議論アレトモ、大審院ニ於テハ犯人ノ發覺ヲ要セストノ判決例アリ、又發覺ハ何人ニ發覺スルモ可ナリ、捜査官ニ發覺スルヲ要セサルモノトス、

四六 准現行犯ノ場合ヲ述ヘヨ

- (一) 犯人トシテ一人又ハ數人ニ追呼セララル、トキ 茲ニ追呼トハ追ヒ且ツ呼フノ意義ニ非スシテ追跡又ハ叫呼ノ意義ニ解スヘキモノトス、
- (二) 兇器、贓物其他ノ物件ヲ携帯シ又ハ身體、被服ニ顯著ナル犯罪ノ痕跡アリテ犯人ト思料スヘキトキ 此場合ニ注意スヘキハ犯人ト思料スヘキトキト云フ條件是ナリ、故ニ贓物ヲ携帯シ又ハ被服

ニ血痕アルカ如キ場合ニテモ、犯人ト思料スルヲ得サル場合ニハ之ヲ准現行犯トシテ取扱フコトヲ得サルモノトス、

- (二) 家宅内ニ於テ犯シタル罪ヲ檢證スル爲メ又ハ其犯人ト思料スヘキ者ヲ逮捕スル爲メ月主ヨリ官吏ニ其處分ヲ求メタルトキ 本號中月主ノ請求ノ意義ヲ嚴格ニ解スルトキハ、一家族悉ク殺害セラレタル如キ場合ニハ適用セラレサルヲ以テ、月主ニ代リテ請求スル者アルトキモ、准現行犯ノ取扱ヲ爲スコトヲ得ルモノト解釋スルヲ穩當ト信ス、

四七 現行犯ト非現行犯トハ其治罪手續上ニ如何ナル差異アリヤ

現行犯ト非現行犯ノ治罪手續上ニ於ケル差異ノ重ナルモノヲ擧グレハ左ノ如シ、

- (一) 現行犯ニ於テハ豫審判事カ檢事ヨリ先ニ其犯罪アルコトヲ知リタルトキハ、檢事ノ請求ヲ待ツコトナク直ニ豫審ニ着手スルコトヲ得ルモ、非現行犯ニ於テハ必ス檢事ノ請求アルニ非サレハ豫審ニ着手スルコトヲ得ス、
- (二) 現行犯ニ於テハ檢事及司法警察官ハ強制力ヲ用非テ豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得ルモ、非現行犯ニ於テハ之ヲ爲スコトヲ得ス、

(三) 現行犯ニ於テハ司法警察官及巡査憲兵卒ハ禁錮以上ノ犯人ヲ令狀ナクシテ逮捕スルコトヲ得ルハ勿論、常人モ亦直ニ逮捕スルコトヲ得ルモ、非現行犯ニ於テハ之ヲ許サス、

四八

檢事又ハ司法警察官カ現行犯アルコトヲ知リタルト

キハ如何ナル處分ヲ爲スコトヲ得ルヤ

檢事又ハ司法警察官カ所謂重罪又ハ輕罪ノ現行犯アルコトヲ知リタルトキハ、豫審判事ニ屬スル處分ヲ爲スコトヲ得、即チ豫審判事ノ如ク檢證ヲ爲スコトハ勿論、被告人、證人ヲ訊問シ、鑑定ヲ命ジ、搜索又ハ差押ヲ爲シ、其他必要ニ應ジ令狀ヲ發スルコトヲ得ルモノトス、然レトモ證人、鑑定人ニ宣誓ヲ爲サシメ又ハ費用賠償、罰金料等ノ言渡ヲ爲スコトヲ得ス、又司法警察官ハ拘留狀ヲ發スルコトヲ得サルモノトス、

四九

司法警察官ノ現行犯ニ對スル特別處分ハ豫審處分ナリヤ

リヤ搜索處分ナリヤ

司法警察官ノ現行犯ニ對スル處分ハ豫審處分ニ屬スルヤ又ハ搜索處分ニ屬スルヤニ付テハ議論ノ岐ル、所ナルモ、今日ニ於テハ通説ハ搜索處分ナリト云フニ一致セリ、蓋シ第四百一十一條ノ規定ニ依

レハ豫審判事ニ屬スル處分トアルカ故ニ、恰モ其性質豫審處分ナルカ如キモ決シテ然ラズ、何トナレハ同條第二項ノ規定ヲ見ルニ、假豫審處分ヲ爲シタル司法警察官ハ其證憑書類ニ意見書ヲ添ヘ速ニ之ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致シ且被告人ヲ逮捕シタルトキハ共ニ之ヲ送致スヘシトアリ、而シテ送致ヲ受ケタル檢事ハ第四百四十八條ニ依リ一切ノ書類ニ請求書ヲ添ヘ豫審判事ニ送致スヘク、又第四百四十九條ニハ豫審ヲ求ムルニ及ハスト思料シタルトキハ其裁判所ニ起訴スルコトヲ得トアリ、故ニ司法警察官ヨリ事件ノ送致ヲ受ケタル檢事カ豫審又ハ公判ヲ求メタルトキニ、始メテ公判ノ提起アリタルモノト云フヘク、其以前ノ處分ハ即チ公訴提起前而カモ公訴提起ノ準備手續タルヲ以テ、是レ搜索處分ニ該當スルモノナレハナリ、

五〇

現行犯ニ對スル特別處分ヲ豫審處分トナスト搜索處

分トナストハ其結果ニ於テ如何ナル差異アリヤ

(一) 若シ豫審處分ナリトセハ、第十一條ニ依リ此處分ニ著手スレハ公訴時効ノ中断ヲ來スニ反シ、搜索處分ナリトセハ時効中断ノ效ヲ生スルコトナシ、

(二) 第二十七條ニ依レハ豫審處分ノ先著手ヲ以テ管轄ヲ定ムル標準トナセリ、故ニ此處分ヲ以テ豫審處分トナセハ、其先著手ハ管轄問題ヲ定ムルニ當リテ重要ナル關係ヲ有スルニ反シ、搜索處分ナ

リトセハ何等管轄問題ニ關スル所ナシ、

五一 檢事又ハ司法警察官ハ臨檢スルニ非サレハ豫審判事

ニ屬スル特別處分ヲ爲スコトヲ得サルヤ

檢事又ハ司法警察官カ特別處分ヲ爲スニハ、犯所ノ臨檢ヲ要スルヤ否ヤニ付議論アルモ、余ハ不必
要説ヲ採用セント欲ス、何トナレハ犯所ニ臨檢スルコトヲ以テ特別處分ノ要件ト爲サンカ、犯所ニ
臨檢セサレハ總テノ處分ヲ施シ得サルノ結果、被告人カ犯所ヲ去ツテ自首シタル場合ニ、檢事又ハ
司法警察官ニ於テ直ニ被告人ヲ訊問スルヲ以テ利アリト爲スニ拘ハラズ、之ヲ抛テ先ツ臨檢ノ處分
ヲ執ラサルヲ得サルコト、ナリ、現行犯ノ如ク急速ヲ要スル事件ニ付テノ處分方法トシテ其宜シキ
ヲ得タルモノト云フヲ得サレハナリ、

五二 司法警察官ノ犯罪捜査後ノ手續ヲ述ヘヨ

司法警察官カ犯罪ノ捜査ヲ終リタルトキハ證憑書類ヲ管轄裁判所ノ檢事ニ送致スヘシ、若シ(一)現
行犯ナレハ必ス意見書ヲ添ヘ且ツ被告人ヲ逮捕シタルトキハ被告人モ共ニ送致スヘシ、(二)非現行
犯ナレハ必スシモ意見書ヲ要セス、(三)捜査ノ結果其事件罪トナラス、又公訴不受理ノ事由アリ、

又ハ微罪ナリト思料スル場合ト雖モ之ヲ檢事ニ送致スヘキモノトス、蓋シ公訴ニ關スル全權ハ檢事
ニ在ルヲ以テナリ、但拘留又ハ科料ノ刑ニ當ル犯罪事件ハ警察官署ニ於テ即決處分ヲ爲シ得ルヲ以
テ檢事ニ送致スル必要ナシ、又大審院ノ特別權限ニ屬スル事件ハ捜査ノ責任アル檢事總長ニ報告ス
ヘキモノトス、

五三 令狀ノ種類及其意義ヲ述ヘヨ

現行法上令狀トシテ認メラレタルモノハ召喚狀、拘引狀及拘留狀ノ三種トス、

- (一) 召喚狀 豫審判事ヨリ被告人ニ對シ、裁判所ニ出頭ヲ命スル書面ナリ、
- (二) 拘引狀 豫審判事、受託判事、裁判長ヨリ一定ノ人ニ強制ヲ加ヘ裁判所ニ出頭ヲ命スル書面ナリ、
- (三) 拘留狀 訴訟手續ノ實行ヲ確ムルカ爲メ被告人ヲ監獄ヘ勾禁スルコトヲ命スル書面ナリ、

五四 各種令狀ヲ發スヘキ場合ヲ述ヘヨ

- (一) 召喚狀 召喚狀ハ被告事件ニ付檢事ノ起訴アリタル後ハ何時ニテモ之ヲ發スルコトヲ得、
- (二) 拘引狀 拘引狀ハ召喚狀ニ應セサル場合ニ之ヲ發スルコトヲ得ルハ勿論、尙ホ左ノ場合ノ一ニ該
當スルトキハ直チニ之ヲ發スルコトヲ得、(イ)被告人定マリタル住所アラサルトキ、(ロ)被告人

罪證ヲ湮滅シ又ハ逃亡ノ恐レアルトキ、(ハ)被告人未遂罪又ハ脅迫罪ヲ犯シ仍ホ其目的ヲ遂ケン
トスル恐レアルトキ、其他呼出ニ應セザル證人ニ對シテモ發スルヲ得、
(三)拘留狀 拘留狀ハ被告人ヲ訊問シタル後禁錮以上ノ刑ニ該ルヘキモノト思料シタルトキニ非サレ
ハ發スルコトヲ得ス、但被告人逃亡シタルトキハ訊問ヲ爲サス直ニ發スルコトヲ得、

五五 各種令狀ノ效力ヲ述ヘヨ

- (一)召喚狀ノ效力 被告人若シ召喚狀ニ應セサルトキハ拘引狀ヲ發セラルヘシ、其召喚狀ニ應シテ出
頭シタルトキハ豫審判事ハ即時ニ訊問シ其日ヲ過ク可ラサルモノトス、
- (二)拘引狀ノ效力 強制ヲ加ヘテ令狀指定ノ者ヲ裁判所ニ引致スルコトヲ得ヘク、尙ホ引致シ來リタ
ル時ヨリ四十八時間裁判所ニ留置スル效力アリ、
- (三)拘留狀ノ效力 訴訟ノ落着スル迄被告人ヲ監獄ニ勾禁スル效力ヲ有ス、

五六 逮捕狀トハ何ソヤ

逮捕狀ニ二種アリ、一ハ豫審中逃亡シタル被告人ヲ逮捕スル爲メニスルモノニシテ拘留狀ト同一ノ
效力アリ、即チ豫審判事カ被告人ノ所在ヲ覺知スルコト能ハサルトキニ、各檢察長ニ被告人ノ人相

書ヲ送致シ逮捕ヲ求メタル場合ニ、檢察長又ハ其管轄地内ノ檢察官ハ逮捕狀ヲ發シ被告人ヲ搜索逮捕
スルモノナリ、又一ハ裁判ノ執行ヲ爲スル爲メニ發スルモノニシテ、死刑又又ハ自由刑ノ確定判決又
ハ缺席判決ヲ受ケ其執行ヲ逃レタル者ニ對シテ發スルモノナリ、

五七 保釋及責付ノ意義ヲ述ヘヨ

保釋及責付ハ共ニ拘留中ノ被告人ニ對シ拘留狀ノ執行ヲ停止スル裁判ナリ、然レトモ保釋ニ付テハ
被告人又ハ其法律上代理人ヨリノ請求アルコトヲ必要トシ、且出頭ニ付キ特ニ財産上ノ擔保ヲ提供
セシムレトモ、責付ニ付テハ之ヲ必要トセス被告人ヲ其親族又ハ故舊ノ監護ニ付スルモノトス、故
ニ保釋トハ請求ニ因リ裁判官カ出頭ニ付テノ受書及財産上ノ擔保ヲ提供セシメ拘留ヲ停止スル裁判
ニシテ、責付トハ請求ノ有無ヲ問ハス裁判官カ被告人ノ親族又ハ故舊ヨリ被告人ノ出頭ニ付テノ受
書ヲ提出セシメ其監護ニ付シ拘留ヲ停止スル裁判ナリ、去フヘシ、

五八 證據ノ意義ヲ述ヘヨ

刑事訴訟法上證據ナル語ニ二様ノ意義アリ、第一ノ意義ハ訴訟ニ於テ事實ノ眞否ヲ確定スヘキ方法
即チ道具ヲ指シテ證據ト云フコトアリ、之ヲ證據方法又ハ證據ト稱ス、證據ノ取調又ハ證據ノ提出

ナル語ヲ用ユル場合ハ此意味ニテ云フモノナリ、第二ノ意義ハ證據方法ノ信憑力即チ事實ノ存否ヲ確認セシムル證據方法ノ效力ヲ單ニ證據ト云フコトアリ、證據十分又ハ證據不十分ト云フ場合ハ此意味ニテ云フモノナリ、

五九 證明ト疏明トノ區別ヲ述ヘヨ

- (一) 證明ハ事實ヲ確認セシムル作用ナレトモ、疏明ハ事實ヲ確認スルコトヲ要セス一應ノ信用ニテ足ルモノトス、
- (二) 證明ハ主トシテ實體法ヲ適用スヘキ事實ニ關スレトモ、疏明ハ訴訟法適用ノ事實ニノミ限定セラレ、
- (三) 證明ノ責任ハ裁判ニ在レトモ、疏明ノ責任ハ當事者ニ在リ、

六〇 舉證トハ何ソヤ

舉證トハ裁判ヲ爲スニ必要ナル事實ノ眞實ナルコトヲ確定スヘキ訴訟上ノ作用ヲ云フ、而シテ舉證ノ目的、内容、目的物ハ左ノ如シ、

- (一) 舉證ノ目的ハ證明ナリ、證明トハ裁判官カ事實ノ事實ナルコトノ確信ヲ得ルヲ云フ、
- (二) 舉證ノ内容ハ證據調ナリ、證據調トハ證據方法ヲ訴訟法ノ定ムル方式ニ從ヒ利用スルヲ云フ、
- (三) 舉證ノ目的物ハ事實ナリ、事實トハ法規ノ反對ヲ爲スモノニシテ、法規ハ證明ヲ要セス事實ハ證明ヲ要ス、

六一 證人ノ意義ヲ述ヘヨ

- 證人トハ訴訟以外ニ於テ實驗シタル過去ノ事實ヲ裁判官ニ對シテ陳述スル第三者ヲ云フ、
- (一) 證人ハ第三者ナルカ故ニ被告人ハ自己ノ刑事訴訟ニ於テ證人タルコトヲ得ス、又其事件ニ干與スル刑事檢事ハ證人タルヲ得ス、
- (二) 訴訟外ニ於テ見聞シタル過去ノ事實ヲ陳述スルモノタルコトヲ要シ、訴訟中現在ノ事實ヲ陳述スル者ハ證人ニ非スシテ鑑定人ナリ、

六二 鑑定人ノ意義及性質ヲ述ヘヨ

- (一) 意義 鑑定人トハ訴訟中ニ實驗シタル現在ノ事實ヲ陳述スル第三者ナリ、
- (二) 性質 鑑定人ノ性質ニ付テハ證據方法ナリヤ裁判官ノ補助者ナリヤハ議論アル所ナレトモ、現行法ハ之ヲ證據方法トナシタルモノナリ、然レトモ鑑定人ハ常ニ絶對ニ證據方法タルノミニ非スシ

テ、或場合ニハ裁判官ノ補助者タルコトアリ、

六三 證人ト鑑定人トノ差異ヲ述ヘヨ

- (一) 證人ハ過去ノ事實ヲ陳述スルモノナルモ、鑑定人ハ現在ノ事實ヲ陳述スルモノナリ、
- (二) 證人ハ訴訟以外ニ於テ實驗シタル事實ヲ陳述スルモノナルモ、鑑定人ハ訴訟中ニ實驗シタル事實ヲ陳述スルモノナリ、
- (三) 證人ハ純然タル證據方法ナルモ、鑑定人ハ證據方法タルノミナラス或場合ニハ裁判官ノ補助タルコトアリ、
- (四) 證人ハ拘引スルコトヲ得レトモ、鑑定人ハ拘引スルコトヲ得ス、

六四 檢證トハ何ソヤ

檢證トハ裁判官カ五官ヲ以テ檢證物ヲ實驗スル作用ヲ云フ、即チ檢證ハ裁判官ノ爲ス一ノ證據調ニシテ、檢事又ハ司法警察官カ現行犯ノ場合ニ檢證ヲ爲スハ例外ナリ、而シテ檢證ハ之ヲ臨檢ト區別スルコトヲ要ス、即チ檢證ハ裁判所ノ法廷内又ハ其他ノ場所ニ於テ行ハル、モ、臨檢ハ裁判所ノ法廷外ニ於テ行ハル、モノトス、

六五 搜索ノ意義及目的ヲ述ヘヨ

- (一) 意義 搜索トハ證據物件、沒收物件又ハ被告人ヲ發見スル爲メノ強制手段ナリ、
- (二) 目的物 搜索ノ目的物ハ被告人又ハ第三者ノ住居、物件及身體ナリ

六六 搜索ニ付テノ制限ヲ述ヘヨ

搜索ニ付テハ時、人及場所等ニ關シ何等ノ制限ナキチ原則トス、然レトモ(一)家宅搜索ニ付テハ夜間ハ之ヲ爲スコトヲ得ス、但シ公衆ノ出入スル場所ハ公開時間内ナレハ夜間ト雖モ差支ナク、又家宅以外ノ建造物其他ノ物件及身體等ニ對シテ爲ス搜索ニハ時ノ制限ナキモノトス、(二)治外法權ヲ認メタル人及場所ニ付テハ搜索ヲ爲スコトヲ得ス、

六七 豫審ノ目的ヲ述ヘヨ

豫審ノ目的ハ被告人ノ犯罪所爲ニ付サテ下調ヲ爲シ、被告事件ヲ公判ニ付スヘキヤ、將タ被告人ヲ免訴シテ訴訟ヲ終了スヘキヤヲ決スルニ必要ナル限度マテ事實ノ關係ヲ明確ニスルニ在リ、再言スレハ豫審ノ目的ハ一定ノ被告人ニ對スル罪責ニ付豫備ノ審理ヲ爲シ且公判ニ付スルノ原由アリヤ否

ヤト問題ヲ決スルニ必要ナル取調ヲ爲スニ在ルモノトス、

六八 豫審ハ如何ナル場合ニ開始セラル、ヤ

豫審ヲ開始スルニハ左ノ場合ノ一ニ該當スルコトヲ要ス、

- (一) 檢事ノ起訴即チ豫審ノ請求アル場合、
- (二) 豫審判事カ急速ヲ要スル所謂重罪、輕罪ノ現行犯ニ付檢事ノ請求ヲ待タズ豫審處分ニ取掛リタル場合 此場合ニハ檢證圖書ヲ作成スルヲ以テ起訴アリシモノト看做ス、
- (三) 公判ヨリ事件ヲ送付セラレタル場合 此場合三アリ、(イ)公判ニ於テ附帶犯罪ニ付豫審ヲ必要ナリトシテ豫審ニ送付シタル場合、(ロ)公判ニ於テ證人、鑑定人故意ニ不實ノ陳述ヲ爲シ禁錮以上ノ刑ニ該ル犯罪ヲ構成スト思料シ拘引狀ヲ發シ豫審ニ送致シタル場合、(ハ)公判ニ於テ所謂輕罪トシテ受理シタル事件ヲ重罪ナリト思料シ豫審判事ニ送付シタル場合、但豫審ヲ經タル事件ニ限ルモノトス、

六九 豫審ト搜查ノ同異ヲ述ヘヨ

豫審モ搜查モ共ニ公判前ノ手續ニシテ公判ノ準備手續ニ屬シ被告事件ニ關スル證據材料ヲ蒐集スル

モノナリ、然レトモ

- (一) 豫審ニ於テハ判事カ證據ヲ蒐集シ、搜查ハ檢事及其補助機關カ之ヲ爲ス、
 - (二) 豫審ハ其處分ニ付強制力ヲ有スレトモ、檢事ハ搜查ニ付強制力ヲ用非能ハサルヲ原則トス、
 - (三) 豫審ハ公訴提起後ノ處分ニ屬スレトモ、搜查ハ主トシテ公訴提起前即チ豫審又ハ公判請求前ニ行ハル、モノトス、
- 要スルニ豫審ト搜查ハ其實質ニ於テハ異ナルコトナキモ形式ニ於テ互ニ相違アルモノトス、

七〇 豫審密行ノ理由ヲ述ヘヨ

豫審密行ノ理由數多アリト雖モ其重ナルモノヲ舉グレハ左ノ如シ、

- (一) 豫審ヲ公開セハ其真相世人ニ知レ爲メニ證據ノ湮滅若クハ眞實發見ニ重大ナル困難ヲ來タス虞レアリ、
- (二) 豫審ヲ公開セハ被告人ハ公衆ノ見聞ヲ憚カリテ眞實ノ申立ヲ爲サズ、爲メニ證據集取ノ目的ヲ達スルコト能ハサル虞レアリ、
- (三) 公訴ハ必シモ眞實ノ犯人ニ對シテノミ起ルモノニアラス、然ルニ單純ナル嫌疑ノ爲メニ公開セル豫審延ニ於テ審理ヲ受クルトセンカ、假令免訴ノ言渡ヲ受クルモ遂ニ其者ノ名譽ヲ回復スルコト

能ハサル場合ナキニアラス、

七一 豫審終結決定ノ種類ヲ舉ケヨ

- 一) 管轄違ノ決定 此場合ハ土地ノ管轄ナキカ、特別裁判所ノ管轄ニ屬スルカ、又ハ上級裁判所ノ事物管轄ニ屬スル場合ナリトス、
- 二) 免訴ノ決定 此場合ハ第六十五條ニ列記シタル場合ハ勿論、親告罪ニ付キ告訴ノ拋棄アリシトキ、其他起訴ノ手續キ適法ナラサル如キ場合ナリトス、
- 三) 區裁判所ニ移ス決定 被告事件カ拘留又ハ科料ノ刑ニ該ルモノト思料シタルトキハ區裁判所ニ移ス決定ヲ爲スモノトス、
- 四) 公判ニ移ス決定 以上(一)(二)(三)ノ場合ノ外其所屬裁判所ノ公判ニ付スル決定ヲ爲スモノトス、

七二 免訴ノ終結決定ノ效力ヲ述ヘヨ

免訴ノ決定ハ檢事ノ抗告期間内、又抗告アリタルトキハ抗告ニ付決定アル迄ハ確定セス、從テ其決定ノ執行力ヲ生セサルモノトス、然レトモ一旦確定スルトキハ公訴不受理ヲ理由トスル場合、即チ起訴ノ條件又ハ手續ノ完備セサルコトヲ理由トスル場合ニ限り、相當ノ條件及方式ヲ遵守シテ再ヒ

起訴スルコトヲ得ヘク、又證據不十分ヲ理由トスル場合ニハ再起訴ノ許可アルトキニ限り同一事件ヲ更ニ起訴スルコトヲ得ルモノニシテ、其他ノ場合ニハ免訴ノ終結決定ハ常ニ一事不再理ノ理由トナルモノトス、

七三 公判ニ附スル終結決定ノ效力ヲ述ヘヨ

公判ニ付スル決定ニ對シテハ檢事モ抗告ヲ爲スコトヲ得サルヲ以テ、其決定ハ送達ト同時ニ確定スルモノニシテ、一旦確定スレハ後日法律上ノ缺點ニ付其無効ヲ主張スルコトヲ得サルモノトス、而シテ(一)其事件ハ公判ニ移リ、(二)公判ヲシテ其決定ノ範圍内ニ於テ審判セシメ、(三)更ニ公判ヨリ同一事件ヲ豫審ニ付セラル、コトナキモノトス、

七四 公判ノ意義ヲ述ヘヨ

公判トハ或ル犯罪事件ニ付罪ノ有無ヲ決スル訴訟手續上ノ階段ニシテ判決裁判所ニ於ケル審理辯論ヲ云フ、故ニ公訴準備ノ爲メニ行フ犯罪捜査ノ手續、公判準備ノ爲メニ行フ豫審手續ハ共ニ公判ニ對スル別種ノ階段ヲ爲スモノナリ、又公判ノ直接ノ準備ノ爲メニ行フ手續例ハ辯護人ノ選任、開廷前ニ被告人ヲ訊問スルコト、公判期日ノ指定、被告人ノ呼出等ノ如キモ亦公判ニ屬セサルモノト

ス、而シテ公判ハ之ヲ公開シ公判ニ於ケル辯論ハ口頭ニ依ルチ原則トス、

七五 公判手續ハ如何ナル場合ニ開始セラル、ヤ

公判手續ハ裁判所カ公訴ヲ受理スルニ因リテ開始セラル、モノニジテ、其場合左ノ如シ、

- (一) 檢事カ公訴ヲ提起シ直ニ公判ヲ求メタルトキ、
- (二) 公判ニ付スル豫審ノ終決決定アリタルトキ、
- (三) 上級裁判所ヨリ事件ヲ移ス裁判ヲ受ケタルトキ、
- (四) 區裁判所ハ所謂違警罪ノ即決處分ニ對スル正式裁判ノ申立ニ因リ公訴ヲ受理シ公判手續ヲ開始スルモノトス、
- (五) 開席判決ニ對シ適法ノ故障申立アルトキハ更ニ公判手續ヲ爲スヘキモノトス、

七六 公判始末書トハ何ソヤ

公判ノ一切ノ訴訟手續ヲ記載シテ後日ノ證據ニ供スルモノヲ公判始末書ト云フ、公判始末書ハ裁判所書記之ヲ作り、第二百八條及第二百九條ニ掲ケル事項其他一切ノ訴訟手續ヲ記載シ、裁判長及裁判所書記之ニ署名捺印スルモノトス、此等ノ捺印ヲ要スルハ公判始末書ニ記載スル事項ノ正確ナル

コトヲ保證スル責任アルヲ以テナリ、故ニ此署名捺印ヲ缺ケハ其公判始末書ハ證據力ナキモノトス、而シテ公判始末書ハ判決言渡ヨリ三日内ニ之ヲ調整シ、原本ハ訴訟記録ニ添付シテ其裁判所ニ保存シ、若シ上訴アルトキハ之ヲ上訴裁判所ニ送付スルモノトス、

七七 附帯犯ノ場合ヲ擧ケヨ

- (一) 同一ノ場所ニ於テ同時ニ一人又ハ數人ニテ數罪ヲ犯シタルトキ 例ヘハ他、ハノ屋内ニ於テ竊盜ヲ爲シ同時ニ其家屋ニ放火シタル場合ニ於ケル竊盜罪ト放火罪ノ關係ノ如シ、
- (二) 數人通謀シテ日時又ハ場所ヲ異ニシ數罪ヲ犯シタルトキ 例ヘハ數人相謀リ異ナリタル日時ニ於テ又ハ異ナリタル場所ニ於テ犯シタル數罪ノ關係ノ如シ、
- (三) 自己又ハ他人ノ犯罪ヲ容易ニスル爲メ又ハ其罪ヲ免ル、爲メ他ノ罪ヲ犯シタルトキ 此場合ヲ細別スルトキハ左記數個ノ附帯犯トナル、(イ)自己ノ犯罪ヲ容易ニスル爲メ他ノ罪ヲ犯シタルトキ、(ロ)他人ノ犯罪ヲ容易ニスル爲メ他ノ罪ヲ犯シタルトキ、(ハ)自己ノ犯罪ヲ免ル、爲メ他ノ罪ヲ犯シタルトキ、(ニ)他人ノ犯罪ヲ免カレシムル爲メ他ノ罪ヲ犯シタルトキ是ナリ、

七八 判決ノ意義ヲ述ヘヨ

刑事訴訟法上判決ト云フハ決定及命令ニ對シ法定ノ形式ヲ具フル裁判所ノ處分ニシテ、犯罪事件ニ付辯論ヲ經テ第一審ノ公判ヲ終結セシメ、公訴不受理又ハ管轄違ノ申立ヲ却下シ、又ハ非常上告若クハ再審ノ訴ヲ決スルモノヲ云フ、

七九 判決ノ種類ヲ舉ケヨ

- (一)終局判決ト中間判決 終局判決トハ本案ニ對シテ法律ノ適用ヲ言渡ス判決ニシテ、之ニ因テ事件ハ其裁判ヲ離脱ス、中間判決トハ終局判決ノ如ク訴訟ニ於ケル請求其モノ、全部若クハ一部ヲ判決スルモノニ非スシテ、此終局判決ニ達スル必要ノ準備トシテ各個ノ争點ニ付テ爲ス所ノ判決ヲ云フ、
- (二)對席判決ト闕席判決 對席判決トハ訴訟當事者双方及代人ヲ許シタル場合ニ代人出頭シテ辯論ノ後下シタル判決ヲ云ヒ、闕席判決トハ被告又ハ代人闕席ノ儘下シタル判決ヲ云フ、
- (三)主タル判決ト從タル判決 主タル判決トハ事件其モノニ對スル判決ニシテ之ヲ分チテ管轄ニ付テノ判決、有罪ノ判決、無罪又ハ免訴ノ判決及闕席判決ノ四種ト爲ス、從タル判決トハ主タル判決ニ關スル事件ニ附隨スル事項ニ付キ言渡ス判決ニシテ、之ヲ分チテ訴訟費用ノ言渡、沒收ノ言渡及差押物還付ノ言渡トナス、

(四)第一審、第二審、第三審ノ判決 是レハ審級ノ順序ヨリ生スル區別ナリ、

八〇 終局判決ノ重ナルモノヲ舉示セヨ

- (一)管轄違ノ判決 管轄違ノ判決ハ管轄權ナシト認メタル場合ニ言渡スヘキモノニシテ、其場合ハ判決裁判所カ其事件ニ付土地管轄ヲ有セサルトキ、又ハ其事件カ特別裁判所若クハ上級裁判所ノ事物管轄ニ屬スル場合ニ限ルモノトス、
- (二)公訴不受理ノ判決 此種ノ判決ハ起訴ノ條件ヲ欠クトキ、又ハ起訴ノ方式ニ違法ノ廉アリタル場合又ハ同一事件ヲ再度起訴シタル場合ニ於テ申立又ハ職權ヲ以テ言渡スヘキモノトス、
- (三)無罪ノ判決 無罪ノ判決ハ被告事件犯罪ヲ構成セサルトキ、又ハ犯罪事實ノ證據十分ナラサル場合ニ言渡スモノナリ、
- (四)免訴ノ判決 免訴ノ判決ハ(イ)公訴ノ時効ニ罹リタルトキ、(ロ)確定判決ヲ經タルトキ、(ハ)大赦アリタルトキ、(ニ)法律ニ於テ其罪ヲ全免スルトキ、(ホ)告訴ヲ待テ受理スヘキ事件ニ付告訴ノ拋棄アルトキ、(ヘ)犯罪後頒布シタル法律ニ依リ其刑ノ廢止アリタルトキ等ニ於テ言渡スモノトス、
- (五)有罪ノ判決 即チ刑ヲ言渡ス判決ハ訴ニ係ル所爲カ犯罪ノ要素ヲ具備シ且處罰條件及訴訟條件ヲ具備スル場合ニ於テ言渡スヘキモノトス、

八一 闕席判決トハ何ソヤ及其條件ヲ擧ケヨ

呼出ヲ受ケタル被告人カ公判期日ニ出頭セサルトキハ、檢事ノ請求ニ因リ裁判所ハ一定ノ條件ニ從ヒ其判決ヲ爲サ、ル可カス、之ヲ闕席判決ト云フ、而シテ闕席判決ヲ爲スニハ左ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス、

- (一) 公判期日ニ出頭セサルコト 判決言渡期日ハ公判期日ナルヲ以テ、證據調ノ期日ニ出頭スルモ判決言渡期日ニ出頭セサルトキハ闕席判決ヲ受ク、但大審院ノ判決例ハ反對ナリ、
- (二) 被告人又ハ其代人カ公判期日ニ出頭セサルコト 其出頭セサル原因ハ、過失怠慢ニ基クト、所在不明ナルカ爲メナルト、或ハ外國ニ滞在スルカ爲メナルトチ間ハサルナリ、即チ裁判所ノ權力範圍内ニ在リテ拘引シ得ヘキ場合ナルト、其權力範圍外ニ在ル場合ナルトチ間ハサルナリ、
- (三) 被告人カ適法ノ呼出ヲ受ケタルコト 罰金以下ノ刑ニ該ルヘキ事件ニ付テハ本法第十九條及民事訴訟法第四百十五條ニ依リテ送達ノ手續ヲ爲シ、禁錮以上ノ刑ニ付テハ本法第二百二十七條ノ手續ヲ爲シタルコトヲ要ス、

八二 故障ノ意義及其申立ノ條件ヲ述ヘヨ

故障トハ闕席判決ヲ受ケタル者カ其判決ヲ消滅セシメ、訴訟ヲ闕席前ノ程度ニ復セシムル爲メ其判決ヲ爲シタル裁判所ニ對シテ爲ス不服申立ノ方法ヲ云フ、而シテ故障ノ申立ヲ爲スニハ次ノ條件ヲ具フルコトヲ要ス、

- (一) 刑ノ言渡アリタルコト 故ニ無罪免訴ノ闕席判決ニ對シテハ故障申立ヲ許サス、
- (二) 闕席判決ヲ受ケタル被告人ヨリ三日間内ニ申立ヲ爲スコト 此三日ノ期間ハ罰金以下ノ刑ヲ言渡シタル判決ニ付テハ送達ヲ受ケタル日ヨリ起算シ、禁錮以上ノ刑ヲ言渡シタル判決ニ付テハ被告人自身カ其送達ヲ受ケ、又ハ其執行ニ因リ判決ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ起算ス、
- (三) 故障申立書ヲ闕席判決ヲ爲シタル裁判所ニ差出スコト 是レ上訴ト異ナル所ナリ、

八三 故障申立ノ效力ヲ述ヘヨ

- (一) 故障ノ申立アリタルトキハ闕席判決ハ當然消滅スルモノニシテ、單ニ其效力ノミカ停止セラレ、モノニアラス、但故障カ適法ナルコトヲ要ス、
- (二) 適法ナル故障ノ申立アルトキハ闕席判決ハ當然消滅スルモノナルヲ以テ、闕席判決ニ於テ認メタル刑ヨリモ重キ刑ヲ言渡スモ妨ナシ、是レ控訴及上告ト異ナル所ナリ、
- (三) 故障ノ申立ハ之ヲ取下クルコトヲ得ス、是レ闕席判決ハ故障ノ申立ト同時ニ消滅スルモノナレハ

ナリ、

八四 上訴ノ意義及其種類ヲ述ヘヨ

上訴トハ未確定ノ判決ニ對シテ上級裁判所ニ不服ヲ訴フルコトヲ云フ、而シテ現行法ニ於テ上訴ト稱スルモノハ左ノ三種トス、皆一定ノ條件ニ依リ一定ノ期間内ニ之ヲ爲スコトヲ要シ、若シ其期間ヲ經過スルトキハ判決ハ直ニ確定スルモノトス、

- (一) 控訴 控訴トハ區裁判所又ハ地方裁判所ノ第一審判決ニ對シ、其事實ノ認定及法律ノ適用ニ付不服ヲ申立テ、此二點ノ更正ヲ求ムル方法ナリ、
- (二) 上告 上告トハ第二審ノ判決ニ對シ、其法律ノ適用ニ付不服ヲ申立テ、此點ノ更正ヲ求ムル方法ナリ、故ニ上告裁判所ハ法律適用ノミノ審査ヲ爲シ犯罪事實ヲ取調ヘサルモノトス、
- (三) 抗告 抗告トハ決定ニ對シ上級ノ裁判所ニ其更正ヲ求ムル方法ナリ、

八五 上訴提起ノ效力ヲ述ヘヨ

上訴ノ提起アレハ移審ノ效力及停止ノ效力ヲ生ス、左ニ之ヲ分説スヘシ、

- (一) 移審ノ效力 移審ノ效力トハ上訴ニ係ル訴訟事件ヲシテ原裁判所ヲ離脱セシメ之ヲ上級裁判所ニ繫屬セシムルヲ云フ、換言スレハ上級裁判所カ原裁判所ノ審判シタル事件ヲ新ニ審判スルニ至ルコトヲ云フ、
- (二) 停止ノ效力 停止ノ效力トハ上訴セラレタル裁判ヲ確定セシメサルコトヲ云フ、從テ其上訴セラレタル裁判ノ執行ヲ停止セシム、

八六 上訴提起ノ期間及其起算法ヲ述ヘヨ

控訴ハ五日間内、上告及抗告ハ三日間内ニ提起スヘキモノニシテ、此期間ハ判決言渡又ハ決定送達ノ翌日ヨリ起算ス、又原狀回復ノ事由アル場合ハ例外トシテ障礙ノ止ミタル翌日ヨリ起算スヘキモノトス、

八七 附帶控訴ノ意義及其性質ヲ述ヘヨ

附帶控訴トハ當事者ノ一方ノミカ期間内ニ控訴ヲ爲シタルトキ相手方カ自己ノ不利益ニ原判決ノ變更アラフコトヲ憂ヒ且之ヲ防止スル目的ヲ以テ控訴期間經過後不服ノ點ヲ攻撃スル控訴申立ナリ、左ニ附帶控訴ノ性質ヲ述ヘン、

- (一) 附帶控訴ハ主タル控訴ノ範圍外ニ出ツルコトヲ得ス 故ニ主タル控訴カ判決ノ一部ニ對スルモノ

- ナルトキハ附帶控訴モ亦其一部ニ制限セラル、
- (二) 附帶控訴ハ主タル控訴ト其運命ヲ共ニス 故ニ主タル控訴カ不成立ナルトキハ附帶控訴モ亦不成立ナリ、又主タル控訴カ取下ニ因リテ消滅シタルトキハ附帶控訴モ亦之ニ因リテ消滅ス、
- (三) 附帶控訴ノ不服ノ點ハ主タル控訴ト同一ナルモ妨ケナシ 故ニ附帶控訴ヲ爲サントスル點カ主タル控訴ニ依リテ自カラ審査ヲ受クヘキモノナルモ相手方ハ尙ホ附帶控訴ヲ爲スコトヲ得、
- (四) 自カラ主タル控訴ヲ取下タルトキハ附帶控訴ヲ爲スコトヲ得、

八八 非常上告トハ何ソヤ

非常上告トハ第一審裁判所又ハ第二審裁判所ニ於テ、法律カ罰セサル所爲ニ對シテ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ニ、上訴期間内ニ上訴スル者ナク其判決確定シ普通ノ上訴手段ニ依リ其判決ヲ變更スル途ナキニ至リタルトキ、其事件ニ付上告ヲ受クル權アル裁判所ノ檢事カ、司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其裁判所ニ原判決ノ破毀ヲ求ムル方法ヲ云フ、

八九 非常上告ト通常上告トノ差異ヲ述ヘヨ

- (一) 非常上告ハ確定シタル判決ニ對シ破毀ヲ求ムル申立ナルモ、通常上告ハ確定セサル判決ニ對シ破

- 毀ヲ求ムル申立ナリ、
- (二) 非常上告ハ被告人ノ利益ノ爲メニ爲スヘキモノナルモ、通常上告ハ被告人ノ利益ノ爲メナルト不利益ノ爲メナルトナ間ハサルナリ、
- (三) 非常上告ハ法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シテ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ニ限り之ヲ許スモ、通常上告ハ法律違背ノ原由アルトキハ如何ナル場合ニモ之ヲ許ス、
- (四) 非常上告ハ上告ヲ受クル裁判所ノ檢事ニ限り司法大臣ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得ルモ、通常上告ハ檢事、被告人其他訴訟關係人ニ於テモ爲スコトヲ得、
- (五) 非常上告ハ何時ニテモ之ヲ申立ツルコトヲ得ルモ、通常上告ハ判決言渡ノ日ヨリ三日内ニ之ヲ申立サル可ラス、
- (六) 非常上告ハ死刑ヲ除ク外ハ前判決ノ執行ヲ停止スルコトナキモ、通常上告ハ前判決ノ執行ヲ停止ス、

九〇 抗告ヲ爲シ得ヘキ場合ヲ舉ゲヨ

- 抗告ハ決定ニ對シテ爲ス上訴ニシテ其場合ハ法律ヲ以テ限定セラル即チ左ノ如シ、
- (一) 忌避ノ申請ヲ不當ナリトシテ却下スル決定、
- (二) 證人、鑑定人、通事ヲ呼出テ受ケテ出頭セサルカ爲メ費用賠償及罰金ヲ言渡ス決定、

- (三) 證人又ハ鑑定人カ宣誓又ハ供述ヲ肯セサル爲メ罰金ヲ言渡ス決定、
- (四) 免訴又ハ管轄違ノ豫審終結決定、
- (五) 第一審裁判所ニ於テ期間經過後ノ控訴ヲ棄却スル決定、
- (六) 第二審裁判所ニ於テ方式ニ違ヒ又ハ期間經過シタル上告ヲ棄却スル決定、
- (七) 刑ノ言渡ニ付疑義ノ申立アルトキ又ハ執行ニ付キ異議ノ申立アルトキ之ニ關スル決定、

九一 再審ノ訴ノ意義及條件ヲ述ヘヨ

再審ノ訴ハ法定ノ原由アル場合ニ有罪ノ確定判決ヲ破毀シ、被告人ノ利益ノ爲メニ其事件全部ニ付更ニ審判ヲ求ムル訴ニシテ左ノ條件ヲ必要トス、

- (一) 有罪ノ確定判決アルコト 有罪ノ確定判決ハ所謂重罪、輕罪ノ刑ヲ言渡シタル判決ナルコトヲ要スルヲ以テ、拘留科料ヲ言渡シタル確定判決ニ對シテハ再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得ス、
- (二) 法定ノ原由アルコト 法定ノ原由ハ第三百一條ニ之ヲ明示ス、
- (三) 被告人ノ利益ノ爲メニ爲スコト 故ニ原確定判決ヨリ不利益ナル判決ヲ爲スコトヲ得ス、

刑事訴訟法終

警 察 法

警 察 法 目 次

一	警察機關ヲ舉ケテ説明セヨ……………	一	代執行ノ意義ヲ説明シ且實例二三ヲ示セ……………	七
二	警察ノ執行機關ヲ舉示セヨ……………	二	行政官廳ハ如何ナル場合ニ執行罰ヲ科シ得ルヤ……………	八
三	警察署長及分署長ハ如何ナル職務權限ヲ有スルヤ……………	三	間直接強制ヲ用ヒ得ヘキ場合如何……………	九
四	警部及巡查ノ職務權限ヲ説明セヨ……………	四	代執行ト直接強制トノ差異ノ要點ヲ問フ……………	一〇
五	警察行爲ノ形式ヲ述ヘヨ……………	五	警察上ノ直接處分ノ意義及其種類ヲ説明セヨ……………	一一
六	警察規則(警察命令)トハ何ソヤ……………	六	警察上ノ強制手段タル直接強制ト直接處分トノ區別ヲ問フ……………	一二
七	警察處分トハ何ソヤ……………	七	警察官力現住者ノ意ニ反シテ其邸宅ニ侵入スルコトヲ得ル場合ヲ舉ケヨ……………	一三
八	警察處分ノ種類ヲ舉ケヨ……………			
九	警察上ノ強制手段ヲ説明セヨ……………			
一〇	行政執行法第五條ノ法令ニ依リ命シタル行爲ト、法令ニ基キテ爲ス處分ニ依リ命シタル行爲トノ區別如何……………			

一八 警察官廳ハ如何ナル場合ニ所有權ヲ制限スルコトヲ得ルヤ……………三

一九 出版物ノ内容ニ關スル制限事項ヲ列舉セヨ……………二五

二〇 豫約出版トハ何ソヤ……………二六

二一 豫約出版ノ取締ヲ嚴重ニスル理由如何……………二六

二二 新聞ノ意義及其發行手續ヲ述ヘヨ……………二六

二三 安寧秩序ヲ紊シ又ハ風俗ヲ害スル事項ヲ掲載シタル新聞紙ハ如何ナル處分ヲ受クヘキヤ……………二八

二四 政社ニ加入スルコトヲ得サル者ヲ列舉セヨ……………二八

二五 集會取締上警察官ハ如何ナル權限ヲ有スルヤ……………二九

二六 乞丐浮浪者取締ノ目的ヲ述ヘヨ……………三〇

二七 感化法ノ目的ヲ述ヘヨ……………三二

二八 精神病者ニ關スル警察ノ目的如何……………三二

二九 精神病者監置ノ手續ヲ略述セヨ……………三三

三〇 狩獵ノ意義及狩獵ニ關スル警察ノ目的ヲ述ヘヨ……………三三

三一 狩獵禁止ノ場所ヲ舉ケヨ……………三三

三二 遺失物ノ意義ヲ述ヘヨ……………三三

三三 遺失物ニ關スル警察官署ノ取扱手續ヲ述ヘヨ……………三四

三四 埋藏物ノ意義ヲ述ヘヨ……………三四

三五 銃砲火藥取締法ノ適用ヲ受クヘキ物件ヲ舉ケヨ……………三五

三六 風俗警察ノ意義ヲ說明セヨ……………三五

三七 何故ニ公娼ヲ許スヤ……………三六

三八 娼妓營業ニ關スル制限ヲ述ヘヨ……………三六

三九 形像取締規則トハ何ソヤ……………三七

四〇 射伴行爲トハ何ソヤ及之カ取締ノ必要如何……………三六

四一 廣告物取締法制定ノ理由如何……………三六

四二 劇場、寄席、觀物場及遊技場ノ意義ヲ述ヘヨ……………三九

四三 劇場取締ニ關シ主要ナル禁止事項ヲ舉示セヨ……………三九

四四 貸席業、貸座敷業、料理屋業、飲食店業ノ意義ヲ述ヘヨ……………三〇

四五 未成年者ハ何故ニ喫烟ヲ禁止スルヤ……………三二

四六 衛生警察ノ意義ヲ說明セヨ……………三二

四七 個人衛生及公衆衛生ノ意義ヲ述ヘヨ……………三二

四八 傳染病豫防法トハ何ソヤ……………三三

四九 傳染病死者ノ死體ハ如何ニ處置スヘキヤ……………三三

五〇 傳染病豫防法ニ所謂交通遮斷トハ何ソヤ……………三三

五一 海港檢疫法トハ何ソヤ……………三四

五二 獸疫豫防法ノ適用ヲ受ク可キ獸類並ニ獸疫ノ種類ヲ舉ケヨ……………三四

五三 癩患者ニシテ療養ノ途且救護者ナキ者ニ對シテハ警察官署ハ如何ナル取扱ヲ爲ス可キヤ……………三四

五四 飲食物其他衛生上危險ノ物品ニ對シテハ行政官廳ハ如何ナル處置ヲ爲スヘキヤ……………三五

五五 墓地及埋葬取締規則ノ要點ヲ述ヘヨ……………三六

五六 藥劑師、藥種商及製藥者ノ意義ヲ述

五六	即決處分ノ性質ヲ述ヘヨ……………	三
六六	宗敎警察ノ意義ヲ述ヘヨ……………	四二
六五	主要ナル事項ヲ舉示セヨ……………	四一
六四	道路取締規則ニ於テ制限セラルヘキ	四一
六三	交通警察ノ意義ヲ述ヘヨ……………	四一
六二	案内業者取締規則制定ノ理由如何……………	四〇
六一	古物商及質屋ニ對シテハ營業上家屬 雇人ノ所爲ト雖モ營業者ノ責任ト爲 ス理由如何……………	四〇
六〇	古物商ニ對スル警察官ノ主要ナル權 限ヲ舉ケヨ……………	三九
五九	古物商ノ意義ヲ述ヘヨ……………	三九
五八	營業警察ノ意義ヲ述ヘヨ……………	三九
五七	賣藥取締規則トハ何ソヤ……………	三七
六七	即決處分言渡書ニ記載スヘキ事項ヲ 舉ケヨ……………	三三
六八	正式裁判ノ請求トハ何ソヤ……………	三四
六九	警察犯處罰令中ニ定メラレタル罰ハ 刑罰ナルヤ行政罰ナルヤ……………	三四
七〇	警察犯處罰令ト刑法トノ關係ヲ述ヘ ヨ……………	三四
七一	警察犯處罰令ノ違反行爲ハ犯意ナク シテ成立スルヤ否ヤ……………	三五
七二	戸口調査ノ必要ナル所以ヲ説明セヨ……………	四六

警察法目次 終

警 察 法

注 意

行政法中警察ノ意義・警察權ノ基礎・警察ノ種類・司法警察ノ意義・保安警察ノ
意義・通常保安警察及非常保安警察ノ意義・行政警察ノ意義・行政警察ト保安
警察トノ差異・行政警察ト司法警察トノ區別・出版ノ意義・集會ノ意義・結社ノ
意義・集會ト結社トノ異ナル點・豫戒命令・戒嚴等ノ説明參照、

一 警察機關ヲ舉ケテ説明セヨ

現行制度上ニ於ケル警察機關ノ重モナルモノヲ舉ケレハ左ノ如シ、
 (一) 各省大臣 內務大臣ハ保安警察及行政警察ノ機關ニシテ、司法大臣ハ司法警察ノ機關ナリ、其他
 ノ各省大臣ハ各其主管事務ニ關スル行政ニ伴フ特種ノ行政警察機關ナリ、此ノ如ク各省大臣ハ警
 察機關ナルカ故ニ其主管事務ニ關シ其權限内ニ於テ警察權ヲ行使スル單獨制ノ官廳ナリ、
 (二) 地方長官 地方長官(警視總監、北海道廳長官、各府縣知事、但東京府知事ヲ除ク)ハ警察機關ニ
 シテ、保安警察及行政警察ニ關シテハ內務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ、司法警察ニ關シテハ司法大臣

ノ指揮監督ヲ承ケ、其他特種ノ行政警察ニ關シテハ主務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ以テ其管内ニ於ケル警察行政ヲ行フ機關ニシテ單獨制ノ官廳ナリ、
(三)警察署長及同分署長 警察署長及同分署長ハ警察行政ヲ行フ爲ニ特ニ設ケラレタル警察機關ニシテ、地方長官ノ指揮監督ヲ受ケ其訓令ニ基キ警察ニ關スル法律命令ニ準據シテ警察行政ヲ行フ所ノ單獨制ノ特種ノ官廳ナリ、
(四)郡長、島司等 郡長、島司等ハ法令又ハ地方長官ノ特別ノ委任アルトキハ警察命令ヲ發スルコトヲ得レトモ今日ノ實際ニ於テハ特ニ設ケタル警察官廳アルヲ以テ警察權ヲ行フコトナシ、

二 警察ノ執行機關ヲ舉示セヨ

- (一)警察官 警察官トハ警察事務ノ執行官ニシテ警視、警部、警部補及巡查ヲ云フ、尙ホ東京府以外ノ各府縣ニ於ケル警察部長モ亦警察事務執行ノ官吏ナリ、又刑事訴訟法ニ依リ郡長、島司、林務官、市町村長、船長等ハ檢事ノ補助機關トシテ司法警察事務ヲ掌ルモ、我制度上警察官ト稱スルトキハ主トシテ警視、警部、警部補及巡查ヲ指スモノトス、
- (二)憲兵 憲兵ハ陸軍大臣ニ隸屬シ主トシテ軍事警察ニ關スル事務ヲ掌リ兼テ司法及行政警察事務ヲ掌ルモノナリ、而シテ其警察事務ヲ執行スルニ當リテハ、軍事警察ニ付テハ陸海軍大臣ノ指揮ヲ

承ケ、司法警察ニ付テハ司法大臣ノ指揮ヲ承ケ、行政警察ニ付テハ内務大臣ノ指揮ヲ承ケ、

三 警察署長及警察分署長ハ如何ナル職務權限ヲ有スルヤ

警察署長及警察分署長ハ警察行政ヲ行フ單獨制ノ官廳ナリト雖モ、單ニ警察處分ヲ爲スコトヲ得ルノミニシテ警察命令ヲ發スルコトヲ得ス、換言スレハ警察署長及警察分署長ハ命令機關ニ非スシテ處分機關タルト同時ニ執行機關タリ、即チ法規ヲ解釋適用シ且ツ之ヲ實行スル職務ヲ有スル機關ナリ、又其權限ハ補助機關タル警部巡查ヲ指揮監督シ其管轄内ニ於テ其名ヲ以テ警察行爲ヲ爲スモノナリ、要スルニ警察署長及警察分署長ハ現行官制上警察命令ヲ發スルノ權ナク、又法令ニ依リ特別ノ委任ナキヲ以テ唯警察處分ヲ爲シ得ル權限ヲ有スルニ止マルモノトス、

四 警部及巡查ノ職務權限ヲ説明セヨ

警部及巡查ハ補助機關ニシテ其所屬官廳タル警察署長又ハ警察分署長ノ權限ニヨリ其職務ヲ行フ者ナリ、換言スレハ署長、分署長ノ命ヲ承ケテ警察事務ヲ執行スル者ナリ、而モ其職務ヲ行使スル地域ハ所屬署長、分署長ノ管轄區域内ナルヲ原則トス、此ノ如ク警部巡查ハ獨立ノ官廳ニアラス隨テ獨立ノ權限ナキヲ原則トスレトモ、特別ノ法令又ハ上官ノ訓令ニヨリ其職務ヲ行フコトハ、同時ニ

其權限ニシテ而モ其權限内ニ於ケル行爲ハ則チ國家行爲ナルカ故ニ強制ノ權力ヲ以テ人民ニ及ホスコトヲ得ルハ固ヨリ當然ナリトス、

五 警察行爲ノ形式ヲ述ヘヨ

警察行爲ノ形式トハ違警ノ状態ヲ排除シ秩序ヲ回復スル爲ニ規則及處分ヲ爲ス行爲ヲ云フ、警察ノ目的ハ安寧秩序ヲ保持スルニアルヲ以テ警察規則ヲ發布シ警察處分ヲ強制シ以テ其目的ヲ全ウス、而シテ警察規則及警察處分モ亦其性質ニ於テハ一般ノ行政法規及行政處分ト敢テ異ナルコトナシ、

六 警察規則(警察命令)トハ何ソヤ

警察規則トハ警察機關カ警察行政ヲ行フ爲ニ發スル所ノ命令ナリ、其本質ハ通常生シ得ヘキ違警ノ状態ヲ豫想シ、若シ其状態發生セハ之ヲ排除防止スヘキコトヲ一般ニ規定シ命令スルモノナリ、換言スレハ一般人民カ爲スヘキ行爲ノ標準ヲ定ムルモノニシテ、行爲又ハ不行爲ヲ命スル所ノ權力關係ノ規定ヲ云フ、而シテ之ヲ發スルニハ一定ノ公式ノ形式ニ因ルヲ要ス、例ヘハ省令ヲ以テ電氣事業取締規則ヲ設クルカ如ク、府縣令ヲ以テ道路取締規則ヲ設クルカ如シ、又此等ノ警察規則ニハ罰則ノ規定ヲ設クルコトヲ得、即チ省令ニハ百圓以内ノ罰金若クハ料科又ハ三月以下ノ懲役、禁錮若クハ拘留ノ罰則ヲ附スルコトヲ得ヘク、地方長官ハ其發スル所ノ命令ニ五十圓以内ノ罰金若クハ料科又ハ拘留ノ罰則ヲ附スルコトヲ得ルカ如シ、然レトモ此等ノ警察規則ハ法律及上級官廳ノ命令ニ抵觸スル規定ヲ設クルコトヲ得ス、若シ法令ニ反スル規定ヲ設クルトキハ上級官廳ハ監督權ノ作用ニ依リ之ヲ取消スコトヲ得ルモノトス、

七 警察處分トハ何ソヤ

警察處分トハ或特定ノ場合ニ一定ノ行爲不行爲ヲ命スルヲ云フ、警察處分ニモ亦依法處分ト裁量處分トノ二種アリ、依法處分トハ法律命令ヲ執行シ適用スル爲メニ爲ス所ノ處分ニシテ、行政官廳ノ自由裁量ヲ許サ、ルモノナリ、例ヘハ警察規則ニ或營業ヲ爲ス者ハ或條件ヲ具備スルトキハ之ヲ許可スヘシト規定シタル場合ニ於テ、其規定ノ條件具備スルトキハ必ス之カ營業ヲ許可セサル可ラサルカ如シ、裁量處分トハ各個ノ場合ニ對スル特別ナル法規ノ存在セサルトキ、又ハ假令是レアルモ全ク行政官廳ニ於テ自由裁量ノ餘地ヲ有スル處分ヲ云フ、例ヘハ警察官廳カ道路交通上危險ノ虞アリト認メタル場合ニ於テ、假令法令ノ規定ナキモ其通行ヲ禁止スルカ爲メニ通行止ヲ爲スカ如キ是ナリ、而シテ警察處分モ亦一般ノ行政處分ト同シク其發シタル官廳ニ於テ之ヲ取消スコトヲ得ルノ外、上級官廳ノ監督權ノ作用ニ依リ之ヲ取消シ若クハ停止セララル、コトアルヘシ、

八 警察處分ノ種類ヲ舉ケヨ

警察處分ハ個々ノ事實ニ對シ警察行政ノ目的ヲ達スルカ爲メニ爲ス所ノ警察上ノ命令ニシテ、其主ナルモノハ命令、禁令、許可、認可、證明等ナリ、此等諸種ノ説明ニ付テハ行政法一〇四問題（行政處分ノ種類）ヲ參照セヨ、

九 警察上ノ強制手段ヲ説明セヨ

警察上ノ強制ニ付テハ一般行政上ノ強制手段ト同シク左ノ三種ノ方法アリ、

- (一) 代執行 代執行トハ義務者カ其義務ヲ履行セサル場合ニ於テ、官廳カ自ら代リテ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ執行セシメ而シテ其費用ヲ義務者ヨリ徴收スルヲ云フ、
 - (二) 執行罰 執行罰トハ義務者カ其義務ヲ履行セサル場合ニ於テハ一定ノ罰ヲ科スヘキ豫告ヲ前提トシ、事實其義務ヲ履行セサルトキ之ニ對シテ一定ノ罰ヲ科スル強制手段ヲ云フ、
 - (三) 直接強制 直接強制トハ代執行又ハ執行罰ニ依リ其命スル所ノ行爲ヲ強制スルコト能ハスト認メタルトキ若クハ急迫ノ事情アル場合ニ於テ實力ヲ以テ直接ニ強制スル手段ヲ云フ、
- 尙ホ本問題ニ付テハ左ニ掲クル一〇、一一、一二、一三問題及行政法一一三問題（行政上ノ強制手段）ヲ參照セヨ、

一〇 行政執行法第五條ノ法令ニ依リ命シタル行爲ト、

法令ニ基キテ爲ス處分ニ依リ命シタル行爲トノ區別如何

茲ニ法令ニ依リ命シタル行爲トハ、例ヘハ治安警察法第一條ニ於テ「政治ニ關スル結社ノ主幹者ハ結社組織ノ日ヨリ三日以内ニ社名、社則、事務所及其主幹者ノ氏名ヲ其事務所所在地ノ管轄警察官署ニ届出ツヘシ」ト云ヘルカ如ク、別ニ行政處分ヲ待タスシテ法規ニ依リ直接ニ義務ヲ負擔スル場合ヲ云ヒ、法令ニ基キテ爲ス處分ニ依リ命シタル行爲トハ、法令其モノカ直接ニ命シタル行爲ニ非スシテ、官廳カ法令ニ定メタル職權ニ依リ處分トシテ命シタル行爲ヲ云フ、例ヘハ同法第八條ニ於テ「安寧秩序ヲ保持スル爲メ必要ナル場合ニ於テハ警察官ハ屋外ノ集會又ハ多數ノ運動若クハ群集ヲ制限、禁止若クハ解散シ又ハ屋内ノ集會ヲ解散スルコトヲ得」トノ規定ニ依リ、警察官カ安寧秩序ヲ害スルモノト認メタル場合ニ於テ、集會ノ制限、禁止又ハ解散ヲ命スルカ如シ、

一一 代執行ノ意義ヲ説明シ且實例二三ヲ示セ

(甲) 意義 代執行ノ意義ニ付テハ前掲第九問題ヲ見ヨ、
(乙) 實例 例ハ左ノ場合ノ如シ、

- (一) 河川法若クハ河川法ニ基キテ發スル命令ニ依ル義務ヲ履行セス、又之ヲ履行スルモ必要ノ期間内ニ終了スル見込ナキトキ、内務大臣若クハ地方長官カ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ執行セシメ、當該義務者ヲシテ其費用ヲ負擔セシムル場合ノ如シ、
- (二) 家屋ノ大掃除ヲ命セラレタル者カ指定ノ期日内ニ於テ大掃除ヲ爲サ、ルトキハ、官廳ハ自ら人夫ヲ雇フテ其家屋ノ大掃除ヲ行ヒ其費用ヲ家主ヨリ徴收スル場合ノ如シ、
- (三) 家屋將ニ倒潰セントスル場合ニ於テ、官廳ハ自己ノ官吏ヲシテ又ハ人夫ヲ雇フテ其障害ヲ除去セシムルカ如キ、又其隣地ノ所有者カ自ら其障害ヲ除去センコトヲ申出テ之ヲ許シテ其行爲ヲ爲サシムルカ如キ場合はナリ、

一二 行政官廳ハ如何ナル場合ニ執行罰ヲ科シ得ルヤ

執行罰ハ代執行ニ依テ強制ノ目的ヲ達スルコトヲ得サル場合、換言スレハ不行爲ノ義務又ハ本人ニ非サレハ行フコトヲ得サル行爲ノ義務ヲ強制スル場合ニ於テノミ之ヲ科スルコトヲ得ルモノニシテ、他人カ代リテ爲スコトヲ得ヘキ行爲ノ義務ヲ強制スルカ爲メニハ常ニ代執行ヲ以テスルコトヲ

要ス、而シテ執行罰ヲ科シ得ルハ左ノ四箇ノ場合ナリ、

- (一) 法令ニ依リ命シタル行爲ニシテ他人ノ代リテ爲ス能ハサル行爲 例ハ種痘規則ニ依リ種痘ヲ爲ス義務ノ如シ、種痘ノ如キハ性質上他人カ代リテ之ヲ爲スヲ許サ、ル行爲ナリ、
- (二) 法令ニ依リ命シタル不行爲 例ハ娼妓ハ廳府縣令ヲ以テ指定シタル區域外ニ居住スルコトヲ得サルカ如キ是ナリ、
- (三) 法令ニ基キテ爲ス處分ニ依リ命シタル行爲ニシテ他人ノ代リテ爲ス能ハサル行爲 例ハ警察官カ質屋取締法第十五條ニ依リ帳簿ノ提出ヲ命シタル場合ノ如シ、此ノ義務ノ如キハ他人カ代リテ爲シ得ヘカラサル性質ノ行爲ナリ、
- (四) 法令ニ基キテ爲ス處分ニ依リ命シタル不行爲 例ハ宿屋取締規則ニ於テ、警察官廳ハ風俗ヲ亂ス行爲アル場合ニ於テハ宿屋營業ヲ禁止若クハ停止スルコトヲ得トノ規定アリト假定シ、若シ宿屋營業者ニシテ風俗ヲ亂ス行爲アル場合ニ於テ、警察官廳カ其營業人ノ營業ヲ停止スルカ如キ是ナリ、

一三 直接強制ヲ用ヒ得ヘキ場合如何

直接強制ハ實力ヲ以テ個人ノ自由ヲ制限スル最後ノ強制手段ナルカ故ニ、之ヲ行フニハ左ニ掲ケタ

ル二者ノ中何レカニ該當シタル場合タルヲ要ス、
(一) 代執行又ハ執行罰ニ依リ其命スル所ノ行爲又ハ不行爲ヲ強制スルコト能ハスト認メタル場合 例
ヘハ歌舞音曲ヲ禁シ幾回之ニ強制ヲ加フルモ尙ホ禁令ヲ奉セス、最早直接ニ腕力ヲ以テ之ヲ強制
スルノ外他ニ手段ナキ場合ノ如キ是ナリ、

(二) 急迫ノ事情アル場合 即チ代執行又ハ執行罰ヲ以テ強制スルノ暇ナシト認メタル場合換言スレハ
一瞬時モ猶豫スヘカラサル状態ニアル場合ニシテ、例ヘハ鐵道線路ヲ通行スル者アリ、警察官之
ヲ目撃シテ其通行ヲ禁シタルモ尙ホ之ニ應セス、時恰モ後方ヨリ列車急進シ來リ危機間髪ヲ容レ
サルノ場合ニ至リシヲ以テ、警察官ハ己ムヲ得ス腕力ヲ以テ通行人ヲ強制シテ之ヲ線路外ニ引出
ス場合ノ如シ、

一四 代執行ト直接強制トノ差異ノ要點ヲ問フ

兩者ノ異ナル所ハ代執行ニ在リテハ常ニ被強制者ノ義務ニ屬スル行爲ヲ代リテ執行スルモノナレト
モ、直接強制ニ在リテハ單ニ被強制者カ違法ニ作爲シタル状態ヲ除去シ又ハ違法行爲ヲ抑制スルニ
止マルニアリ、從テ代執行ニ在リテハ義務者ヨリ其費用ヲ徴收スルモ、直接強制ノ場合ニハ費用ヲ
徴收スルコト能ハス、

一五 警察上ノ直接處分ノ意義及其種類ヲ説明セヨ

(甲) 意義 警察上ノ直接處分トハ警察官廳カ危害防止ノ必要上其職權トシテ直接ニ實力ヲ用フル處分
ヲ云フ、警察官廳ハ強制手段トシテ代執行、執行罰及直接強制ヲ用フルコトヲ得ヘシト雖モ、元
來警察權ノ活動ハ特ニ敏活ヲ要スルモノアリテ單ニ以上ノ強制手段ノミニテハ未タ充分ナラサル
ヲ以テ、行政執行法ハ其第一條乃至第四條ニ於テ直接處分ニ關シ數種ノ規定ヲ設ク、

(乙) 種類 行政執行法ニ規定セル直接處分ノ種類ヲ擧クレハ左ノ如シ、

(一) 身體ノ檢束 警察官廳ハ泥酔者、瘋癲者、自殺ヲ企ツル者其他救護ヲ要スト認ムル者、暴行、鬪爭
其他公安ヲ害スルノ虞アル者ニ對シ、其危害ヲ豫防スル爲メ翌日日没ニ至ル迄ノ間身體ノ自由
ヲ檢束スルコトヲ得、

(二) 物件ノ假領置 泥酔者、瘋癲者、自殺ヲ企ツル者其他救護ヲ要シ又ハ公安ヲ害スルノ虞アル者ニ
シテ、武器、兇器其他危險ノ虞アル物件ヲ所持スルトキハ三十日未滿ノ期間内其物件ヲ假領置
スルコトヲ得、

(三) 住所ノ進入 生命、身體又ハ財産ニ對シ危害切迫セリト認ムルトキ又ハ博奕若クハ密賣淫ノ現
行犯アリト認ムルトキハ、現居住者ノ意思ニ反シ且日出前日没後ト雖モ住所ニ立入り得ヘキ權

限ヲ有ス、

(四) 風俗取締ニ關スル制限 警察官廳ハ密賣淫ノ罪ヲ犯シタル者ノ健康ヲ診斷シ、傳染性疾患ニ罹リ必要アリト認ムルトキハ病院ニ入ラシメ、治療ニ至ルマテ指定シタル場所ニ居住セシメ其外出ヲ禁スル等身體並ニ居住ノ自由ヲ制限スルコトヲ得、

(五) 土地、物件ノ使用、處分及其使用ノ制限 警察官廳ハ危害豫防若クハ衛生ノ爲メ必要ト認ムルトキハ、土地、物件ヲ使用、處分シ又ハ其使用ヲ制限スル權限ヲ有ス、然レトモ斯ル處分ハ常ニ行ヒ得ルモノニ非スシテ天災事變ニ際スルカ又ハ勅令ヲ以テ定メタル場合ニ限ルモノトス、

一六 警察上ノ強制手段タル直接強制ト直接處分トノ區別ヲ問フ

直接強制ハ法令又ハ處分ニ依リ命シタル義務ヲ強制スル手段トシテ實力ヲ加フルモノナレトモ、直接處分ハ一個人ニ行爲不行爲ノ義務アルニ非ス、唯警察官廳カ危害防止ノ必要上其職權トシテ直接ニ實力ヲ用フルモノナリ、例ヘハ通行禁止ヲ爲シタル危險ノ場所ヲ強テ通行セントスル者アル場合ニ、之カ取締ニ從事スル警察官カ已ムヲ得ス腕力ヲ以テ其通行ヲ制止スルカ如キハ直接強制ニシテ

火災ノ際警察官カ消防ノ必要上未タ延焼セサル家屋ヲ取毀ツカ如キハ直接處分ノ例ナリ、

一七 警察官カ現住者ノ意ニ反シテ其邸宅ニ侵入スルコトヲ得ル場合ヲ擧ケヨ

家宅ハ所謂人ノ城壁ニシテ吾人ノ據テ以テ安心立命ノ所タリ、故ナク侵入スルコトヲ得サルハ勿論ナリ、是レ憲法第二十五條ノ保障スル所ナリ、然レトモ公益ノ爲メ必要已ムヲ得サル場合ニハ個人ノ權利ヲ侵シ其自由ヲ制限セサル可カラズ、乃チ行政執行法ノ規定ニ依リ左ノ場合ニ在リテハ晝間タルト夜間タルトナ間ハス現住者ノ意ニ反シテ其邸宅ニ侵入スルコトヲ得ルモノトス、

(一) 生命、身體又ハ財産ニ對シ危害切迫セリト認ムルトキ 危害切迫セリト認ムルトキトハ如何ナル場合ヲ指スカハ各場合ニ付キ之ヲ決スルノ外ナキモ、人カ屋内ヨリ大聲ヲ發シテ救助ヲ求ムルカ如キ又ハ火災ノ際ノ如キハ其例ナリ、

(二) 博奕又ハ密賣淫ノ現行犯アリト認ムルトキ、

一八 警察官廳ハ如何ナル場合ニ所有權ヲ制限スルコト

ヲ得ルヤ

警察官廳ハ危害豫防若クハ衛生ノ爲メ必要ト認ムルトキハ土地、物件ヲ使用、處分シ又ハ其使用ヲ制限スルコトヲ得、然レトモ斯ル處分ハ常ニ行ヒ得ルモノニ非スシテ、行政執行法第四條ハ左ノ場合ニ於テノミ之ヲ許ス旨ヲ規定セリ、

甲) 天災又ハ事變ノ場合 天災事變トハ火災、震災又ハ洪水等ノ如キ場合ヲ云フ、

乙) 勅令ノ規定アル場合 勅令ノ規定トハ行政執行法施行令第二條ノ規定ノ如キヲ云フ、參考ノ爲メ同條ノ規定ヲ擧ケレハ左ノ如シ、

- (一) 生命、身體若クハ財産ニ對シ危害切迫セリト認メ又ハ水陸ノ交通ニ危害ヲ及ホス虞アリト認メタルトキ 此場合ハ急速ノ場合ナルヲ以テ土地物件ニ關シ何等制限ナシ、
- (二) 法令ノ規定ニ違背シ因テ危害ヲ生シ又ハ健康ヲ害スルノ虞アリト認メタルトキ 此場合ハ必シモ緊急ノ場合ナリト云フヲ得サルヲ以テ、其土地物件ハ次ニ掲クルモノニ關スルニ止マルモノトス、

- (イ) 崩壞又ハ人ヲ陥落セシムルノ虞アル場所、 (ロ) 家屋其他ノ工作物、
- (ハ) 船中其他交通ノ用ニ供スル器具又ハ装置、 (ニ) 汽關、汽機及其附屬裝置、

(ホ) 前各項ニ掲ケタルモノ、外主務大臣ノ定メタル土地、物件、
以上(一)、(二)ノ場合ニ於テハ當該官廳ハ行政執行法第四條ニ依リ必要ナル措置ヲ爲スコトヲ得、

一九 出版物ノ内容ニ關スル制限事項ヲ列舉セヨ

我現行法ニ於テハ出版自由主義ヲ採用シ、何人ト雖モ文書圖畫ノ出版ニ付テハ自由ナルヲ原則トスレトモ、其自由ハ固ヨリ無制限ノモノニアラスシテ法律ノ制限内ニ於ケル自由ナラサル可ラス、乃チ左ニ列記シタル事項ニ關スル文書圖畫ハ之ヲ出版スルコトヲ得ス、

- (一) 犯罪ヲ曲庇シ又ハ刑事ニ觸レタル者若クハ刑事裁判中ノ者ヲ救護シ若クハ賞恤スル等ノ事項、
- (二) 公判ニ付セサル以前ニ於ケル重罪輕罪ノ豫審ニ關スル事項又ハ傍聽ヲ禁シタル訴訟事項、
- (三) 外交軍事其他官廳ノ機密ニ關シ公ニセサル官ノ文書及官廳ノ議事(當該官廳ノ許可ヲ得タルモノヲ除ク) 其他法律ニ依リ傍聽ヲ禁シタル公會ノ議事、
- (四) 軍事ノ機密ニ關スル事項(當該官廳ノ許可ヲ得タルモノヲ除ク)、
- (五) 安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スル事項、
- (六) 政體ヲ變壞シ國憲ヲ紊亂セントスル事項、

二〇 豫約出版トハ何ソヤ

豫約出版トハ代金ノ全部又ハ一部ヲ前收シ文書圖畫ノ頒布ヲ豫約スル出版ヲ云フ、豫約出版ハ代金ノ前收ヲ必要トス、故ニ代金ノ前收ナクシテ文書圖畫ノ頒布ヲ豫約シ、頒布後代金ヲ受取ルカ如キハ茲ニ所謂豫約出版ニ非サルナリ、

二一 豫約出版ノ取締ヲ嚴密ニスル理由如何

豫約出版ニ關シ普通出版以上ニ嚴密ナル取締ヲ要スルハ、未成品ニ對スル將來ノ頒布ヲ公衆ニ約スルモ果シテ豫約ノ履行ヲ完ウスルコトヲ得ルヤ、相手方タル被豫約者ノ豫期ニ反スル行動ヲ敢テスルコトナキヤ、名ヲ豫約出版ニ藉リテ公衆ヲ害スル企圖ヲ爲スニ非サルナキヤ等ノ諸點ニ付特ニ監督ヲ爲スヘキ理由アルニ因ル、故ニ豫約出版者ヲシテ豫約手續ニ着手スル日ヨリ十日以前ニ法律所定ノ事項ヲ記載シタル届書ヲ管轄地方官廳ヲ經テ内務大臣ニ提出セシメ、且一定ノ保證金ヲ納付スル義務ヲ負ハシム、

二三 新聞ノ意義及其發行手續ヲ述ヘヨ

欠

タルト屋上タルトナ間ハサルナリ、之ニ反シテ外部ニ現ハレ居ルモノナルトキハ遺失物ナリ、
(二)埋藏物ハ所有者ノ明ナラサルモノナリ 假令地中ニ埋没セラレ或ハ他ノ物ノ中ニ包藏セラレタル
モノナルモ其所有者ニシテ判然スルトキハ埋藏物ト云フ能ハス、

三五 銃砲火薬取締法ノ適用ヲ受クヘキ物件ヲ擧ケヨ

- (一)銃砲 銃砲ニハ軍用銃砲ト非軍用銃砲ノ二種アリ、軍用銃砲トハ陸軍大臣又ハ海軍大臣ニ於テ、
軍用銃砲トシテ指定シタル銃砲及千米突以上ノ距離ニ有效ニ彈着スヘキ装置ヲ有シ、陸軍又ハ海
軍ノ用ニ供シ得ヘキ銃砲ヲ云ヒ、非軍用銃砲トハ其他ノ銃砲ヲ云フ、
- (二)火薬、
- (三)爆薬、
- (四)火工品、
- (五)拳銃、短銃、仕込銃、仕込刀劍其他變裝シタル武器、

三六 風俗警察ノ意義ヲ説明セヨ

風俗警察トハ、國民一般ノ品性ヲ維持センカ爲メ、社會ニ於ケル善良ナル風俗習慣ヲ擾亂スル行爲

欠

防過スル行政作用ヲ云フ、善良ナル風俗習慣トハ如何ナルモノヲ指スカニ付テハ、豫メ一定スルコトヲ得サルモ、要スルニ國家ハ社會ノ狀態ニ鑑ミ之カ取締ヲ爲スヘキモノニシテ醜猥、淫逸、遊惰等凡ソ國民ノ品性ヲ損傷、墮落セシメ善良ノ風俗習慣ヲ壞亂頹廢セシムル不徳非倫ノ行爲ヲ防過制止スルハ則チ風俗警察ノ目的トスル所ナリ、

三七 何故ニ公娼ヲ許スヤ

娼妓ハ賣淫ヲ目的トスルモノニシテ、其行爲タルヤ不徳非倫、善良ノ風俗ニ背反スルモノナレハ斷然之ヲ禁止スルヲ以テ正當トスルモ、國家力之ヲ禁止セサルハ全ク止ムヲ得サルニ出ルモノナリ、何トナレハ絶對ニ禁止センカ表面甚タ美ナルカ如シト雖モ、之カ爲メ密賣淫續出シ黴毒其他ノ傳染病蔓延シ、其病毒ハ國民ノ健康ヲ損ヒ人口ノ繁殖ヲ妨ケ、風俗ハ日々ニ廢頹シ延イテ國力ノ發展ヲ害フニ至ルヤモ知ル可ラス、故ニ嚴密ナル法規ノ下ニ彼等ノ自由ヲ制限シ、一定ノ範圍内ニ於テ之ヲ許スノ却テ優レルニ如カサルヲ以テナリ、

三八 娼妓營業ニ關スル制限ヲ述ヘヨ

(一)娼妓ハ一定ノ地域内ニ居住セサル可ラス、

(二)官廳ノ許可シタル貸座敷内ニアラサレハ營業ヲ爲スコトヲ得ス、

(三)法令ノ規定若クハ官廳ノ命令ニ依ルカ、又ハ警察署ニ出頭スルカ爲メ外出スル場合ノ外、警察官署ノ許可ナクシテ外出スルコトヲ得ス、

(四)廳府縣令ノ規定ニ依リ健康診斷ヲ受ケサル可ラス、

(五)疾病ニ罹リ稼業ニ堪ヘサル者、又ハ傳染性疾患アリト診斷セラレタルトキハ、治癒ノ上健康診斷ヲ受クルニアラサレハ、稼業ニ就クコトヲ得ス、

三九 形像取締規則トハ何ソヤ

近時美術ノ發達ニ伴ヒ、公園其他公衆ノ出入往來頻繁ナル場所ニ、鑄像、塑像等續々建設セラレルニ至レリ、人ノ形像ヲ建設シテ遺動ヲ表彰シ之ヲ永遠ニ傳フルハ極メテ美譽ナリト雖モ、其人ト爲リノ如何ニ依リテハ世道人心ニ關係チ及ホスコト少ナカラサルノミナラス、之カ爲メニ交通ヲ妨害シ或ハ風致ヲ損シ甚シキニ至テハ公安ヲ害シ風俗ヲ壞亂スルモノナキヲ保セス、故ニ之カ建設、改造、移轉、除却等ニ關シ相當ノ取締ナカラサル可ラス、形像取締規則ハ乃チ此目的ノ爲メニ發セラレタルモノナリ、

四〇 射倅行為トハ何ソヤ及之カ取締ノ必要如何

射倅行為トハ不確定ナル條件ノ成否ニ依リ一方カ他方ニ對シテ一定ノ給付ヲ爲スコトヲ約スルヲ云フ、即チ富籤類似其他射倅ノ行為ヲ以テ世人ノ僥倖心ヲ誘導シテ不當ノ利益ヲ得ントスルモノナリ、現今世上ニ行ハル、無盡或ハ商店ノ福引、新聞雜誌ノ懸賞等其表面ニハ確實ヲ裝ヒ、裏面ニ於テ不正ノ行為ヲ逞フスルモノ少ナカラス、而シテ社會ノ風潮ハ民心ヲ輕佻浮薄ニ導キ、動モスレハ勞セスシテ一攫千金ヲ夢ミ、或ハ賭博或ハ射倅行為ニ耽リテ其正業ヲ怠リ、終ニ家産ヲ蕩盡スルノ悲境ニ陥ル者往々ニシテ然リ、故ニ射倅行為ニシテ荷クモ公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルモノハ、警察上嚴ニ之ヲ禁止シ又ハ制限スルノ必要アリ、乃チ懸賞又ハ富籤類似其他射倅行為ノ取締ニ關シ、明治四十二年八月内務省令第二十號ノ規定アル所以ナリ、

四一 廣告物取締法定ノ理由如何

近時商業ノ發達ニ伴ヒ廣告術モ亦進歩セリト雖モ、一般商人ハ動モスレハ營利ノ觀念ニノミ驅ラレ、自家商品ノ廣告ニ熱シテ他ヲ顧ミサルノ狀態ナリ、爲メニ山媚水明ノ地ニ如何ハシキ廣告ヲ掲ケテ其自然ノ風致ヲ損フアリ、或ハ厭ハシキ廣告看板ヲ以テ市街ノ美觀ヲ損シ甚シキニ至テハ朽腐壞敗

人畜ニ危害ヲ及ホスヘキモノアリ、之カ取締ヲ嚴密ニスルニ非ラスンハ其弊害ノ波及スル所測リ知ル可ラス、是レ明治四十四年四月法律第七十號ヲ以テ廣告物取締法ヲ制定スルニ至レル所以ナリ、

四二 劇場、寄席、觀物場、及遊技場ノ意義ヲ述ヘヨ

- (一) 劇場 劇場トハ演藝ヲ公衆ノ觀覽ニ供スル公開ノ場所ヲ云フ、例ヘハ能狂言、芝居等ヲ爲ス建物ノ如キ是ナリ、
- (二) 寄席 寄席トハ講談、落語、淨瑠璃、唄、音曲其他ノ演藝ヲ公衆ニ聽聞セシムル公開ノ場所ヲ云フ、
- (三) 觀物場 觀物場トハ角觥、擊劍、輕業、手品、足藝、力持、曲馬、犬藝、猿藝、獨樂廻、人形、大神樂、倭獅子、「パノラマ」、活動寫眞其他諸種ノ技藝ヲ公衆ノ觀覽ニ供スル公開ノ場所ヲ云フ、
- (四) 遊技場 遊技場トハ公衆ヲシテ大弓、揚弓、室内射的、球突、吹矢、釣堀ノ如キ遊技ヲ爲サシムル公開ノ場所ヲ云フ、

四三 劇場取締ニ關シ主要ナル禁止事項ヲ舉示セヨ

劇場ニ關スル警察上ノ取締ハ或ハ保安ニ關シ或ハ衛生ニ關シ其他種々ノ制限アリト雖モ、風俗ニ關スル取締ヲ以テ主要ナルモノトス、而シテ風俗取締上重ナル禁止事項ヲ擧グレハ左ノ如シ、

- (一) 勸善懲惡ノ主旨ニ背戾スル事、
- (二) 臺詞所作等ニシテ猥褻又ハ慘酷ニ渉ル事、
- (三) 政談ニ紛シキ事、
- (四) 臺詞所作等ニ於テ公安又ハ風俗ヲ害スル虞アル事、
- (五) 觀客ニシテ樂屋ニ出入シ舞臺ニ上リ又ハ演伎中濫リニ花道ヲ徘徊スル事、
- (六) 觀客ニシテ袒裼、裸體、頰冠リ其他之レニ類スル不體裁ノ所爲ヲ爲ス事、

四四

貸席業、貸座敷業、料理屋業、飲食店業ノ意義ヲ述ヘヨ

- (一) 貸席業 貸席業トハ報酬ヲ受ケテ客室又ハ集會場ヲ貸與スル營業ヲ云フ、例ヘハ待合茶屋、遊船宿等ノ如シ、
- (二) 貸座敷業 貸座敷業トハ娼妓ヲ寄寓セシメ座敷ヲ供シテ之カ稼業ヲ爲サシムル營業ヲ云フ、
- (三) 料理屋業 料理屋業トハ一定ノ客室ヲ設ケ飲食物ヲ來客ニ供給シ之ヲ販賣スル營業ヲ云フ、
- (四) 飲食店業 飲食店業トハ店舗ニ於テ來客ニ飲食物ヲ供シ之ヲ販賣スル營業ヲ云フ、

四五

未成年者ハ何故ニ喫烟ヲ禁止スルヤ

未成年者ハ漸チ追フテ智能發達スルモノナレハ、之カ發達ヲ妨クルカ如キ事實ハ國家ノ權力ヲ以テ之ヲ排除シ其保護發達ヲ計ラサル可ラス、喫烟ハ人ノ頭腦ヲ刺撃シ智力ヲ減殺ス、未成年者ニシテ一旦喫烟ノ弊ニ陥ルトキハ、禁セントスルモ禁スル能ハス不知不識ノ間途ニ生涯ノ健康ヲ害スルニ至ルヲ以テ、衛生上之ヲ忽諸ニ付ス可カラサルハ勿論、國民ノ品性ヲ害ヒ風俗ヲ紊ルノ虞アルヲ以テ之ヲ禁止シタルモノナリ、

四六

衛生警察ノ意義ヲ説明セヨ

衛生警察トハ、國民ノ健康状態ニ對スル障害ヲ豫防シ、又ノ排除スル爲メ消極的ニ個人ノ自由ヲ制限スル行政ノ作用ヲ云フ、例ヘハ傳染病流行ニ際シ其豫防ノ爲メニ一私人ニ對シテ清潔法ヲ命ジ、傳染病既ニ發生スルニ至リテハ患者ニ對シテ交通遮斷ノ處分ヲ爲スカリク、又腐敗シタル飲食物ノ販賣ヲ禁シ若クハ之ヲ沒收スルカ如キ是ナリ、

四七

個人衛生及公衆衛生ノ意義ヲ述ヘヨ

(一) 個人衛生 個人衛生トハ一個人カ其力ノ及フ範圍内ニ於テ其健康ヲ保全スル爲メ之ニ對スル障害ヲ除去スル行爲ヲ云フ、例ヘハ感冒ヲ避クルカ爲メニ衣服ヲ重キ、胃ノ健康ヲ保タンカ爲メニ常ニ飲食物ニ注意シ或ハ適度ノ運動ヲ努ムルカ如シ、

(二) 公衆衛生 公衆衛生トハ一個人カ其力ノ及ハサル範圍内ニ於テ公共ノ健康ヲ保全スルカ爲メ之ニ對スル障害ヲ除去スル行爲ヲ云フ、例ヘハ水道ヲ布設シテ人民一般ニ清良ノ飲料水ヲ供給シ、或ハ下水道ヲ設ケテ汚水ノ排泄ヲ計ルカ如シ、

四八 傳染病豫防法トハ何ソヤ

凡ソ傳染病ニハ、病毒傳播ノ勢力猛烈ナルモノアリ然ラサルモノアリ、急劇ナルモノアリ急劇ナラサルモノアリ、其病毒ノ猛烈ニシテ感染ノ迅速急劇ナルモノニ對シテハ、最モ嚴重ナル法則ヲ制定シテ之カ豫防救治ヲ爲サ、ル可ラス、傳染病豫防法ハ此目的ノ爲メニ制定セラレタルモノナリ、而シテ該法中ニ定ムル傳染病ノ種類ハ、虎列刺、赤痢、腸窒扶斯、痘瘡、發疹窒扶斯、猩紅熱、實布埭利亞、「バスト」ノ八種トシ、若シ此八種ノ外ニ豫防法ノ施行ヲ必要トスル傳染病アルトキハ、主務大臣ニ於テ特ニ之ヲ指定スルコトヲ得、尙ホ該法中ニ規定スル重ナル事項ハ、此等ノ傳染病發生ニ際シ其届出、隔離、交通遮斷、清潔方法、消毒方法、檢疫等ニ關スルモノトス、

四九 傳染病死者ノ死體ハ如何ニ處置スヘキヤ

傳染病者ノ死體ハ病毒ノ根源ナリ、故ニ病毒ノ傳播ヲ防カントセハ、勢ヒ嚴重ナル取扱ヲナサ、ル可カラス、之ヲ以テ傳染病者ノ死體ハ火葬ニ附スルヲ以テ原則トシ埋葬ヲ例外トス、若シ埋葬セントストキハ、當該吏員ニ於テ充分ト認メタル消毒方法ヲ行ヒタル後所轄警察官署ノ許可ヲ得サル可ラス、又普通死體ハ二十四時間ヲ經過スルニアラサレハ埋火葬スルヲ許サ、ルモ、傳染病死體ハ瞬時モ早ク措置スルノ必要アルヲ以テ、醫師ノ檢案ニ依リ當該吏員ノ認可ヲ經テ、二十四時間内ニ埋火葬ニ附スルコトヲ得ルモノトス、

五〇 傳染病豫防法ニ所謂交通遮斷トハ何ソヤ

交通遮斷トハ傳染病豫防ノ爲メ地方長官ニ於テ必要ト認メタルトキ一定ノ日時間傳染病患者アリタル家及其近隣ノ家、其市街、村落ノ全部又ハ一部ヲ限リ人ノ交通ヲ禁止スル行政處分ヲ云フ、而シテ其交通遮斷ノ期間ハ消毒方法施行ヲ終リタル時ヨリ起算シテ、虎列刺、赤痢ハ滿五日間、發疹窒扶斯ハ滿七日間、「バスト」ハ滿十日間トス、

五一 海港檢疫法トハ何ソヤ

傳染病ハ内地ニ於テ發生スルモノト外國ヨリ輸入スルモノトアリ、内地ニ於テハ官民一致豫防撲滅ニ力ムト雖モ、海外ヨリ輸入シ來ルトキハ如何トモス可カラス、之ヲ以テ海外ヨリ來ル船舶ニ對シテ檢疫ヲ爲シ、以テ病毒ノ傳播ヲ防止スルノ必要アリ、此ノ檢疫ニ關スル規定ヲ海港檢疫法ト云フ、

五二 獸疫豫防法ノ適用ヲ受ク可キ獸類並ニ獸疫ノ種類ヲ

舉ケヨ

- (一) 獸類 (イ)牛 (ロ)馬 (ハ)羊 (ニ)豚 (ホ)犬、
- (二) 獸疫 (イ)牛疫 (ロ)炭疽 (ハ)氣腫疽 (ニ)鼻疽及皮疽 (ホ)傳染性胸膜肺炎 (ヘ)流行性驚口瘡 (ト)羊痘 (チ)豚虎列刺 (リ)豚羅斯疫 (ヌ)狂犬病、

五三 癩患者ニシテ療養ノ途且救護者ナキ者ニ對シテハ警察官署ハ如何ナル取扱ヲ爲ス可キヤ

- (一) 一時患者ヲ救護スルカ又ハ市町村長チシテ一時之ヲ救護セシムルコト、
- (二) 前項ノ旨チ患者ノ家族又ハ扶養義務者ニ通知スルコト、
- (三) 本籍、住所、氏名及病院並扶養義務者ノ住所、氏名等ヲ具備シ地方長官ニ報告スルコト、
- (四) 必要ト認ムル場合ニハ同伴者又ハ同居者ニ對シテモ一時相當ノ救護ヲ爲シ又ハ市町村長チシテ之レチ爲サシムルコト、

五四 飲食物其他衛生上危險ノ物品ニ對シテハ行政官廳ハ

如何ナル處置ヲ爲スヘキヤ

飲食物ハ各人ノ健康保持上最重要ノ關係ヲ有ス、故ニ不良有害ノモノニシテ、廣ク販賣セラレ、トキハ、公衆ニ害毒ヲ及ボスコト多大ナリ、以是衛生上危害ヲ生スル虞アルモノハ、當該行政廳ニ於テ物品所有者若クハ所持者チシテ廢棄セシメ又ハ之ヲ廢棄シ、其他必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得ルノミナラス製造、採取、販賣、授與又ハ使用ヲ禁止シ若クハ營業ヲ禁止又ハ停止スルコトヲ得ルモノトス、而シテ其適用ヲ受ク可キ物品ハ(イ)販賣ノ用ニ供スル飲食物、(ロ)販賣ノ用ニ供シ又ハ營業上使用スル飲食物、割烹具其他ノ物品トス、

五五 墓地及埋葬取締規則ノ要點ヲ説明セヨ

墓地及埋葬ニ關スル警察取締ノ要點ハ、公衆衛生上死屍ノ腐敗ヨリ生スル病毒傳播ノ危害ヲ豫防シ、其他假死者誤葬等ノ危険ヲ防キ且ツ埋葬ニ依リテ罪跡ノ湮滅ヲ圖ルモノヲ防遏スルニアリ、今規定ノ要點ヲ舉ケレハ左ノ如シ、

- (一) 衛生上ニ關スル要點 (イ) 墓地及火葬場ハ管轄縣ヨリ許可シタル區域ニ限ル、(ロ) 墓地ノ新設ハ國道、縣道、河川ニ沿ハス人家ヲ隔ツルコト六十間以上ニシテ土地高燥飲用水ニ障ナキ地ヲ選ハサル可ラス、(ハ) 火葬場ハ人家及人民輻輳ノ地ヲ距ル凡ソ百二十間以上ニシテ、風上ニ位セサル地ヲ選ヒ、火爐烟筒ヲ備ヘ臭煙ヲ防クノ裝置ヲ爲サ、ル可ラス、(ニ) 火葬ハ成ル可ク日没後之ヲ行フコト、(ホ) 墳穴ノ深サハ通常六尺以上タルコト、
- (二) 犯罪ノ防制ニ關スル要點 死屍ヲ埋葬又ハ火葬セントスル者ハ主治醫ノ死亡届出書、又醫師ノ治療ヲ受クルノ暇ナクシテ死亡シタルモノハ、醫師ノ檢案書ヲ差出シ、區長若クハ戸長ノ認可證又ハ證明書ヲ得タル後ニアラサレハ、埋葬又ハ火葬ヲ爲スコトヲ得ス、
- (三) 人命ノ保護ニ關スル要點 傳染病死體ヲ除ク他ノ死體ハ、死後二十四時間ヲ經過スルニ非サレハ埋葬又ハ火葬スルコトヲ得ス、

五六 藥劑師、藥種商及製藥者ノ意義ヲ述ヘヨ

- (一) 藥劑師 藥劑師トハ藥局ヲ開設シテ、醫師ノ處方箋ニ依リ藥品ヲ調合スル者ヲ云フ、
 - (二) 藥種商 藥種商トハ藥品ノ販賣ヲ業トスル者ヲ云フ、
 - (三) 製藥者 製藥者トハ藥品ヲ製造シ、自製ノ藥品ヲ販賣スルヲ業トスル者ヲ云フ、
- 藥劑師ハ一定ノ資格アル者ニ非サレハ其業務ニ從事スルコトヲ得サルモ、藥種商、製藥者ハ試驗ヲ要セス、地方廳ノ免許鑑札ヲ受クレハ其業務ヲ行フコトヲ得、又藥劑師ハ藥種商及製藥者ノ業務ヲ兼營スルコトヲ得ルモノトス、

五七 賣藥取締規則トハ何ソヤ

賣藥トハ人ノ需用ヲ待タズ豫メ藥品ヲ調劑シ効能書ヲ附シテ販賣スルモノヲ云フ、土地僻遠ノ地ニシテ醫師ヲ得ルコト難キカ、若クハ一時急劇ノ場合等ニ於テハ頗ル便宜ヲ感スルコトアリト雖トモ、一利一害ハ免レサル所ニシテ、之カ爲メ醫療ヲ等閑ニ付シ途ニ大患ニ陷ルカ如キ、又直接人體ニ危害ヲ與フルカ如キ種々ノ弊害ナキヲ保セス、以是一定ノ制限ヲ加ヘ之カ取締ヲ勵行スルノ必要アリ、賣藥規則ハ此必要上ヨリ制定セラレタルモノナリ、

五八 營業警察ノ意義ヲ述ヘヨ

營業トハ個人カ營利ノ目的ヲ以テ獨立ノ常業トシテ爲ス所ノ物品ノ製造販賣若クハ勞力ノ供給ヲ云フ、元來營業ハ自由ナル原則トシ敢テ法ノ干渉スヘキ所ニアラス、然レトモ全然之ヲ個人ノ自由ニ放任センカ、營業ノ性質上或ハ安寧秩序ヲ害シ或ハ善良ノ風俗ヲ紊ルノ虞アリテ、國家ハ公安保持ノ目的ヲ達スルコト能ハサルカ故ニ、警察官廳ハ此種ノ營業ニ關シテ種々ノ制限ヲ加フルナリ、要スルニ營業ハ自由ナル原則トシ、唯々警察取締ノ必要上制限セラレ、モノトス、而シテ營業ハ之ヲ大別シテ左ノ三種ト爲スコトヲ得、

- (一) 禁止ノ營業 禁止ノ營業トハ、國家ノ安寧ヲ保持スルノ必要ヨリ、私人ニ禁止スル所ノモノナリ、例ヘハ貨幣ノ鑄造、猥褻ノ圖畫ノ發行販賣ヲ禁スルカ如キ是ナリ、
- (二) 許可ヲ與フル營業 許可ヲ與フル營業トハ、公ノ秩序若クハ衛生上等ニ關スル營業ナリ、例ヘハ古物商ノ如キ、或ハ銃砲火藥商ノ如キ、若クハ水製造業ノ如キ是ナリ、
- (三) 自由ノ營業 自由ノ營業トハ、何人ト雖モ爲シ得ル營業ヲ云フ、例ヘハ米穀商、薪炭商ノ如シ、以上三種ノ營業中警察ノ取締ノ下ニ屬スル營業ハ、概シテ第二ニ掲クルモノ、即チ一般ニ禁止シテ特定ノ條件ヲ具ヘ始メテ許可スル所ノ營業ナリ、

五九 古物商ノ意義ヲ述ヘヨ

古物商ハ許可ヲ與フル營業ノ一種ニシテ、一般ニ之ヲ禁止シ特ニ願出ニ依リテ許可スルモノナリ、而シテ古物商ハ主トシテ一度使用シタル物品、若ハ其物品ニ幾分ノ手入ヲ爲シタルモノヲ賣買交換スルヲ以テ營業ト爲ス者ナリ、

六〇 古物商ニ對スル警察官ノ主要ナル權限ヲ擧ケヨ

- (一) 傳染病毒ニ汚染シタル物品ト認ムルトキハ、直ニ消毒ヲ施行セシム、若シ命ニ從ハサルトキハ官ニ沒收スルモノトス、
- (二) 贓物ノ特ニ識別シ得キ物品ニ限リ、品觸ヲ發スルコトヲ得、
- (三) 犯罪ノ嫌疑アル物品、若クハ遺失物又ハ傳染病汚染ノ物品アリト認ムルトキハ、何時タリトモ物品及帳簿ノ検査ヲ爲シ、時宜ニ依リ之ヲ差押ヘ又ハ帳簿ヲ差出サシムルコトヲ得、
- (四) 古物商ノ買受ケ又ハ交換シタル物品ニシテ、遺失物又ハ贓品ニ係ルトキハ、營業者ヨリシタルト否トチ問ハス、之ヲ徵收シ被害者ニ還付スルコトヲ得、

古物商及質屋ニ對シテハ營業上家屬雇人ノ所爲ト雖
モ營業者ノ責任ト爲ス理由如何

自己ノ行爲ニ對シテ責任ヲ負フコトハ當然ナレトモ、古物商及質屋ニ對シ自己以外ノ者ノ所爲ト雖モ其責任ヲ負ハシムルハ、一見酷ニ失スルカ如キ觀アルモ決シテ然ラス、何トナレハ若シ此規定ヲ設ケサルトキハ、營業者ハ自己ノ行爲ト雖モ尙且家屬又ハ雇人ノ行爲トナシ、自己ノ責任ヲ免レ巧ミニ法網ヲ脱スルニ至リ、取締ノ目的ヲ達スル能ハサレハナリ、

六二 案内業者取締規則制定ノ理由如何

近時國運ノ發展ニ伴ヒ、外國人ノ來遊スルモノ愈増加スルニ當リ、外國人カ本邦ノ地理人情等ニ通曉セサルチ奇貨トシ、不正行爲ヲ逞クスルノ通譯案内者等續出スルチ以テ之カ取締ヲ嚴密ニスルノ必要アリ、加之案内者ニシテ適當ノ人物ヲ得サルコトアランカ、遠來ノ外人チシテ我制度文物ノ眞想ヲ誤解セシメ、延イテハ國家ノ威嚴ト信用ヲ阻害スルニ至ルチ以テ、之カ取締規則ヲ制定シテ案内業者ノ資格並ニ營業ニ關シテ制限ヲ加ヘラレタルモノナリ、

六三 交通警察ノ意義ヲ説明セヨ

交通警察トハ運輸、通信並ニ通行ニ關スル公共ノ危害ヲ豫防排除スルカ爲メ個人ノ自由ヲ制限スル行政行爲ヲ云フ、元來交通ハ人類ノ共同生活上缺クヘカラサルモノナルチ以テ、其性質ヨリ云ヘハ各人ノ自由ナルチ原則トスルモ社會ノ進歩ニ伴ヒ交通機關ノ完備スルト共ニ人類ノ往來交通モ倍々頻繁トナリ、從テ之ニ及ホス危害モ亦昔日ノ比ニアラサルナリ、交通警察ハ斯ル危害チ及ホス可キ行爲ヲ防壓スルチ以テ其目的トスルモノニシテ、各種警察中一般公衆ニ對シ、最モ直接ノ關係チ有スルモノナリ、

六四 道路取締規則ニ於テ制限セラルヘキ主要ナル事項ヲ

舉示セヨ

- (一) 道路使用ニ關スル制限 道路ハ公衆一般ノ通行ニ供セラレ、モノナルカ故ニ、漫リニ之レカ使用ヲ許サ、ルモノトス、
- (二) 道路保存ニ關スル制限 道路ハ人畜貨物ノ運輸ヲ辨スルモノナレハ、漸チ追フテ毀損積廢ス、故ニ之カ保存ニ注意シ、崩壞陷落等ノ虞アル事項ハ、其人爲ニ出ツルト、否ラサルトチ問ハス、之

- ヲ制限セサル可カラズ、
- (三) 危険豫防ニ關スル制限 道路ハ公衆ノ來往スルモノナレハ、危険ノ虞アルトキハ、相當ノ豫防ヲナサシメサル可カラズ、
- (四) 風俗、衛生ニ關スル制限 道路ハ一般公衆ノ通行スル所ナレハ、道路上ニ於テ風俗ヲ害スル行爲若クハ衛生ヲ害スヘキ行爲ヲ爲サシム可カラズ、
- (五) 風致ニ關スル制限 一般風致ヲ害スルノ行爲ヲ防止セサル可カラズ、
- (六) 交通妨害ニ關スル制限 交通ノ妨害ヲ除去スルハ、道路取締ニ於ケル主タル眼目ナリ、故ニ交通ノ妨害ヲ來スヘキ事項ニ付テハ其取締ヲ嚴ニセサル可ラス、

六五 宗教警察ノ意義ヲ説明セヨ

宗教警察トハ宗教ノ信仰ヨリ生スル危害ヲ防制スル爲メ人ノ自由ヲ制限スル行政作用ヲ云フ、凡ソ安寧秩序ヲ妨ケサル範圍内ニ於テ、信教ノ自由ナルコトハ憲法ノ保障スル所ナリ、然レトモ往々名ヲ祈禱說教等ニ借リ愚蒙ノ徒ヲ迷信ヲ喚起セシメ、或ハ疾病者ニ對シテ、神水、神符ト稱シテ汚水又ハ紙片ヲ與ヘテ醫藥ヲ廢セシメ、或ハ宗教ノ範圍ヲ脱シテ政論ニ涉リ或ハ妄リニ寄附金ヲ爲サシムル等其弊風擧ケテ數フ可ラス、故ニ警察ハ常ニ此等ノ徒ニ對シテ嚴密ナル視察ヲ遂ケ、苟モ

社會ニ危害ヲ及ホスヘキ行爲ニ對シテハ之カ防止ニカメサル可ラス、

六六 即決處分ノ性質ヲ説明セヨ

刑事訴訟法ノ規定ニ依リ刑事々件ノ裁判ハ、裁判所之ヲ爲スチ原則トス、然レトモ拘留若クハ科料ノ刑ニ該ル犯罪チ一々裁判所ニ於テ裁判セシムルコトハ到底不可能ナルカ故ニ、此等ノ犯罪ニ對スル裁判ハ、一方ニ於テハ裁判所之レヲ爲スト共ニ、他方ニ於テハ警察署長及分署長又ハ其代理タル官吏ヲシテ其管轄地内ニ於テ犯シタル拘留科料ニ當ル罪ニ關シ、裁判ノ正式チ用井ス被告人ノ陳述ヲ聽キ證據ヲ取調ヘ直ニ其言渡ヲ爲サシム、之チ即決處分ト云フナリ、

六七 即決處分言渡書ニ記載スヘキ事項ヲ擧ケヨ

- (一) 被告人ノ氏名、年齢、身分、職業、住所、
- (二) 犯罪ノ場所及年月日、
- (三) 罪名、刑名、刑期、金額、
- (四) 正式裁判ヲ請求スルコトヲ得ヘキ期限、
- (五) 言渡ヲ爲シタル年月日、

(六)其言渡ヲ爲シタル警察署及警察官ノ氏名。

六八、正式裁判ノ請求トハ何ソヤ

即決處分ハ所謂變式ノ裁判ナルカ故ニ之ニ服從スルコトヲ欲セサル者ハ、更ニ區裁判所ニ正式ノ裁判ヲ請求スルコトヲ得、而シテ適法ノ期間内ニ正式裁判ノ申立アリタルトキハ、其被告事件ハ檢事ノ起訴ヲ待ツコトナク、當然區裁判所ニ繫屬スルモノニシテ、其效力ハ恰モ起訴ニ依リテ繫屬シタルト同一ナルモノトス、

六九、警察犯處罰令中ニ定メタル罰ハ刑罰ナルヤ行政罰ナルヤ

刑罰ト行政罰トチ區別スル標準ニ關スル學說種々アルモ其重ナルモノハ(一)刑罰ナルモノハ其科刑ヲ以テ最終ノ目的ト爲シ、之ニ反シ行政罰ハ或目的ヲ達スル手段トシテ科スルモノナリトノ説ト、(二)實害ヲ生シタル行爲又ハ實害ヲ生スヘキ危險アル行爲ニ對シ科スヘキ罰ヲ以テ刑罰ト爲シ、實害ヲ生スヘキ危險ノ發生スヘキ行爲ニ對シテ科スル罰ヲ行政罰ト爲ストノ説ナリ、孰レモ其標準ヲ行爲ノ實質ニ求メントスルモノニシテ適當ナラス、現行刑法ノ立法主義ハ刑罰ヲ科スルハ其犯罪者

ヲ感化改善若クハ淘汰シ又ハ一般ヲ警戒スルニ存シ、其最大目的ハ社會生存ノ幸福ヲ圖ルニアルカ故ニ、刑罰モ亦或目的ヲ達スル一ノ手段ニシテ行政罰ト區別ス可キ所ナシト云ハサル可ラス、

七〇、警察犯處罰令ト刑法トノ關係ヲ述ヘヨ

警察犯處罰令ノ罰モ刑罰ナリ、而テ刑法第八條ノ規定ニ因レハ「本法ノ總則ハ他ノ法令ニ於テ刑ヲ定メタルモノニ亦適用ス但其法令ニ特別ノ規定アルトキハ此限ニ在ラス」ト故ニ警察犯處罰令ニ關シテハ刑法總則ノ各章ノ規定ハ一トシテ適用ナキモノナシ、刑法第六十四條ニハ拘留又ハ科料ニ處ス可キ罪ノ教唆者及ヒ從犯ハ特別ノ規定アルニ非サレハ處罰セサル旨ヲ規定スルヲ以テ、警察犯處罰令ハ其第四條ニ於テ處罰令ノ違犯行爲ヲ教唆若クハ幫助シタル者ヲ處罰スル旨ヲ特ニ規定セリ、此規定ヨリ見ルモ警察犯處罰令カ刑法總則ノ適用ヲ受クルコトハ明カナリ、

七一、警察犯處罰令ノ違反行爲ハ犯意ナクシテ成立スルヤ否ヤ

警察犯處罰令ノ罰モ刑罰ニシテ、刑法總則ノ適用アルモノナレハ、警察犯處罰令中ニ特別ノ規定ナキ限リハ犯意ヲ要スルモノナリト斷定スルヲ至當トス、

七二 戸口調査ノ必要ナル所以ヲ述ヘヨ

國家ハ一定ノ領土ト人民トヲ以テ構成セラル、團體ニシテ、全國ノ人口ト土地ノ關係、人口ト衣食住ノ關係、人口ノ増減等ハ一國生産力ヲ知ルノ標準トナリ、政務ノ方針ヲ定ムル基礎トナルモノトス、殊ニ警察上ヨリ觀ルモ社會ノ害惡ヲ防制シ安寧ヲ維持セントセハ、地理、人情、風俗等ヲ知悉スルト共ニ、各人ノ住所、身分、職業、氏名、年齢、男女ノ區別、其者ノ身續、生死、出入、資産ノ有無、所得ノ多寡、生計ノ模様、交際スル人物及性質行狀等ニ至ルマテ豫メ取調ヘ置カサル可カラス、戸口調査ニシテ精密ヲ缺カンカ、不逞ノ徒ハ横行シ罪惡ハ社會ニ蟠マリ、安寧ヲ妨ケ秩序ヲ害シ、公利公益ヲ毀損スルニ至ルヲ以テ警察官署ハ常ニ之レカ調査ニ留意セサル可カラズ、

警 察 法 終

裁判所構成法

裁判所構成法目次

一	通常裁判所及特別裁判所ノ意義及種類 ヲ問フ……………	一	權ヲ有スルヤ……………
二	通常裁判所ノ本務ヲ述ヘヨ……………	二	地方裁判所ハ如何ナル刑事事件ニ關シ 裁判權ヲ有スルヤ……………
三	單獨裁判所及合議裁判所ノ意義ヲ述ヘ ヨ……………	三	豫審ノ意義ヲ説明セヨ……………
四	檢事局ノ意義ヲ説明セヨ……………	四	地方裁判所支部トハ何ソヤ……………
五	檢事ノ本質ヲ説明セヨ……………	五	控訴院ノ組織權限ヲ述ヘヨ……………
六	檢事ノ主タル職務ヲ舉ケヨ……………	六	皇族ニ對スル民事訴訟ノ裁判ハ如何ニ スヘキヤ……………
七	判事ノ本質ヲ説明セヨ……………	七	大審院ノ組織權限ヲ述ヘヨ……………
八	書記ノ管掌スヘキ重ナル職務ヲ舉示セ ヨ……………	八	裁判所ノ管轄トハ何ソヤ……………
九	執達吏ノ職務ヲ舉示セヨ……………	九	管轄ノ指定トハ何ソヤ……………
一〇	區裁判所ハ如何ナル刑事事件ニ付裁判 ……………	一〇	合意管轄トハ何ソヤ……………
		一一	判事及檢事ノ任用并ニ其資格ヲ説明セ ……………

二一	司法官試補ノ職務及權限ヲ述ヘヨ	三	三二	補充判事トハ何ソヤ并ニ其必要ナル理由ヲ説明セヨ	一八
二二	判事ノ在職中禁止セラレタル事項ヲ舉ケ其理由ヲ略述セヨ	三	三三	合議裁判トハ何ソヤ	一九
二三	檢事ハ裁判事務ニ干與スルコトヲ得ルヤ	三	三四	裁判所ノ評議ニ關スル手續ヲ説明セヨ	一九
二四	檢事ト司法警察官ノ關係ヲ述ヘヨ	四	三五	法律上ノ共助トハ何ソヤ	二〇
二五	書記課ノ職務及其監督ニ就テ説明セヨ	四			
二六	豫備書記トハ何ソヤ	五			
二七	書記ノ記録調製ニ關スル權限ヲ説明セヨ	五			
二八	開廷并ニ其場所ニ就テ説明セヨ	六			
二九	公開停止ニ關シ必要ナル手續如何	七			
三〇	開廷中ノ秩序維持權ニ就テ述ヘヨ	七			
三一	裁判所ニ於ケル用語ハ如何	八			

裁判所構成法目次 終

裁判所構成法

一 通常裁判所及特別裁判所ノ意義及種類ヲ問フ

- (一) 通常裁判所 通常裁判所トハ裁判所構成法ニ規定セル裁判所ヲ云フ、而シテ通常裁判所ハ、其裁判スヘキ事項ノ範圍ノ異ナルニ依リテ之ヲ(イ)區裁判所、(ロ)地方裁判所、(ハ)控訴院及ヒ(ニ)大審院ノ四種ニ分ツ、
- (二) 特別裁判所 特別裁判所トハ土地ノ狀況、訴訟事件ノ性質等ニ依リ、通常裁判所ノ審判ニ適セサル場合ニ於テ、特ニ其審判ヲ爲サシムル目的ノ爲メニ設クル裁判所ヲ云フ、現行法上特別裁判所ト名ツク可キ重ナルモノハ(イ)陸軍軍法會議、(ロ)海軍軍法會議、(ハ)臺灣總督府法院、(ニ)關東都督府法院、(ホ)朝鮮總督府裁判所、(ヘ)農商務省特許局、(ト)治外法權ヲ有スル國ノ帝國領事廳、(チ)戰時裁判ノ如キ是レナリ、

二 通常裁判所ノ本務ヲ述ヘヨ

通常裁判所ハ原則トシテ民事刑事ノ事項ヲ審判スルヲ以テ本務トス、民事トハ民法商法其他ノ私法

關係ニ於ケル權利義務ニ關スル事項及親族相續其他ノ身分關係ノ爭訟ヲ云フ、刑事トハ普通刑法又ハ特別ニ認メラレタル刑罰法ニ基キタル訴訟事件ヲ總稱ス、

三 單獨裁判所及合議裁判所ノ意義ヲ述ヘヨ

(一) 單獨裁判所 單獨裁判所トハ單獨ノ判事ヲ以テ事件ヲ審判スル裁判所ヲ云フ、區裁判所ハ單獨裁判所ナリ、

(二) 合議裁判所 合議裁判所トハ數人ノ判事ヲ以テ組織スル部ニ於テ事件ヲ審理シ、其評議ヲ經テ裁判ヲ爲ス裁判所ヲ云フ、即チ地方裁判所及控訴院ハ判事三人、大審院ハ判事五人ヲ以テ組織ス、

四 檢事局ノ意義ヲ説明セヨ

檢事局ハ各裁判所ニ附置セラル、而シテ檢事局ニハ一人若クハ數人ノ檢事ヲ置ク、檢事ハ裁判所ニ對シ獨立シテ其事務ヲ行フモノナルヲ以テ、檢事局ハ裁判所ニ對シ獨立ノ官廳ナリ、故ニ檢事局ハ裁判所ト異リ、司法權ヲ行使スルモノニアラスシテ、常ニ司法權ニ適切ナル行動ヲ監視シ、公益ヲ代表シテ司法事務ニ與カルモノトス、

五 檢事ノ本質ヲ説明セヨ

檢事ハ裁判所ニ對シ獨立シテ訴訟ニ干與スル爲メニ設ケラレタル國家ノ官職ナリ、檢事ハ一面ニ於テハ其實質上一種ノ行政官ナリ、即チ司法行政廳トシテ公益ノ爲メニ國家ニ代ハリ法令ノ實行ヲ監視シ、一般裁判事務ニ涉リテ意見ヲ陳述シ、又ハ法令ノ正當ナル適用ヲ促スノ職ニ在ルヲ以テナリ、然レトモ又一面ニ於テハ其形式上司法官ナリ、即チ裁判所ニ於ケル民事刑事ノ裁判ニ干與スルヲ以テナリ、

六 檢事ノ主タル職務ヲ擧ケヨ

- (一) 公訴ヲ提起スルコト、
- (二) 公訴ヲ實行スルコト、
- (三) 犯罪ニ關スル搜查ヲ爲スコト、
- (四) 公益ノ代表者トシテ上告、再審、非常上告ヲ爲スコト、
- (五) 判決其他ノ裁判并ニ拘引狀、拘留狀等ノ執行ヲ指揮監督スルコト、
- (六) 民事案件ニ於テ必要ナリト認ムルトキ其意見ヲ述フルコト、
- (七) 公益ノ代表者トシテ裁判所ニ屬シ、又ハ之ニ關係スル司法及行政事件ニ付、法律上其職權ニ屬スル監督事務ヲ行フモノトス、

七 判事ノ本質ヲ述ヘヨ

判事ハ裁判權行使ノ機關トシテ設ケラレタル國家ノ官職ナリ、即チ民事刑事ノ事件ニ付其關係ヲ審問シテ、訴訟ノ争點ニ付終局ノ裁判ヲ與フルモノトス、

八 書記ノ管掌スヘキ重ナル職務ヲ舉示セヨ

書記ハ裁判所構成ノ一員ニシテ、判事檢事ニ附隨シテ其職務ヲ行フモノトス、其管掌スル重ナル職務ハ左ノ如シ、

- (一) 公判又ハ判事、檢事ノ事務ニ立會フコト、
- (二) 書類ノ調製ヲ爲スコト、
- (三) 書類ノ送達ヲ爲スコト、
- (四) 判決ノ正本、謄本、抄本ノ作成、認證及執行文ノ附與等ニ關スルコト、
- (五) 訴訟關係人ノ呼出ニ關スルコト、
- (六) 會計事務ニ關スルコト、
- (七) 監督書記及書記長ハ其書記課ノ事務ヲ指揮監督ス、

欠

フノ便宜ヨリ出テタルニ外ナラス、

二九 公開停止ニ關シ必要ナル手續如何

裁判所カ對審ノ公開ヲ停ムルノ決議ヲ爲シタルトキハ其決議及理由ヲ公衆ヲ退廷セシムル以前ニ於テ言渡スヲ要ス、又判決ヲ言渡ストキハ再ヒ公衆ヲ入廷セシメサル可ラス、而シテ公開停止ノ決議ハ他ノ事件ニ效力ヲ及サ、ルモノトス、憲法ニハ裁判所ノ決議ヲ以テト規定セルモ區裁判所ニ於テハ單獨判事ナルカ故ニ其自由意思ヲ以テ決定シ公開ノ停止ヲ爲スコトヲ得、尙又裁判長ハ停止中ト雖モ入廷ヲ許スモ妨ナシト認ムル者ニ對シテハ入廷ノ特許ヲ與フルコトヲ得ルモノトス、

三〇 開廷中ノ秩序維持權ニ就テ説明セヨ

開廷中ノ秩序維持權ハ限定的規定存セサルニ依リ列舉シカタシト雖モ構成法ニ於テ認メタルモノヲ舉レハ裁判長ハ左記ノ如キ權能アルモノトス、

- (一) 裁判長ハ婦女兒童及相當ノ衣服ヲ着セサル者ニ退廷ヲ命スルコト、
- (二) 審問ヲ妨クル者又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者ニ退廷ヲ命シ、之ヲ拘引シ閉廷ノトキマテ之ヲ拘留スルヲ必要ト認ムルトキハ之ヲ命令スルコトヲ得、若シ此違反者カ當事者、證人、鑑定人ナルトキハ

欠

即時ニ處罰ヲ爲シ得ヘク、若シ原告カ違反者ナルトキハ處罰ヲ爲シタルトキト雖モ、仍ホ其本人宥恕ヲ乞フカ恭順ヲ表シ不敬ヲ謝スルマテ其審問ヲ中止スルコトヲ得、
(三) 不當ノ言語ヲ用ユル辯護士ニ對シテハ、其事件ニ付キ引續キ陳述スルコトヲ禁スルコトヲ得、
右(二)、(三)ノ權能ハ豫審判事、受命判事、又ハ法律上其職務ヲ行フ司法官試補モ亦之ヲ行フコトヲ得、

三一 裁判所ニ於ケル用語ハ如何

裁判所ニ於ケル用語ハ原則トシテ日本語ヲ用井、日本語ニ通セサル者ニ對シテハ通事ヲ用ユヘキモノトス、又被告人、對質人等カ壁ナルトキハ書而ヲ以テ問ヒ、啞ナルトキハ書面ニテ答ヘシム、若シ又書ヲ能クセス、文字ヲ知ラサル場合ハ、通事ニ依リテ意思表示ヲ爲サシムルモノトス、尙又外國人カ當事者タル訴訟ニ於テ、其訴訟ニ關係ヲ有スル者及其訴訟ニ參與スル官吏カ、共ニ或外國語ニ通スル場合ニハ、裁判長カ便利ナリト認ムルトキハ其外國語ヲ以テ口頭審問ヲ爲シ得ルモノトス、但此場合ニ於テモ、其公ケノ記録ハ日本語ヲ以テ作成スヘキモノトス、

三二 補充判事トハ何ソヤ并ニ其必要ナル理由ヲ説明セヨ

補充判事ハ刑事々件ノ審問中、或刑事カ疾病其他ノ事故ニ依リテ引續キ參與シ得サル場合ニ、其判

事ニ代リテ審問及裁判ヲ完結スルカ爲メニ設ケルモノナリ、而シテ之ヲ置ク所以ハ、各判事ハ事件ノ審理判決マテ始終引續キ同一ノ者タルヲ要スルヲ以テ、列席判事中心ニ差支ヲ生シ、他ノ者カ之ニ代リタリトセハ、公判手續ハ更ニ始メヨリ新ニセサルヲ得サルヲ以テ、四日以上引續キ審理ヲ爲ス必要アリト認メタル刑事々件ノ審問ニ付テハ、裁判所長ニ於テ定數ノ判事ノ外補充判事一人ヲ命ジテ其事件ニ立會ハシムルコトヲ得ルモノトシタルモノナリ、

三三 合議裁判トハ何ソヤ

判事ハ民事刑事ノ事件ヲ審判スルニ付テハ他ノ拘束ヲ受クルコトナキヲ以テ、單獨判事ニ在リテハ專ラ自己ノ意見ヲ以テ其事件ヲ裁判スヘシト雖モ、三人若ハ五人ノ判事ヲ以テ組織スル合議裁判所ニ於テハ、各判事單獨ノ意見ヲ以テ裁判スル能ハス、各判事ノ意見ヲ綜合シテ其裁判所ノ意思ヲ決定ス、之ヲ稱シテ裁判ノ合議或ハ評議ト云フ、此合議ノ結果言渡スモノヲ合議裁判ト云フ、

三四 裁判ノ評議ニ關スル手續ヲ説明セヨ

判事ノ評議即チ裁判所ノ合議ハ裁判長之ヲ開キ且之ヲ整理ス、而シテ各判事カ合議ノ際意見ヲ述フルニ當テハ、官等ノ最モ低キ者ヨリ始メ官等同等ナルトキハ年長者ヲ先キトシ裁判長ヲ最後トス、

